

10月3日(木)

出席委員

委員長 新妻 さえ子
副委員長 澤田 えみこ
同 松永 よしひろ
委員 のだて 稔史
同 やなぎさわ 聡
同 おぎの あやか
同 ゆきた 政春
同 ひがし ゆき
同 石田 ちひろ
同 田中 たけし
同 せらく 真央
同 松本 ときひろ
同 えのした 正人
同 山本 やすゆき
同 安藤 たい作
同 鈴木 ひろ子
同 横山 由香理
同 石田 しんご

委員 筒井 ようすけ
同 あくつ 広王
同 塚本 よしひろ
同 まつざわ 和昌
同 こしば 新
同 吉田 ゆみこ
同 高橋 しんじ
同 西本 たか子
同 中塚 亮
同 須貝 行宏
同 藤原 正則
同 こんの 孝子
同 若林 ひろき
同 石田 秀男
同 西村 直子
同 高橋 伸明
同 大倉 たかひろ

欠席委員

木村 健悟

その他の出席議員

渡辺 ゆういち

出席説明員

区 長	森 澤 恭 子	新庁舎整備担当部長	黒 田 肇 暢
副 区 長	堀 越 明	広町事業担当部長	品 川 義 輝
副 区 長	新 井 康	総 務 課 長 (秘書担当課長兼務)	勝 亦 隆 一
企 画 経 営 部 長	久 保 田 善 行	コンプライアンス推進担当課長	石 井 健 太 郎
企 画 課 長	崎 村 剛 光	戦 略 広 報 課 長	與 那 嶺 亘
政策推進担当課長	吉 岡 孝 樹	人権・ジェンダー平等推進課長	木 村 真 澄
SDGs推進担当課長	井 添 優 子	人 事 課 長	宮 尾 裕 介
財 政 課 長	加 島 美 弥 子	人材育成担当課長	田 口 祐 子
施 設 整 備 課 長	長 尾 樹 偉	新庁舎整備課長	山 下 隆
デジタル推進課長	横 田 剛	広町事業調整担当課長	泉 勝 也
D X 戦 略 担 当 課 長	西 澤 拓	地 域 振 興 部 長	川 島 淳 成
経 理 課 長	佐 藤 聡	地 域 活 動 課 長	宮 澤 俊 太
税 務 課 長 (定額減税調整給付金担当課長兼務)	吉 野 誠	生活安全担当課長	河 合 伸 彦
区 長 室 長	柏 原 敦	戸 籍 住 民 課 長	築 山 憩

地域産業振興課長
小林 徹

文化観光スポーツ振興部長
辻 亜 紀

文化観光戦略課長
大 森 直 人

スポーツ推進課長
三 井 崇 司

災害対策担当部長
(危機管理担当部長兼務)
滝 澤 博 文

会計管理者
大 串 史 和

教 育 長
伊 崎 み ゆ き

教 育 次 長
米 田 博

選挙管理委員会事務局長
今 井 裕 美

監査委員事務局長
高 山 崇

区議会事務局長
大 澤 幸 代

○午前9時30分開会

○新妻委員長 おはようございます。

ただいまより、決算特別委員会を開きます。

それでは、令和5年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち、第2款総務費のみとなっておりますので、ご了承願います。

それでは、これより本日本日予定の審査項目の説明を願います。

○大串会計管理者 おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、一般会計の歳出、第2款総務費をご説明申し上げます。

決算書の172ページをお願いいたします。

第2款総務費は、予算現額289億1,549万2,242円、その3列右になりますが、支出済額は274億5,060万818円で、執行率は94.9%。支出済額の対前年度比は、マイナス27億9,422万1,922円、9.2%の減で、減の主なもの、基金積立金、退職手当であります。

1項総務管理費の支出済額は133億9,835万8,535円で、執行率は94.5%であります。

1目企画費では、計画策定経費を支出いたしました。

2目財政管理費は、基金積立金や予算関係の管理費であります。

次の174ページにまいりまして、中段にございます3目施設整備費は、区施設営繕事務費であります。

1枚おめくりいただきまして、4目広報広聴費では、広報紙の発行や広報番組等の制作などを行いました。

1枚おめくりいただきまして、178ページ、下段にございます。5目情報化推進費では、ICT推進のほか、ネットワークセキュリティの強化などを行いました。

続いて、182ページにまいりまして、6目総務運営費では、国際交流事業推進事業などを行いました。

2枚おめくりいただきまして、186ページにまいります。

7目人権啓発費では、人権啓発事業、男女共同参画推進事業を行いました。

8目人事管理費では、職員給与費の支出のほか、職員研修、働き方改革推進事業などを行いました。

次の188ページにまいりまして、9目庁舎管理費では、庁舎および公有財産の管理などを行いました。

2枚おめくりいただきまして、次の192ページにまいりまして、10目新庁舎整備費は、新庁舎に係る基本設計、基金積立金などあります。

11目会計管理費は、出納関係事務費、新公会計運用経費などあります。

1枚おめくりいただきまして、次の194ページにまいりまして、2項地域振興費の支出済額は、112億5,629万4,523円で、執行率は95.4%であります。

1目地域活動費では、町会および町会連合会への助成、歩行喫煙防止推進事業、生活安全推進事業などを行いました。

続きまして、202ページにまいります。

2目文化観光費では、都市型観光プランの推進、文化センターの運営、総合区民会館や品川歴史館の大規模改修工事などを行いました。

続きまして、208ページにまいります。

3目スポーツ推進費では、地域スポーツ支援や、各運動施設の運営などを行いました。

次の212ページにまいりまして、3項徴税費の支出済額は11億555万5,254円で、執行率は96.2%、特別区民税の徴収等に関する事務費であります。

1枚おめくりいただきまして、次の214ページ、こちらは中段でございます。4項戸籍及び住民基本台帳費の支出済額は12億5,841万2,336円で、執行率は95.6%、戸籍事務等に関する事務費であります。

2枚おめくりいただきまして、218ページにまいります。

中段でございますが、5項選挙費の支出済額は2億8,469万9,180円、執行率は84.5%であります。区議会議員選挙の経費を支出いたしました。

次の220ページにまいりまして、6項統計調査費の支出済額は、6,277万5,926円で、執行率は96.2%、住宅・土地統計調査などを行いました。

1枚おめくりいただきまして、222ページにまいります。

7項監査委員費の支出済額は8,450万5,054円で、執行率は98.5%であります。

○新妻委員長 以上で、本日の審査項目の説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在、31名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。

こしば新委員。

○こしば委員 おはようございます。私からは、201ページの歩行喫煙防止推進経費についてお伺いいたします。

これまで、たばこから流れてきます副流煙が非喫煙者にかからないよう、分煙の促進を図るべく喫煙所の整備を提案させていただきました。今年4月の厚生委員会で報告されました健康に関する意識調査では、「あなたは、この1か月間に受動喫煙を受けたことがありましたか」という問いに対しまして、平成29年度では「はい」が60%であったのに対し、令和5年度では36%にまで減っております。これはひとえに、国、東京都、そして本区の取組の成果であったと思います。

その取組の背景には、改正健康増進法の成立や東京都の受動喫煙防止条例があったかと思えます。そして、2020年からコロナ禍により人が密集する喫煙所は、特に禁止されたことが背景であったと認識しております。

たばこ税の推移を見ますと、令和2年の収入額が30億4,800万円、令和3年が30億4,000万円、令和4年が33億9,500万円、そして令和5年の収入が少し減り、33億6,300万円でした。昨年からの収入は減りましたものの、コロナ前に比べて、たばこ税の収入は増えました。喫煙所が減る一方で、たばこ税は30億円を超えております。

私は、今年の3月に、非喫煙者で喫煙所の整備を求める区民の方5名と、まだ稼働しておりませんが、大井町駅の東口にございますコンテナ型の喫煙所を見学いたしました。また、その近くの踏切近くでございますJTが協力して改築されました囲い型の喫煙所も見学いたしました。その際には、非喫煙者からも、煙のにおいがたまらないので、コンテナ型喫煙所の整備の拡大を求めるお声も複数お聞きいたしました。

JTが喫煙所の充足状況を調べましたところ、例えば、大崎駅周辺では、コンテナ型喫煙所が2か所整備されたこともあり、充足率が高い一方で、喫煙所の大部分が撤去されました五反田は、充足率が3

割程度でした。そして、大井町を見ますと、きゅりあん周辺には喫煙所が整備されていることから、比較的充足率が高い数値を示していました。地域によって既に喫煙所の充足率に差が出ているのが現状でございます。

品川区では、コンテナ型喫煙所の整備を進めておりますが、必ずしも路上の喫煙禁止・地域美化推進地区全域に展開はされていないように思います。その課題について、まず教えていただけますでしょうか。

○河合生活安全担当課長 喫煙所の課題ということですが、区といたしましても、これまで罰則のある路上喫煙禁止・地域美化推進地区をメインに喫煙所を整備してきた。しかしながら、それ以外の場所の喫煙に関する苦情等も全域に及んでいる状況がございますので、やはり喫煙所の整備は全域で必要だという認識に立っております。

したがって、民間の公衆喫煙所の助成等を含めて、積極的に検討していきたいという考えでございます。

○こしば委員 今、課長から、民間の喫煙所の利用も答弁をいただきました。

品川区には、今、民間が喫煙所設置に当たりまして補助を出しております。品川区以外でも多くの自治体では、民間が喫煙所を設置するに当たり補助を出しています。適地が少ない中で、東京23区が喫煙所整備のために民間に頼らざるを得ない状況にあることは分かりました。本区でも、公衆喫煙所整備事業について、まだ数年しかたっておりませんが、これまでの実績について教えていただければと思います。

○河合生活安全担当課長 実績についてお答えいたします。

実績につきましては、五反田地区でございますが、令和5年度に1件の助成の実績となっております。本年については、今、1件、申請待ちというような形で推移しております。

○こしば委員 この事業は、大変参考になる自治体の例が幾つかございます。千代田区がその1つでございます。千代田区の公衆喫煙所設置助成事業は、平成21年から始まり、5年後に制度を見直し、大幅に拡充されました。そこからこの助成制度が活用される件数が一気に増えてまいりまして、今では80件近くが制度を活用しております。明らかに助成の拡大が制度の活性化につながったと認識しております。

また、渋谷区でも新規の喫煙所設置に対して10分の10の助成割合で、一律300万円だったものが、今年の4月から、面積に応じて900万円まで助成されることになりました。

品川区でも、この制度活性化のために、区民の健康を守るために、この制度の拡大を促したいと思いますが、ご見解を伺います。

○河合生活安全担当課長 委員のお話にありました千代田区、渋谷区、そのほかにも中央区や港区など民間喫煙所の助成に力を入れている区の情勢をこちらも調査しております。

やはり規制をしているレベルから考えまして、ほとんどの規制のレベルからすると、大体喫煙所の助成は10分の10で行っているという背景がございますので、区といたしましても、今、通常の地区は3分の2、推進地区は5分の4という一部助成という形になっておりますので、この辺については、今後、前向きに検討していきたいと考えております。

○こしば委員 ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思います。

一方、区の今の喫煙所を見ますと、よくこれまで公園に灰皿が置かれておりました。しかし、今では公園から灰皿がなくなっているのが現状でございます。確かに非喫煙者の健康を守ることは大切ですし、

他人の健康を害するべきではありません。しかし同時に、喫煙をする自由も当然あります。区内の公園にあります灰皿が、たしか私の調べでは15カ所あったと思いますが、今、閉鎖されているのは、コロナ対策であると伺っております。既にコロナも5類に移行していることから、コロナ対策を理由として灰皿を撤去したままであるならば、まず、その理由について教えていただきたいと思います。

また、順次閉鎖されました喫煙所の再開も含めた喫煙所の整備といったものも検討いただきたいと考えますが、見解を伺います。

○河合生活安全担当課長 公園の喫煙所の今の閉鎖状況についてでございますが、公園課所管なので、本来の私のほうの答弁ではないのですけれども、連携してやっておりますので、今、話を聞いているのは、公園のほうの受動喫煙の観点から、再開等は、町会等のまちの声もしっかり聞いた上で検討というところになっておりますので、そういったところで公園課で判断していくものと考えております。

○こしば委員 また、並行しまして、推進地区、また路上喫煙の禁止以外の場所についても、例えば、大森駅のほうでも、大井坂下公園の周辺では、ポイ捨てが大変多かったこともございました。地域の方からも何とかしてもらいたいという声もありました。

そういった路上喫煙が禁止されている場所以外にも、こういった喫煙所の整備の検討を改めて求めたいと考えますが、区のお考えを教えてください。

○河合生活安全担当課長 今、推進地区以外の大森駅地区とか、そういったところも、喫煙所の整備というところで、推進地区以外のところでもというところで力を入れておりまして、区といたしましても、喫煙所の運営事業者等に直接、いろいろ助成事業のご案内等は、そういったところで進めているところでございます。

したがって、今回も、今年度の民間喫煙所の実績も、今、事業者といろいろ打合せをしまして、大森地区に、今後、申請が来るような形で推進しているところでございます。

○新妻委員長 次に、ゆきた委員。

○ゆきた委員 おはようございます。私からは、今、こしば委員からもありましたが、201ページの歩行喫煙防止推進経費と、そこに関連したたばこの吸い殻ごみについて質問いたします。

特に取り上げたいのが、西大井駅でのたばこの煙害、煙の被害でございます。こちらについては、ニコンが建設されたことで、特に苦情の声がひどいということもかなり聞いております。私も街頭演説をする際に、ひどい煙の被害を何とかしてほしいというお声も度々伺っています。他会派からも、西大井駅でのたばこの煙害については質疑されてきたところでございますが、西大井駅では、現在、指定喫煙所はありますが、流れてくる煙に対しての対策はいまだにないままです。先日の予算特別委員会では、前向きな答弁もいただいたと思いますが、今後の人の混雑等を鑑みて、路上喫煙禁止・地域美化推進地区の指定や、さらなる対策の進捗について教えていただければと思います。

○河合生活安全担当課長 西大井駅前の喫煙所の問題につきましては、区としても認識しております。ニコンの本社が建つ前、職人たちが、休憩時間も含めて、朝、喫煙されている状況で、結構ニーズがあった状況がございましたので、そういったところで施工管理のほうにも申し入れして、こちらのパトロール隊と一緒に声かけをするなどして対応した経緯がございます。

また、喫煙所の整備につきましては、実際に今、屋根も仕切りもない、灰皿が置いてあるだけというところで、喫煙所のスペースが明確化されていない。若干タイルの色で、ここが喫煙所なのだろうなというような状況でございますので、JTに協力をいただきまして、今、大体10人ぐらいのキャパシティなのですから、少し範囲を広げまして、倍の20名ぐらいに対応できるようなパーティション

型の喫煙所の設置で具体的に調整しているところがございます。

○ゆきた委員 今、パーティションのご説明があったと思いますが、要望としては、コンテナ型の喫煙所という、そういった声をかなり聞いておりますので、パーティションだけでなく、コンテナ型の喫煙所も考えていただければと思います。

また、パーティションについてですけれども、厚生労働局長から出されている屋外分煙施設の技術的留意事項、こちらには、人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすることとあり、パーティション型については、出入口には方向転換のためのクランクがあることとして、2回以上のクランクがあることが望ましいというふうに出されています。国の留意事項で出入口の形状についても、ほかにも高さ等についても具体的に例示されています。ぜひこういったことも踏まえて対策をとっていただければと思いますが、改めて区の見解をお聞きします。

また、西大井駅の指定喫煙所の整備と併せて、指定喫煙所手前の、ここ以外での喫煙を禁止する路面標示は、読み取れないほど劣化していますので、喫煙スペースの境界が区民へと分かる工夫も要望したいと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

○河合生活安全担当課長 西大井駅前のコンテナ型の喫煙所の検討は、実際にいたしました。しかしながら、場所的な制約等、そういったところで、設置できる場所が町会の御神輿を置く場所のところに限定されてしまうというところがございますので、町会のほうが、コンテナ型は、それではという否定的なご意見もございましたので、そういったところも含めて検討いたしましたので、あそこは中洲状になっているような状況でございますので、パーティションも煙返し等をつけてやることによって煙の流出は結構抑えられる状況がございますので、やはりコンテナ型喫煙所、受動喫煙のメリットは大きいのですが、実際のところ、コスト面などの課題もございますので、今現在、あそこではパーティションが一番妥当かなというところで、煙流出防止もクランクをつけてしっかり対策をとって講じたいと考えております。

○ゆきた委員 様々なお声があると思いますが、区民の声をさらにより深く聞いて進めていただければと思います。

また話が変わりまして、先日、西大井二丁目の方から、区民相談で、たばこのポイ捨てがひどく、生活安全担当で直接相談者からの声を聞いてもらい、すぐに路面標示をつけていただく対応をしていただきました。相談者からは、路面標示をつけてもらってから劇的にたばこのポイ捨てが少なくなり感激と感謝の声をいただいております。本当にありがとうございます。

ですが、一方で、路面標示、掲示物で注意喚起をしても、一向にたばこのポイ捨てがなくなり、毎朝たばこのポイ捨ての掃除を余儀なくされているというところもあります。本年の予算特別委員会で紹介させてもらったたばこのポイ捨てが原因で火災になった戸越六丁目のお店では、いまだにたばこのポイ捨てに悩まされて、注意喚起の掲示物だけでは対策として効果が薄いというお声も聞いています。

こういったことに対して、現状、区の対策について、改めてお聞きできればと思います。

○河合生活安全担当課長 ポイ捨てのそういった苦情に即応して対応するという心はかけております。委員のほうで、感謝の言葉があったということ、その辺はうれしく思うところなのですが、やはり路面標示をするだけでは守られない状況もございますので、やはりそこは声かけの啓発も含めて力を入れていかなければいけないところであると認識しております。

また、ポイ捨てというのは、歩行喫煙とか路上喫煙が前提でございますので、そういったところでも区民等の声から規制の在り方というものがございますので、今は規制強化のほうで実態把握の調査も行い

ましたので、そういったところも含めて検討していきたいと考えているところでございます。

○ゆきた委員 今、「調査」という言葉がありましたので、さらに区民のお声を聞いて進めていただければと思います。

あと、今まで様々質疑されてきたところでございますが、防犯カメラの対策というものも有効な策だと思われま。通学路や区有施設の敷地内においては、防犯カメラが設置され防犯が進められています。

所管が違いますが、区道では、見通しがいいため、基本的には防犯カメラが設置されていないとの区の見解だと思われま。先ほど紹介させてもらった西大井二丁目、戸越六丁目は、2つとも見通しの悪い区道から苦情の声があったところでございます。区道であっても、全てにおいて見通しがいい場所ではなく、防犯カメラについては、こうした場所においても、所管を超えての連携をとり、防犯抑止に努めていただければと思われま。こちらについてもお聞きしたいと思われま。

また、本年の予算特別委員会では、たばこのポイ捨てで火事を起こした場合、刑法第116条の失火罪に問われることから、路上喫煙禁止・地域美化推進地区での過料が発生するとの印象を深めるために、たばこのポイ捨てで火災を発生させた際には刑事罰に処せられるとの警告の掲示を要望させていただきました。答弁では、他法令に抵触する部分について、所管の機関と意見に対応するところは調整が必要であり、そういった意見を踏まえていきたいとありましたが、ここについての進捗として、以上2点、お伺いしたいと思われま。

○河合生活安全担当課長 まず、表示関係です、失火等のそういった他法令につきまは、昨日も多言語化のお話がありましたけれども、そういったところも含めて、規制強化も含めて、どう表示していくかということは、いろいろ研究してやっていきたいと考えております。

また、防犯カメラの設置位置の関係です。こちらは、町会や自治会の設置の助成等を行っておりますけれども、こういった設置場所につきまは、警察のご意見をいただくということが前提になっているとともに、やはり少ない場所は連携しながらアドバイスするような形で推進していているところでございます。

○ゆきた委員 ぜひ警察との連携も進めていきながら、さらに進めていただければと思われま。

本年度、予算特別委員会で、私、投票型喫煙所の紹介をさせていただきました。導入されている渋谷区では、吸殻ごみの90%、横浜市では70%の吸殻ごみが削減され、相乗効果としてもペットボトルや空き缶等のごみも削減されています。

昨年には、名古屋市、岡山市、千代田区など、様々な地域で投票型喫煙所の実証実験が行われております。西大井駅では、指定喫煙所内に吸殻入れはありますが、指定喫煙所以外の縁石には、たばこの吸殻ごみが非常に多く散見されています。こういったところで、問題の解消を図るためにも、実証実験として、吸殻入れを投票型喫煙所の吸殻入れに変えていくことについて要望として終わります。

○新妻委員長 続きまして、山本委員。

○山本委員 本日もどうぞよろしくお願いたします。私からは、173ページの行政評価、179ページの区民アンケート、187ページのいじめ防止対策推進事業経費、211ページの地域スポーツ支援について伺います。

まず、行政評価について伺います。

事務事業評価シートが作成されることにより行政の透明性が高まり、大変よい取組であると思われま。その前提でお聞きいたします。

先日の行財政改革特別委員会でも申し上げましたが、事業の目的に対して取り組んでいる内容や定量

的な目標設定が妥当かどうか、誰がどのように判断をしているのかを確認させてください。

○吉岡政策推進担当課長 事務事業評価シートに掲載されております事業の目的、あるいは取組、目標設定についてのご質問かと思えます。

事業の規模感にもよりますけれども、総合実施計画ですとか個別計画の策定時、あるいは予算要求時におきまして、まず、各所管がしっかりと検討、判断をしております、最終的には区として決定しているところでございます。

○山本委員 ご回答ありがとうございました。

ここで個別の事務事業評価シートの内容について確認をさせていただきます。同評価の20ページにある企業・大学等との連携促進のシートを例にお話をさせていただきます。

目的には、2つ記載があります。1つ目は、区と企業の協働により様々な施策を展開するとともに、企業同士の連携を促進し、地域の活性化につなげること。2つ目は、区と大学等との包括的な連携のもと、区と大学および大学間等での一層の協力関係を構築し、地域課題の解決や大学等の教育・研究機能の向上を推進し、地域社会の発展に寄与することです。

一方、目標設定として記載されているのは、協議会の会員企業数や学校数です。これでは目的と目標設定が的確に結びついていないように感じます。目的が地域の活性化や地域社会の発展であれば、目標設定は、例えば、企業連携による具体的な活性化事例の数や、地域社会の貢献事例の数を目標にするほうがふさわしいのではないかと考えます。

こちらは一例ですが、この点に関しては、ほかの事業シートでも同様の事例が見受けられました。区のご見解を伺います。

○吉岡政策推進担当課長 今、事務事業評価シートの指標設定につきまして、一例というところでご質問をいただきました。

指標の設定につきましては、全体の考え方をご説明させていただきますと、事業の成果を様々な角度から把握するために、小事業内で複数の事業等を実施しております場合は、可能な限り、それぞれ指標を設定しているところでございます。

また、事業の目的を踏まえまして、アウトプット指標だけではなくて、可能な限り、所管においてもアウトカム指標を設定していくというところは、区といたしましても、継続して昨年度からの課題と捉えておりますので、事業の内容にもよりますけれども、今後とも定量的なアウトカム指標の設定に努めてまいります。

○山本委員 ご回答ありがとうございます。区の考え方を理解いたしました。

課題としてご認識していただいているということですが、目的に対する定量的な目標設定は極めて重要です。目的に対しての目標の妥当性を確認することが、施策に関し効果的に評価する極めて重要な点であると考えます。

先日の行財政改革特別委員会でも申し上げましたが、この点、外部機関によるレビューや目標設定などで民間企業のコンサルティングなど、アドバイスを受けることは難しいでしょう。

○吉岡政策推進担当課長 今年度、事務事業評価の対象の事業数は669事業ということでございまして、こちらは全てを外部の方にご確認いただくというところが、費用対効果ですとか、また、対応する時間数、こういったところから非常に厳しいかと考えておりますけれども、この事務事業評価とは別に実施しております政策評価、こちらで、こちらの政策を進めていく主要な事業につきましては、外部有識者や区民等から成る政策評価委員会において設定された指標についてもご提言をいただいていると

ころでございます。

また、先ほど、委員から、個別事業での指標設定についてご提案いただいたところでございますが、事業の必要性、有効性、効率性だけでなく、こうした指標の設定につきましても、議会の皆様にチェックいただきまして、そういったご提案につきましても参考にさせていただいているところでございます。

○山本委員 ありがとうございます。状況を承知いたしました。

区議会が確認機能を担う場合、本シートの配付が決算特別委員会の始まる数日前だと、全てを詳しく確認することが難しいと考えております。我々区議会議員のチェック機能を向上するため、資料配付のスケジュールを前倒しすることはできないでしょうか。様々な工夫により、少しでも確認期間が延びるよう、こちらは要望とさせていただきます。

また、ここまで作業を進めるに当たり、関わる全職員の皆様に大きなご負担がかかっていることを理解しております。そのため、今後において、より効果的に活用できる仕組みを整える必要性を感じております。このような状況を踏まえ、以下の2点について要望申し上げます。

まず1点目は、目標設定および設定項目の見直しに加え、将来的には評価の枠組みそのものの再検討となります。

例えば、全ての項目に対して一律の評価方法を適用するのではなく、予算規模が大きい項目や重点項目と一般項目に差を設けることで作業を効率化しつつ、負担を軽減できるのではないかと考えます。2年、3年と継続的に取り組んでいく中で、このような手法で作業の形骸化を防ぎ、作業負荷と効果的な評価のバランスを保ちながら、さらにブラッシュアップを進めていただきたいと思います。

次に2点目として、これまでも申し上げてまいりましたが、区民の皆様が簡単にご理解いただけるような分かりやすい概要版の資料作成をお願いしたいと思います。透明性と親しみやすさの両立が区民の皆様との信頼関係を築く上で非常に重要だと考えております。いかがでしょうか。区のご意見を伺います。

○吉岡政策推進担当課長 評価手法、あるいは、今後、区民の皆様にご理解いただく工夫ということでご質問いただいたかと思っております。

まず、評価手法につきましては、昨年度から本格実施を始めたということもございます。こういった行政評価、経年の変化を確認しながら進めていくということもございますので、すぐに大幅な変更はございませんけれども、やはり形骸的なものを防ぐということで、効果的な手法については、引き続き検討していきたいと考えております。

また、区民の皆様にご理解いただけるような事務事業評価を当然目指しておりますので、こちらについても、どのような周知方法があるか、そういった媒体も含めて検討していきたいと考えております。

○山本委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、地域スポーツ支援について伺います。

先日のパラスポーツチャレンジデーに参加した子どもたちから、多くの種目を体験でき、パラリンピック選手から教わることで、とても楽しかったとの感想を多く聞きました。当日の参加者数や周知方法、アンケートによる満足度の確認についてお聞かせください。

○三井スポーツ推進課長 パラスポーツチャレンジデーの当日の参加者数につきましては、現在集計中でして、昨年度は延べ1,200名程度の方にご参加いただいております。今年度は、速報値で、事業者から、大体1.6倍程度の参加者数になっているのではないかと聞いております。

周知方法ですが、広報しながら、SNS、あとは小中学校にチラシ配布や、近隣の皆様にポスティング

グ等を実施しているところです。

満足度については、来場者にアンケートを実施しまして、イベント満足度を把握できるようにしております。

○山本委員 参加者が増加し、満足度も高い結果であることを大変喜ばしく思います。アンケートの実施も素晴らしいと考えます。イベントはもちろんですが、行政が行うサービスについては、区民の満足度が何よりも優先される目的だと思います。常に満足度が測定できることが大事であると考えます。

イベントの楽しさをさらに多くの方に知っていただけるよう、動画を活用して広く周知することをご検討いただけませんか。

例えば、前年度のイベントの様子を短い動画で配信することで、雰囲気をもっと効果的に伝えられるのではないかと考えます。また、複数種目があるため、延べ人数だけでなく、実際の来場者数を正確に把握することも重要だと感じます。今後の周知方法と来場者数の把握についてご検討いただけますでしょうか。

周知方法については、区全体として同様の取組を進めることができると考えております。本イベントと区の情報発信や広報的視点のそれぞれについて、区のご見解をお聞かせください。

○三井スポーツ推進課長 まず、動画の配信ということですが、スポーツイベントにおいては、SNSで当日の様子を知ってもらうということは重要と考えておりまして、動画だけではなくて、写真で実際に当日の様子を、可能な限りSNSで発信しているというようになっています。

動画ですが、ほかのスポーツの事業でも動画でのSNS発信はしておりますので、発信方法につきましては、事業ごとの必要性に応じて考えてまいります。

周知方法は、SNSを可能な限り使っていきたいと考えております。

○與那嶺戦略広報課長 情報発信の観点につきまして、私からご説明させていただきます。

区で行っている様々なイベント関係等の周知、PRについては、それぞれの事業所管において創意工夫を持って行っているところがございます。

我々戦略広報課といたしましても、SNS、Xであるとか、フェイスブック、LINE、インスタグラム等々を持っておりますので、そういったものを効果的に使っていただけるように、それぞれの所管をサポートしていく考えでございます。

○山本委員 ありがとうございます。それぞれどうぞよろしく願いいたします。

次に、区民アンケートについて伺います。

昨年度に全区民向けに実施した区民アンケートでは、区政とつながろうと思う場や仕組みについて期待することに関する項目において、「区民の意見を伝えることができるアプリの導入」が26.1%で全体の3位、「定期的な区民アンケートの実施」が24.8%で、同5位と高い期待が示されております。それぞれに対して、区のご見解を伺います。

特に、定期的な区民アンケートの実施については、昨日のヤングケアラー支援でのアンケート調査と同様に、デジタル技術を活用することによって、コストと手間を大幅に削減できると考えますが、いかがでしょうか。併せてお聞かせください。

○與那嶺戦略広報課長 2点ご質問をいただきました。

まず、区に対して意見を伝えるアプリの導入についてでございます。

従来型の区の区民の声を伺う手段としては、窓口であるとか、電話で受け付けるだとか、メールとか、様々な手段を行ってきたところではありますけれども、それ以外の手法、アプリであったりとか、デジ

タルツールを生かしたを送りたいという、そういったご要望があるということもこちらは把握しているところでございます。また、他自治体等でもそういった取組が進み始めたということも把握しているところでございます。やり方であるとか、手段であるとか、ツールであるとか、適切な方法について、これから情報収集を含めて検討してまいるところでございます。

もう1点、定期的な区民アンケートの実施についてでございます。

昨年実施いたしました全区民アンケートにつきましては、やはりこちらは全区民に対して行ったというところで、全体の費用でありますとか、今回、自由意見欄についての内容確認、いわゆる個人情報が含まれていないかであるとか、そのほか、いわゆる誹謗中傷などが含まれていないかであるとか、そういったところを職員一人一人目検で確認してきたという、そういった少し人的な手間もかかってきたというところでございます。そういった課題もございますので、定期的な実施については、まだ少し課題も多いのかなという形で思っておりますので、こちらにつきましても、今後、引き続き検討させていただきたいところでございます。

○山本委員 ご回答ありがとうございます。昨日質問したヤングケアラー支援のアンケート調査、本日の区のイベントに対する区民の満足度アンケート、そして最後に質問させていただいた区民アンケート、その全てに共通する課題は、区民の皆様の声を直接聞く効果的な仕組みがないことだと感じています。

一方で、区民の皆様からは、区に意見を伝えるアプリの導入に対する期待があります。このデジタルプラットフォームが構築できれば、行政評価の分析が大きく前進し、結果として区民の満足度が飛躍的に高まると考えますが、本件については、また別の機会に発言をさせていただきます。

最後に、いじめ防止対策推進事業経費について伺いたいところでございますが、時間も限られておりますので、次の機会に質問させていただこうと思います。

○新妻委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 185ページ、私立学校関係費に関連して各種学校への支援について。179ページ、区民アンケートについて伺います。

各種学校には、朝鮮学校など在外国人の方が通う学校も含まれています。まず、区の人権尊重の定めで、外国人差別の禁止の規定はどのように定められているのか伺いたいと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 区において、現在、1993年（平成5年）に立ち上げた「人権尊重都市品川宣言」という宣言文がございます。こちらの中に、部落差別をはじめ、障害者、女性、先住民族、外国人への差別ということで話が入っておりますので、こちらの宣言文において考え方を広く周知していくというところに対応しているところでございます。

○安藤委員 宣言にも文言として外国人への差別ということで問題意識が書かれているということですので。

今年の予算特別委員会では他の委員から、品川区外国人学校児童・生徒等保護者補助金の見直しを求める質疑がありました。その後、子どもが朝鮮学校に通う区内在住の保護者の方からお話を伺う機会がありました。朝鮮学校は、そもそも敗戦後、日本人により奪われた名前や言葉を取り戻すために、朝鮮半島にルーツを持つ子どもたちのために青空教室から始まったそうです。こちらの補助金制度なのですが、1980年代に品川に住むあしながを含む南部地域の在日朝鮮人の子どもたちが通うだいろく、東京朝鮮第六幼初級学校があるのが大田区なのですけれども、この大田区で全国の市町村で初めて創設と、それが品川や目黒、そして全国に広がっていったという経緯を伺いました。植民地支配への反省もあり、

民族教育を保障しようと授業料に相当する分を出そうと始めて、現在、大田や目黒では、品川よりも高い金額が出ています。こうした背景、歴史にもしっかり目を向けることが大切だと思います。しかも、朝鮮学校への差別はいまだに続いているというのが現状です。

東京都が、2010年当時の石原都知事が、私立外国人学校に対する教育運営費補助を朝鮮学校だけ突然停止して、歴代知事、小池都知事も今なおそれを引継ぎ、まだそのまま凍結解除されていません。朝鮮学校の先生は、補助金停止と生徒数の減少で学校経営は非常に厳しい状況にあり、そのため、保護者負担が大きく、家庭の経済状況によって朝鮮学校に行きたくても行けない子が増えていると、共産党都議団との懇談で述べています。朝鮮学校とそこに通う児童生徒とその家族は、言わば公然と公から制度的な差別を受け、そのこと自体が、在日朝鮮人や朝鮮学校への差別、ヘイトを助長することにもつながっており、精神的にも経済的にも打撃を受けていると思います。このような状況下で、歴史的な経緯や世論と運動で続けてきた支援制度を見直すべきではないと私は思います。

伺いますけれども、2010年から続くこの東京都の私立外国人学校教育運営費補助金打切りは、子どもに対するあらゆる差別の禁止や、誰一人取り残されることなくとうとう東京都のこども基本条例とも、あるいは、様々な先ほど述べましたような人権の規定とも反する外国人差別ではないのか、区の見解を伺いたいと思います。

また、今言った品川区の外国人学級児童・生徒等保護者補助金ですが、当然存続すべきですが、いかがでしょうか。

○勝亦総務課長 まず、東京都の補助制度の運用につきましては、東京都のほうで適切に判断されるものと考えてございます。

外国人学校への児童生徒の補助金でございますけれども、こちらにつきましては、現状、中国、朝鮮、韓国の3国を対象としまして、こちらにお住まいのご家族への支援という形で補助を実施させていただいております。拡充等につきましては、今後、他区の状況等を調査しながら研究してまいりたいと考えております。

○安藤委員 前段のほうは少し残念といいますか、公然と行政が差別しているわけです。これは宣言をする品川区としては、私は、看過してはいけないと思います。

私は、今年2月2日に、きゅりあんで行われました東京南部地域で朝鮮学校の子どもたちを応援する有志の方々が開いた交流集会に参加して、そこで、大田区の第六幼初級学校の校長先生のお話を聞くことができました。園児・児童は全部で60人、給食費用の公費による支援はありませんので、給食はオモニ給食と言って、母親や支援する会の協力で全て手作りで提供されているそうです。授業は日本の学習指導要領に準じて行い、小学校で必修の漢字も全学年同じだということのようです。

少し驚いたのが、というか、「無知だったな、私」と思ったのが、この全児童60名の国籍別の構成なのですが、北朝鮮籍、朝鮮籍といいますか、国籍は2番目で、一番多いのは韓国籍の子たちだということに少し驚きました。ちなみに、日本国籍の子は3番目でした。今、だいろくに一番多く通っているのは、朝鮮籍というよりも韓国籍の子だったのです。少し私も勉強不足だなと思いました。

子どもの権利条約には、子どものあらゆる差別の禁止とあります。そもそも国際社会では、政治的な理由で子どもを差別することは認められていません。その上、実態も、国際法違反を繰り返す北朝鮮という国家と朝鮮学校はイコールでもない。むしろ無知によるいわれのない差別や偏見を受け続け苦しんできたのが在日朝鮮人の方、朝鮮学校に通う子どもとその家族ではないでしょうか。地域の中で一緒に暮らし、納税もし、朝鮮学校に子どもを通わせる品川区内に住む住民への支援は、見直し、支援から排

除するのではなく、むしろ充実することこそ必要だと思います。

新宿区では、学校給食費無償化を各種学校にも広げています。伺いたいのですが、私立学校支援を所管する総務課として、例えば、学校給食や学用品など、品川区で行っている無償化について、この朝鮮学校をはじめ各種学校も対象にするなど、全ての子どもを人権の観点、教育の保障の観点で、分け隔てなく、差別することなく支援するよう検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○勝亦総務課長 まず、今、委員おっしゃいました東京朝鮮第六幼初級学校、確かにそれぞれの国籍の方がいらっしゃいます。外国人補助の制度につきましては、こちらの学校に通っていて品川区に住民票を持たれる方ということでございまして、まず、国籍による差別というか区別はございません。

外国人学校への給食費等の支援等につきましては、区立学校の給食費の支援等については教育委員会のほうで行っておりますが、基本的には区立学校というふうに考えてございますので、こちらも大田区にある学校でございますので、そういった考えは現在のところございません。

○安藤委員 学校があるのは大田区なのですがけれども、品川区の子どもはそこに通う、エリアが南部ですから、大田区も品川区も目黒区も、あともっとたくさんあるのですがけれども、南部ということで通っていますので、そういった意味では品川区の子どもが通っているのです。その点でいかがでしょうか。

○勝亦総務課長 繰り返しになりますけれども、こちらの総務課のほうでやっております外国人学校への補助制度、こちらは、通われている区民の方、住民登録がある方への支援という形で、学校に対する支援ではございません。そういった意味では、それぞれの区民の方への支援は既に行っているというふうに捉えております。

○安藤委員 学校給食費無償化も、学用品費無償化も、最初は対象外だった都立の特別支援学校の児童・生徒にも広がりました。それはやりようがあると思うのです。ぜひ教育委員会とも連携して、支援の対象を広げていただきたいと要望したいと思います。

アンケートは、もう時間がなくなってしまいましたので、また次の機会でやりたいと思います。

○新妻委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 よろしくお願ひします。私からは、203ページの都市型観光プラン推進事業について、185ページ、品川区国際友好協会補助金、221ページ、選挙執行費に関連して質問させていただきます。時間があれば、181ページ、ICT、生成AIについてお伺ひいたします。

まず、都市型観光プランについてなのですが、先日、区内にある障害者団体の方から、品川区の観光施策で、リズアコはどうなっていますかとか、ユニバーサルツーリズムの観点はどうなっていますかというご質問をいただいて、私も恥ずかしながらリズアコとは何かなと思ったので、いろいろお聞きしたり、自分でも調べたのですが、リズアコというのは、リーズナブル・アコモデーション（合理的配慮）の略で、合理的配慮というのは、障害がある人が社会で生きやすくなるようルールを柔軟に変えるなど、平等な機会を確保することで、社会の側にある障壁、バリアを取り除くことという意味でございます。ユニバーサルツーリズムは、高齢や障害等の有無に関わらず、全ての人が安心して楽しめる旅行という意味でございます。

私も、ああ、そうだな、観光の施策、障害者の方も観光をするときに、いろいろご苦労があったり、不便さを感じられることがあるのだなど、これからの観光施策においても、障害者の立場に立った、障害者の視点に立った取組が必要だと必要性を感じました。

そこで、品川区の都市型観光プラン、2016年3月に策定されたものなのですが、それを見て、障

害者について、どのようなことが書いてあるのかなと、そうしたユニバーサルツーリズムといったことが書かれているのかなと確認したところ、アートイベントの積極的な誘致・開催という1か所のみの記事になっております。今の状況、例えば、障害者差別解消法も改正されまして、今年から民間事業者も義務化になりました。品川区の職員も、現在は職員対応要領を作られて、障害者の差別をしない対応ということを心がけられておりまして、また、先日、我々議員としても、議員研修「ユニバーサルマナー」ということを学ばせていただきました。

また、この都市型観光プラン、ある意味、Before 五輪、After 五輪とオリンピックを1つの基準とされているのですが、この間、2016年の策定から、東京パラリンピックもありまして、また、パリでも、先日、パラリンピックが行われた状況でございます。

そうした時代の変化も踏まえて、今の都市型観光プラン、2016年から2025年度までの計画期間、10年計画でございますけれども、その2025年度で計画が終わりということで、ちょうど見直すべき時期に来ているのかなと思っております。

これ、改定のご予定もあるかと思うのですが、ぜひ都市型観光プランの改定時には、リーズナブル・アコモデーション（合理的配慮）と、ユニバーサルツーリズムの観点を取り入れた都市型観光プランを新たに作成していただきたいのですが、その点、いかがお考えでしょうか。

○大森文化観光戦略課長 ただいまのご質問ですが、まず、高齢者、障害者、あとは合理的配慮の観点ということで、確かに現在の都市型観光プランには記載が少ないというふうに感じる部分はあるかもしれませんが。あと、東京オリンピックのタイミングで、一度、改定という計画もあったのですが、東京オリンピックがコロナで延期等ございましたところで、一度、改定を見送りまして、今後、改定をしていくという計画になってございます。その際におきましては、先ほどの観点を入れたところで十分に検討しまして計画をつくってまいりたいと存じます。

○筒井委員 ご答弁ありがとうございます。ぜひ、この合理的配慮とユニバーサルツーリズムの観点を入れた都市型観光プランにしていっていただきたいと考えております。

障害者にも優しいということは、やはり高齢者の方にも優しいということですから、高齢者の方のこれからの観光に対しても優しい取組ができる。また、外国人の方も増えておりますので、そうした外国人に対する取組も取り入れた都市型観光プランにしていっていただきたいと考えております。いろいろ多様な方向に向けて、いろいろな各種のところに目を向けて、行政としても取組は大変だろうと思いますが、ぜひよろしくお願い申し上げます。

また、新しい視点として、ナイトタイムエコノミーという夜の経済活動、特に、外国人の方から、夜、観光する場所が少ないというお声が出ているかと思うのですが、このナイトタイムエコノミーの視点も、次に改定が見込まれる都市型観光プランにぜひ取り入れていただきたいと思うのですが、その点、いかがお考えでしょうか。

○大森文化観光戦略課長 ナイトタイムエコノミーについてのご質問ということで、今年度、ナイトタイムエコノミーを取り上げたパンフレットを作るなど、ナイトタイムエコノミーに関しましては、我が課でも、きちんと発信していこうというふうに変えながら取り組んでいるところでございます。

新たな計画改定のタイミングにつきましても、ナイトタイムエコノミー、それから区内地域でのナイトタイムエコノミーに該当していくようなお店の発掘ですとか、そういったところにもしっかりと注視しまして進めてまいりたいと思っております。

○筒井委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願い申し上げます。

続いて、品川区国際友好協会補助金について、要は、秀についてなのですが、先日、私の一般質問でもさせていただきまして、昨日の質問でも、公共施設等総合計画のお話も出ましたけれども、旧料亭「秀」は、築約40年、老朽化している建物、それを改修してまで、そうした状況にかかわらず、区は借り上げを行うということなのなのですが、それは先日の私の一般質問のご答弁にもありましたとおり、将来的に遺贈が1つ大きな条件、理由だと思っております。その遺贈があるからこそ借り上げる経済的合理性もあり、公共性、公益性の担保もあるということだと思います。そうしたことをご答弁でもおっしゃったかと思うのですが、そして、ご答弁で、遺贈を表明する所有者の公式的な文書を区に提出されるという、この文書がまず1点。2点目として、所有者と国際友好協会の賃貸借契約、これは遺贈の文言を入れるものという、この2点の文書が必要だと思うのですが、今現在、進捗状況、一般質問から3か月くらいたちましたけれども、どうなっているのかをお聞かせください。

○吉岡政策推進担当課長 旧料亭「秀」の件でございますけれども、遺贈のお話でございますので、まずそちらを私からお答えさせていただきます。

遺贈について、以前の答弁の中で、こちらから遺贈を表明する文書というお話をさせていただきました。こちらにつきましては、既に所有者のほうから品川区に対してご提出いただいているところでございます。

○勝亦総務課長 賃貸借の話でございます。こちらにつきましては、国際友好協会と秀との賃貸借契約になってございます。つきましては、賃貸借契約に関しては、遺贈については関連のないものとして取り扱っております。

○筒井委員 遺贈を表明する所有者の公式的な文書が区に提出されたということで確認がとれました。ありがとうございます。

一方、賃貸借契約について、やはり遺贈をするかどうかというのは、かなり大きなことだと思いますので、ぜひ区側からも、所有者と国際友好協会間の賃貸借契約について、チェックをしたり、遺贈という条件を入れてくださいという旨の提言をすべきだと思うのですが、その点、いかがお考えでしょうか。

○勝亦総務課長 賃貸借契約に関しましては、あくまで国際友好協会と、持ち主との関係の賃貸借契約でございますので、そちらについて、遺贈の考え方は賃貸借には反映しないものと考えております。

○吉岡政策推進担当課長 先ほどの総務課長の答弁にもございましたとおり、賃貸借契約につきましては、あくまで旧料亭「秀」の所有者と国際友好協会のほうで行ったものでございます。

また、この遺贈に関しましては、品川区に旧料亭「秀」の所有者が、秀の建物、土地、こういったものを遺贈するというものでございますので、そちらの契約書に何か記載したからといって、法的拘束力が生じるものではございません。

○筒井委員 法的拘束力は生じない。遺贈は、秀の所有者の方は、確実に品川区に遺贈をしてくれるのでしょうか。そこをしっかりと確認させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長 遺贈を表明する文書をご提出いただいたと先ほど答弁申し上げましたけれども、この後、所有者から公正証書遺言を作成する、そういったところでこうした遺贈が担保されるというところでございます。

○筒井委員 ぜひその辺りの担保が必要だと思いますので、公正証書遺言、そうしたものをしっかりとっていただいて、確実に品川区に遺贈していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

続いて、投票済証についてお伺いいたしますけれども、これ、臨時啓発費に当たると、令和4年の区

長選からシナモロールなどのキャラクターを活用したものが、直近4回の選挙において作られたということで、大体これは幾らぐらいの費用がかかっているのかということと、今回の10月27日投開票の衆議院議員選挙でも活用されるのかということと、投票済証はそもそも発行義務があるのかどうかということをまずお伺いいたします。

○今井選挙管理委員会事務局長 投票済証でございますけれども、初めに、経費でございますが、令和5年度の品川区議会議員選挙のときには、3万枚作成いたしましたして、単価が3.74円ということで、11万円程度でございました。

私ども、今度の10月27日の選挙におきましても、シナモロールとハタチの龍馬のデザインで作成する予定でございます。

また、この投票済証については、公職選挙法で発行を義務づけられておりませんので、全国では発行していない選挙管理委員会もあると聞いております。

○筒井委員 分かりました。発行義務はないにもかかわらず、せっかく作成されているのですから、ぜひ投票済証の活用をお願いしたいと思っております。様々な成果があろうかと思っておりますけれども、ぜひシナモロールファン、ハタチの龍馬ファン、絶対いると思っておりますので、そうしたことも踏まえて、ぜひこの投票済証の活用をお願いいたします。

○新妻委員長 次に、せらく委員。

○せらく委員 よろしくお伺いいたします。177ページのLINE公式アカウント運用、181ページのICT推進管理費から会議録作成機器と地域コミュニティアプリについてお聞きしていきます。

まず、会議録作成機器の部分なのですが、庁内の会議で会議録作成方法について、AIの議事録機器を使用していると聞きました。機器の購入時期と金額を教えてください。

また、年間で何回ぐらい使用されますか。

○西澤DX戦略担当課長 ただいま、AI議事録についてご質問をいただきました。AI議事録は、AmiVoice（アミボイス）という専用機器を使っております、PCにインストールされた専用アプリケーションを通して集音するようになっています。

本機器の導入時期は、令和元年8月頃に導入しております。

費用は、イニシャルで、構築費用などもろもろ合わせて660万円。ライセンス利用料は年間で134万円になります。

年間どのぐらい使用しているかということについてですが、月に大体四、五件ぐらい使われておりますので、年間でいうと50件ぐらい使われているかと考えております。

○せらく委員 続きまして、文字起こしの精度面でお聞きしたいのですが、文字起こし後に校正に要する時間を大体で教えていただきたいです。例えば、半日程度の会議でしたら、何時間程度でできるか。また、製品の耐用年数はどれくらいなのでしょう。教えてください。

○西澤DX戦略担当課長 文字起こしの精度についてご質問をいただきました。文字起こしの精度は、会議の内容や集音状況、要は、外部環境によっても依存するので、大体5割から6割ぐらいかと考えております。

校正にかかる時間は、やはりこれも会議の内容や集音環境によって依存します。また、校正する個人の能力によっても依存するものでありまして、例えば、1時間の会議内容であれば、早ければ30分ぐらいでできるものもあれば、1時間、2時間かかるようなものもございます。

○せらく委員 すみません、耐用年数も教えてください。

○西澤DX戦略担当課長 耐用年数については、使えるだけ使えるというものになりますので、今、5年ぐらい使っております。壊れるまで使えるということです。

○せらく委員 分かりました。ありがとうございます。

昨日、議会費のところで、議会で使っている議事録の方法と比較させていただいて、今後の提案や要望につなげていきたいと思っておりますので、本日は情報をいただきまして、ありがとうございます。

続きまして、昨年7月に地域コミュニティアプリを展開するPIAZZA株式会社と連携協定を品川区が締結したと確認いたしました。こちらは、私もアプリをダウンロードしてみて、品川のエリアを選択してみると、地域の情報やイベントの投稿が見えたのですが、まだ投稿数が少なく感じました。

そこで、品川エリアの登録者数が分かりましたら、お知らせください。区として利用者を増やしたいと思っているか、また、そのためにどういった広報をしたか教えてください。

○西澤DX戦略担当課長 ただいま地域コミュニティアプリケーションのピアッツァについてのご質問をいただきました。

こちらは、地域交流型のSNS、掲示板のサービスでございまして、利用者同士のN対Nのコミュニケーションができるということが特徴になっております。

こちらは令和5年7月より品川エリアのコミュニティをオープンしておりまして、利用者数については、現在公表されておらず数は分かりかねますが、今後の活用に関しては、学校や健康課、環境課、保健センター、地域センターなどに専用アプリケーションのチラシを設置しておりまして、そちらを今後も継続して設置していくところが挙げられるかと考えております。

○せらく委員 区内の数か所で広報をしているということでした。

協定を結んだことで、品川区として、どのようなメリットがあるかを教えていただきたいです。

また、どのように活用することで区民に有益なものになると想定していますでしょうか。

また、このピアッツァの連携協定において、費用が発生していたら教えてください。

○西澤DX戦略担当課長 まず、費用についてのご質問ですが、費用については、今現在かかっておりません。

連携協定締結の効果の1つとしては、早期に品川エリアのコミュニティを開設できたことが挙げられると考えております。

ピアッツァの活用方法なのですが、今、1つ目に、品川区内の防犯・防災情報のプッシュ通知をやっております。防犯・防災の情報発信のチャンネルの1つとして機能していると考えております。

2つ目に、品川区におきまして、RSSの機能を利用して、品川区のホームページの最新情報を自動配信するような機能も設けておりまして、こちらも活用しております。

3つ目に、やはりここが重要になるのですが、住民や企業、サークルの方々が、イベントの情報発信を積極的に実施いただくことが重要かと考えていまして、今後もチラシの配布を実施して普及に努めていければと考えております。

○せらく委員 活用方法について、具体的にありがとうございます。防犯のプッシュ通知だとか、ホームページの情報を発信することができるアプリということで、多くの皆様に知っていただけたらと思います。広報については、引き続き、様々な形で取り組んでいただけたらと思います。

私、このアプリを見てみまして、町会イベントの案内だとか、街角の掲示板のかわりになるような活用ができそうだなと感じたのですが、町会・自治会へは、アプローチしていれば、事例など詳しく教えていただきたいと思います。

○宮澤地域活動課長 地域SNS「ピアッザ」でございますけれども、現状では、町会・自治会への周知はしていないところでございます。町会・自治会もLINEやインスタグラムといったデジタルでのSNSの活用が進んでおりますけれども、区といたしましては、特定のSNSでの活用を促す予定はございませんけれども、町会・自治会活動を様々区民に知っていただくというところでは、町会・自治会への周知、例えば掲示板であったり、回覧板であったりで知ってもらうというところで、周知啓発の依頼があれば協力していきたいと思っております。

○せらく委員 分かりました。町会の皆様の活用ということも期待しております。

次に、公式LINE運用についてお聞きしていきます。

今、AIチャットボットがついておりまして、保育園案内、戸籍・住民票のご案内、子どもの手当て・医療助成、住民税・軽自動車税、障害者支援、国民健康保険の加入・脱退など7つのAIチャットボットが使えるというところなのですけれども、それぞれクリックすると、また別のアカウントに飛んでくるように感じます。同一LINE内でできなかったのかというところを教えていただきたいと思えます。

○西澤DX戦略担当課長 ただいまAIチャットボットについてのご質問を受けました。AIチャットボットは、ロボットが用意されておりまして、こちらが8個、今、契約しておりまして、それぞれに回答するようなものになっております。こちらは分かれているのは、FAQを作成して、それに対して回答するようなものになっておりますので、こちらは、分けないと、逆に変な回答をしてしまうといったものがあるので、分けております。

○せらく委員 運用上の問題ということで、分かりました。ほかの自治体を見ていると、同一LINE内でやっているところもあるのかなと感じましたので、質問をさせていただきました。

最後に、LINEの運用なのですけれども、例えば、一連のAIチャットボットの利用の後に、自分が求めている回答にたどり着いたかみたいな、「はい」、「いいえ」の簡単なアンケートをすることで、利用者の満足度が分かると思うのですけれども、こちらの導入については、いかがでしょうか。

○西澤DX戦略担当課長 今ご質問いただきましたAIチャットボットの最後の評価といった点に関してですが、こちらは、使っているベンダーでは、こういった機能を用意しておりませんので、現時点ではできないのですけれども、今後、ベンダーと改善要望などを出しながら研究していきたいと思っております。

こういった機能があることによって、さらなる活用につながり、区民の利便性向上にもつながっていくと考えておりますので、研究していきたいと思っております。

○せらく委員 ぜひLINEの活用も、引き続き研究をよろしく願いいたします。

○新妻委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしく願いいたします。私からは、187ページ、いじめ防止対策推進事業経費、189ページ、職員研修費についてお伺いいたします。

1点目に、いじめ防止対策推進事業経費についてお伺いいたします。

主要施策の成果報告書の11ページには、総務課内にいじめ相談対策室を設置し、いじめを受けた児童生徒や保護者等が、フリーコールやメール、LINEなどの多様な手段で相談できるようにすることで、いじめ問題の早期発見・早期解決に向けた体制整備を行ったとありますが、成果について簡単にお聞かせください。

○石井コンプライアンス推進担当課長 いじめ相談対策室の成果でございますけれども、社会福祉士

を持つ、もしくは公認心理師の資格を持ついじめ相談員が、被害児童生徒・保護者に寄り添った丁寧な対応をすることにより、いじめの早期発見、早期解決につながっていることが成果でございます。

○横山委員 被害者に寄り添った丁寧な対応をしていただいているということで、令和5年度から相談窓口が増えることで体制が整備されていて、いじめ問題が起きた後の対策が強化されてきたことが分かりました。

次の段階としてなのですけれども、いじめ対策として、根本的な解決や、いかに予防につなげていくかが重要であると私は考えております。

今年9月、大阪市立田島南小中一貫校の公開授業・研修会において、兵庫県立大学の竹内和雄教授による思春期における情報モラル教育についての講演を聴講いたしました。2018年の全国の調査では、ネット依存傾向のある中学生が12.4%、高校生が16.0%となっていますが、2024年の田島南小中一貫校の小学生では24.0%、中学生では26.6%となっており、小学生のネットやスマホでのトラブルが増えているということでした。

ここで8年生、「思春期における情報モラル教育—誹謗中傷を考える」の指導案の5、指導に当たってから一部を抜粋いたしますが、本校では、小学校、中学校に関わらず、ゲームから離れられなかったり、SNS上のトラブルを起こしたりする児童生徒が後を絶たない。両校ともに児童生徒の乱れた生活習慣や定着しない学習習慣の背景には、オンラインゲームの存在がある。また、小学校では、グループLINEの中で投票で人をランクづけするような人権侵害にも近いアンケートアプリを用い、それがトラブルのもととなった。かっこいい人、嫌いな人など、アプリを用いて投票を企画する児童、投票する児童、そして投票される児童、誰もが軽いりでやっつけてしまっていること、また、それが楽しいとなっけてしまっている価値観に危機感を覚えた。全体指導と個別指導を重ね、グループLINEは児童の意思で解散、グループ内の全保護者に電話連絡を入れた。中学校では、相手にとって嫌な写真を投稿して面白がったり、その場では言わず、SNS上で誰とは言わないが、見る人が見たら分かる、におわせ悪口を書き込み、勝手に写真を使い拡散するなどトラブルが起こっている。何となく発する言葉の中には、心ない言葉を軽々しく使うこともあり、他者の気持ちになって考えられないことや、大切なことを言葉にできない生徒もいる。寂しさや孤独を抱える生徒たちは、SNS上での承認欲求を満たしたい気持ちが高まりながら、現実世界では本音が伝えられず、希薄な人間関係になることもあとあります。

SNSで起こる問題は、使う人の問題であることを確認した上で、実際に起きた誹謗中傷のニュースを取り上げながら、名誉毀損罪や民法上の不法行為、慰謝料、損害賠償請求についてを学ぶなど、これからの時代に必要な情報モラルについての授業が行われていました。

学校、教育委員会と関係機関などと連携しながら、実際に起きてしまったいじめの事例から、情報モラル教育の強化へとつなげていただきたいのですが、今後のいじめの根本解決に対する方向性について、区のご見解をお聞かせください。

特に、SNSが与える児童生徒への影響と、SNSでのトラブルの未然防止についてと、いじめ相談対策室の設置前後で変化した部分がありましたら、ご説明ください。

○石井コンプライアンス推進担当課長 いじめの根本解決という観点で言いますと、こども家庭庁モデル事業で連携しております子どもの発達科学研究所が提唱するRTIモデルにおけるいじめの防止対策につきましては、実際に直接介入が必要なのは5%というふうに言われております。逆に言うと、残りの95%にいかにか啓発をしていくかということが大事だと考えております。

SNS相談に関して、実際に相談員が当たったケースですと、まさに動画や投稿内容の削除というの

は物すごくハードルが高く、何度も何度もやって、最終的には画像を投稿した人に対しての削除をお願いするという対応もお願いしたこともあります。そういった中で、情報リテラシーの普及啓発は、すごく大切であると感じております。

○横山委員 日々、子どもたちをめぐるスマホであったりですとかネットの状況は変化しています。今現在はそういった状況になっていますけれども、大阪では、それこそ小学校1年生からスマホを持っている割合が大変高まっているということもお聞きしました。今ご紹介したものは8年生の授業なのですけれども、そのときそのときのリアルタイムの情報ですとか、あとは、こういった相談から寄せられた内容から新たな施策に、ほかの機関と連携していただいて、情報リテラシーの評価、啓発をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目に、職員研修費についてお伺いいたします。

同じ職務であったり、類似の職務を担当する正規の職員と会計年度任用職員などの正規の職員以外の職員の方々では、受講する研修の内容や回数などに違いはあるのでしょうか。現状について詳しい説明を教えてくださいました。

○田口人材育成担当課長 正規の職員と会計年度任用職員に研修の差があるかということですが、正規の職員でいいますと、例えば、採用2年目研修、3年目研修ですとか、係長研修、管理職研修など、様々な職層に合わせた研修がございますので、そういう意味では、会計年度任用職員とは研修のシステムが異なるというところがございますが、選択で受けられる研修につきましては、分け隔てなく受講していただくことが可能となっております。

○横山委員 それぞれの職層において研修が変わっているということと、選択で受けられる研修があるということでお伺いしました。選択で受けられる研修の場合、こういった内容の選択ができるものがあるのでしょうか。

○田口人材育成担当課長 選択で受けられる研修でございますが、例えば、専門的な研修としましては、戸籍の研修、税の研修などがございます。あとは、一般的な対応能力を上げるためのクレームの対応の研修ですとか、メンタルヘルスの研修など、そのようなものが色々ございます。

○横山委員 正規の職員の方々とか会計年度任用職員の方々とかで受けられる研修が異なっている部分が多少あるかと思えます。また、選択して受けられる体制は区として整えていただいているかと思うのですけれども、なるべくその差が少なくなるほうが、現場において人材育成につながっていくのかなと思っております。人材育成には、ある一定の時間がかかるものですから、計画的で、かつ、できるだけ早期に着手していただきたいと思っております。

研修をなるべく促していただくという点もすごく大事だと思っておりますけれども、先ほどのいじめの相談対策室もそうなのですが、各種相談窓口を増やしていただけていて、相談体制の充実について大変素晴らしいと思っております。今後、現場の体制強化であったり、人材育成が、いろいろな部署があるかと思うのですけれども、全庁的にやはりセットになってくると私は考えております。会計年度任用職員などの研修を受けやすくしていただくなど、さらに充実させていただきたいと思っておりますが、区のお考えをお聞かせください。

○田口人材育成担当課長 ただいまのご質問でございますが、会計年度任用職員は、会計年度において任用するということで、来年度以降の任用がなかなか約束されていないということもございまして、正規の職員と研修を全くのイコールにするということについては難しいところがございますが、あくまでも配属された部署において必要とされるスキルなどについて高めていただくことは可能で

で、それぞれの配属された部署の専門性に合わせた研修を受講できるように、その辺りについて、今現在、いろいろな研修自体はたくさんありますので、そこをどんどん受講していくような、私たちのほうからもリコメンドといいますか、推薦をするなど、受講について取り計らっていくことが必要だと考えております。

○横山委員 やはり1年間ですとか2年間ですとか、それぞれの契約の中で、正規の職員の方々とは違うのかなと思うのですけれども、専門的な職務に当たる方におきましては、その方その方の人生があって、キャリアプランがあると思いますので、ぜひ専門性に合わせて、例えば、正規の職員の方との差があるような、そういった現場があれば、なるべくその差を埋めていただけるように、区としても促していただきたいと思いますので、最後に一言お願いします。

○田口人材育成担当課長 なるべく正規職員との差をというところでございますが、正規職員と会計年度任用職員どちらも含めまして、今、キャリアプランを様々区のほうでも打ち出しているところがございますので、一緒になって考えていけたらと思っております。

○新妻委員長 次に、西村委員。

○西村委員 よろしくお願いいたします。185ページ、市町村交流事業、197ページ、町会・自治会加入促進支援について伺ってまいります。

まず、市町村交流事業より、早川町の交流事業について伺います。

事務事業評価シートによると、マウントしながわ里山再生活動については、完全委託化を見据え、業務委託の範囲を見直すなど効率性を高める必要があると記載されておりました。完全委託化とは、どのようなものか、令和5年度決算、672万円余のマウントしながわの活用状況と課題について伺います。

○勝亦総務課長 早川町とのマウントしながわの活用の状況でございます。

まず、マウントしながわの里山再生活動ということで、年間4回、区のほうで募集をかけて、引率等を行って実施しているところがございます。

また、早川町との交流ツアー、年間行っておりますけれども、その中でもマウントしながわを訪れる等を行っております。こういったものによりまして、品川区から年間72人、昨年度、マウントしながわの活動に参加していただいているところがございます。

そういった中で、区では、直営事業で実施している中で、課題としましては、参加者の方が、一定程度、固定化してきている部分もございますので、より多くの方にご参加いただけるような形で、委託等を活用して、広く周知、それから、いろいろな方に参加いただくような形をとりたいと考えております。

○西村委員 間伐材を活用したイベントなども展開していただいているのですけれども、マウントしながわがないと展開できないのか、経費に見合う便益が得られているのかどうかも鑑みて、ご検討をお願いしたいと思っております。

また、契約期間もあるとは思いますが、次の更新に向けての見直しも含めて検討してはかがかというお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

早川町との交流事業は、住民同士が行き来する魅力と、品川区に住む都会の子どもたちが自然に触れることができる大変魅力ある取組だと思っております。交流バスツアーは定員オーバーになるほど人気ですが、金・土はキャンセルも多いということで、予約の仕方、申込方法に課題が残ります。こちらも併せてお考えをお聞かせください。

○勝亦総務課長 マウントしながわ、今、委員からご紹介いただきました間伐材を使ったイベント等々、ご参加いただいております。マウントしながわの有無にかかわらず、早川町とは、水と緑の交流、

そういった考え方、豊かな自然に区民に触れていただくという考え方でやってございますので、マウン
トしながらにかかわらず、こういったものは進めてまいります。

また、ツアーのキャンセル等につきましても、今後、委託等を検討していく中で、より多くの方に気
軽に参加いただけるように、周知を広めてまいりたいと考えております。

○西村委員 事務事業評価シートにありました効率性のところを、ぜひともいま一度ご検討いただき
たいと思っております、見直しとともに、新たな取組に向けてもご提案をさせていただきたいと思
います。

早川町で平成15年度から行っている早川町山村留学がございます。早川町のホームページを見ます
と、留学期間は1年から、中学校卒業までの複数年留学されているご家庭もいると書かれてありまして、
諸条件あるのですが、早川町では平成15年度から行っておられるので、ノウハウも蓄積されているの
ではないかと感じました。全国山村留学協会によると、山村留学している子どもは、2020年まで
の5年間で約1.4倍に増加しているそうです。特にテレワークの普及、ワーキングホリデーなど、働
き方の変化もある中、新しい交流の形としてご検討いただきたいと思います、いかがでしょうか。

○勝亦総務課長 早川町で山村留学等を行っているというふうには、こちらのほうでも把握している
ところでございます。

品川区としまして、この早川町との関わり、やはり都会化する中で、自然と関わる機会が少なくなっ
ているという、まず最初にこういった課題意識から、水と緑の交流が始まってございます。

そういった意味では、教育の部分等でも様々なテーマを持った交流の形が考えられるのかなと捉えて
ございます。今後、様々な手法を検討してまいりたいと思います。

○西村委員 質問の趣旨としましては、早川町のみならず、区の課題を全国各地域との連携の力で解
決させる新たな取組をご検討いただきたいと思います、質問させていただきました。

不登校児童のみならず、都会の生活で息苦しくなってしまった子どもや親も、生活環境を変えて英気
を養う選択肢を提供できる機会になればと思い、提案をさせていただきます。ぜひよろしくお願
いいたします。

次に、町会・自治会加入促進支援について伺ってまいります。

この加入促進、常に課題になっておりますけれども、親子が来られる企画には新住民の方も参加し
やすく、そこから町会に加入していただく動線を築いていけないだろうかと常々思っております。区
民まつりのある取組で、町会がかき氷屋でLINEの友達募集中と告知をして、QRコードを読み込み
登録してくれたら練乳をプレゼントするという取組があったと伺っております。実際に50名以上の登
録があったということで大変な成果ではないかと思っております。

このようにイベントや祭りに参加をしてからの町会・自治会へのスムーズな案内、入会の動線を検討
したいと思っております、ご意見をお聞かせください。

○宮澤地域活動課長 イベント時の入会の動線というお話でございます。例えば、今年の区民まつり
でいいますと、町会活動を紹介するポスターを掲示したり、お住まいがどの町会なのかということが
分かるような地図を掲示したりという形、また、配布しているうちわに、町会加入に向けたQRコード
をつけて、すぐにも加入ができるような形での取組をしております。町会・自治会の各イベント等
でもできるような販促品といいますか、啓発品というものも検討していきたいと考えております。

○西村委員 今年、本当に祭りが多かったなと思っております、コロナ後、令和5年度は様々な祭
りが復活して、さらに今年、増えたのではないかと体感しております。さらに、どのお祭りもたくさん

の人でにぎわっておりましたし、動員数も多かったなど。その中で区の捉え方をお伺いしたいと思います。

また、今、盆踊りが再ブームの兆しでありますので、渋谷区や中野区も大変人気で、中央区では、地域盆踊り大会補助金があるということを押見しました。区内でも、この夏、盆踊りを展開する祭りが複数あったかと思いますが、盆踊りの開催件数も併せてお聞かせください。

○宮澤地域活動課長 まず、盆踊りの回数でございます。今年度でありますと、区民まつり12会場、これから実施される会場もありますが、12会場で盆踊りを実施しておりますし、補助金ベースという形での把握になりますけれども、10件の町会が盆踊り大会をやっております。

また、今年新設した地域力連携促進補助金で、新たに3件の申請も今年度いただいているというところでございます。

○西村委員 荻野目洋子さんですとか、ボンジョビで踊るとか、区では品川音頭をみんなで踊ることも一体感があつたなと思っております。

また、各地で区長も踊ってくださっておりましたし、部長も課長も、そして副区長も度々お祭りでお見かけしたことは、区として、区民の方々と積極的に交流されようとする姿勢が伝わってきて大変心強く感じておりました。

この区内のお祭りに勢いをつけ背中を押してくれたのが、地域力連携促進補助金ではないかと思っております。実際の申請件数と、もともとの想定と比較した現状をお聞かせください。

○宮澤地域活動課長 地域力連携促進補助金、想定は年間15件というところでございます。ただ、今年度、既にもう12件の申請が来ているというところで、想定以上の取組が地域で行われているのかなと感じているところです。

○西村委員 町会・自治会が人手不足の状況で、地域の団体と連携して事業を展開できる使いやすさもあるのではないかと感じております。やる気のあるところを回数で制限せず、上限回数の見直しをお願いしたいと思っております。また、補助率の向上や見直しもご検討いただきたいと思っております。町会だけだと手いっぱいになってしまうところを、連携することで町会だけに負担が偏らないこともメリットがあると感じております。ご見解をお聞かせください。

○宮澤地域活動課長 地域力連携、地域の多様な主体と連携しながら、町会・自治会活動をということで推進していくためでございます。団体が増えれば増えるほどイベントの規模も大きくなり、経費は高くなっていくということは、お声として伺っているところでございます。連携が次につながるというところで、地域のにぎわいや活性化にもつながると思いますので、今後の補助の拡充については検討と考えております。

○新妻委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、173ページ、公共施設等総合計画改定と、同じ173ページの行政評価から、主にはICTシステムの経費的などところについて伺っていきたく思います。

初めに、公共施設等総合計画改定ですけれども、今年度に改定が行われまして、2024年度から2033年度までの10年間を期間としたと。

最初に、まず、この改定のポイントについて教えていただきたいと思っております。

○吉岡政策推進担当課長 本年改定をいたしました公共施設等総合計画の改定の主なポイントでございますが、幾つか述べさせていただきますと、まず、計画期間、公共施設の現状、人口の見通し等について時点更新を行いまして、また、改修、建て替えに係る経費算出のための単価設定、こういったもの

も変更いたしました。

また、ユニバーサルデザイン化や脱炭素化の推進といたしまして、全ての方が利用しやすい公共施設等の改修、整備の方針を示すとともに、ゼロカーボン为目标といたしまして、太陽光パネルの設置や、ZEB化の取組、こういった促進させていただく考え方も示させていただいております。

また、個別施設ごとの改修、建て替え時期につきまして、施設分類ごとの方向性ですとか、各施設の改修、建て替え時期の目安の記載、また、国の手引に沿った形で、PPP/PFI手法導入優先的検討の考え方を整理いたしまして、本計画におきましても、その検討規定を加えさせていただいたところがございます。

○塚本委員 大変大事な計画であると思っております。区有施設、公共施設ということで、区民の皆様が様々な形で活用、利用していくものということで、これを区民のいわゆる要望とか、思いとか、そういったものはしっかりと受け止められるようなものになっていくことが大切ということで、方向性とか、建て替えの目安とか、そういったことがしっかりと計画されるということが大事だと思っております。

今、ご説明にもあったところではあるのですが、全体の方針とかというところがあって、施設の必要性や存在意義をゼロベースで検証し、統合、廃止等を検討、また、施設需要に合わせた弾力的な使用・運用および転用等を検討とあります。

昨日、まつざわ委員からも同じような質問があったかと思うのですが、こういった弾力的な運用とかゼロベースの検証、改定前にも、こういった方針はうたわれていたと認識しておりますが、私どもの公明党の2040年ビジョン検討委員会、この中間取りまとめ、これは会派の一般質問でも少し触れさせていただいておりますけれども、2040年は高齢人口がピークになる、単身世帯がやはり今以上に増えていくだろう、こういう日本社会の品川区も含めた傾向が示される中で、社会状況は大きく変化していくでしょう。こういった中での創造的福祉社会といったようなものを党としては掲げているわけですが、こういった用途をどのように変えていくか、ゼロベースで検証しての統合、廃止、こういったことはいろいろな意味での現実的な課題となってくる今後の10年間なのではないかなと思っております。その点に関して、区の見解をお伺いしたいと思います。

○吉岡政策推進担当課長 今後の施設の在り方の見通し、そういったご質問かと思っておりますけれども、多くの現行の公共施設におきまして、建築された当初から比べますと、人口の増加、また、委員ご案内のとおり、高齢者の方、また、高齢者の世帯の中でも単身の方が増えている。また、当然、区民のニーズ、こういったものも大きく変化してきたところがございます。

こういったところを踏まえまして、今後、改築あるいは大規模改修、ますます検討を加速化させていく中で、高齢者の方あるいは単身者の方を含めまして、こういった公共施設が必要なのか、こういったものも各自治体の事例も参考にしながら、しっかりと検討していく必要があると考えているところでございます。

○塚本委員 もう少し今の部分のところで伺いたいのですが、例えば、単身世帯が今後増えていくということが出てくると、そういった単身世帯の方々に対しての孤独孤立の軽減、こういったことが課題というふうに区としても出てくるかと思っております。今でもありますけれども、より一層ということで。

そういったときに、例えば、これはそうしてくれという要望とか提案ではなくて、1つの例として考えたことを少し話すと、出会いの湯を、今、品川区でやっているかと思っております。この出会いの湯が、今

は民間の銭湯でやっていただいているわけですが、銭湯が時代の経過とともに減少傾向というようなかで、例えば公共施設の中で、出会いの湯のようなものをより拡充していこうみたいなことが課題となっていくときに、では、公共施設をどういうふうにしますかと。例えば、福祉部門の中の施設の中だけでは考えられなくて、全庁的に全体的にも考えていこうみたいな話というのは、どういった検討がどこでなされて、意思決定プロセス、こういったことがどういうふうに進められていくのか、あくまで今のは一例なので、いろいろなところでそういった全庁的な検討をせざるを得ないようなところは出てくると思うのですが、そういったときの意思決定のプロセス、どういったふうな形で進められるのかということをお伺いしたいと思います。

○吉岡政策推進担当課長 公共施設の在り方、全体のところでございますけれども、まず、企画課といたしまして、全国あるいは品川区の状況を見ながら、こういった施設が必要だと考えていくケースもございまして、所管課のほうから課題意識を持ってこういった施設展開をしていきたいというようなお話があるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、こういった庁内連携、横串を刺して、何が重要かというところの公共施設、あるいは民間施設できないところ、そういった部分をしっかりと検討していくというような体制でございます。

○塚本委員 今ご答弁いただきましたけれども、そういった時代に応じた全庁的な検討、こういったことを機を逸せずスピーディーに時代に対応して進めていっていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、同じこの総合計画の中で、維持管理、修繕、更新等の実施方針というところでは、事後改修ではなく、点検、診断を踏まえた予防保全ということをうたっていて、大切なことだと思いますけれども、点検等によって予防保全で修繕等が必要だとなってきたときの予算は、今、どのような形で措置されているのかお伺いしたいと思います。

○長尾施設整備課長 既存の区有施設の計画的な予防保全に関する予算に関しましては、日頃から、指定管理者であったり、業務委託の中で日々見ている部分と、法定で点検であるとか、検査であるとか、調査をしておりますので、そういったタイミングで状況を確認しながら、予防保全的に修繕が必要であろうということが分かった時点で、放置整備課のほうに施設の主管課から、どのぐらいの費用がかかるかというところの見積りの依頼が来ます。それに応じて施設整備課のほうで現地を確認し、ヒアリングも行いながら、こういう内容での改修をやるためには、このぐらいのお金がかかりますというところを返して、予算について査定を行っていくという流れになっております。

○塚本委員 今のやり取りで査定がされて、必要な予算がこれだけだというものが決まったときに、それは、あらかじめ当初予算の中で、ある程度積まれているということでしょうか。

○長尾施設整備課長 査定がなされて、当初予算の中に組み込まれていくということになります。

○塚本委員 ということは、当初予算の中に入っていないと、補正予算とかという話にならざるを得ないという、こういう場合もあるということですか。それは工事の規模にもよるのでしょうか、その辺のことをもう少しお伺いしたいと思います。

○長尾施設整備課長 事前に予見できているような工事内容でしたら当初予算の中に組み込みますが、例えば設備とかになりますと、使っている中で予期しないような故障であるとか不具合は出てきます。そういった場合につきましては、補正予算を組んで対応などを行っている状況です。

○塚本委員 分かりました。ありがとうございました。時間もないので、次にいきたいと思っております。

行政評価についてなのですが、令和5年度の行政評価にかかった経費ということで、行政評価

シート等をつくることにおける予算ということで、事項別明細を見ると、財務会計システム改修業務委託で400万円が予算化されております。これが今年度、2年目になりますけれども、令和6年度になると700万円ということで、前年度より300万円プラスになっている。ここが私としては、初年度は、初期投資、システムとかがかかるから、結構大きなお金がかかって、次年度以降は比較的減少していくのかなという印象なのですけれども、この増額になっているのはなぜかということをお伺いしたいと思います。

○吉岡政策推進担当課長 事務事業評価実施におけます財務会計システムの改修についてのお尋ねでございますけれども、まず、令和5年度、こちらは事務事業評価の本格実施というところでございまして、当初想定をしておりました改修項目だけではなくて、実施中、あるいは実施後の振り返りの中で改良点を挙げたところ、令和5年度予算内に収まらないところもございましたので、重要度がより高いものを令和5年度に実施、残りの部分につきましては令和6年度に改修する予定というところで対応を進めたところございまして、そうしたところから、改修作業のボリュームの想定によりまして、令和5年度の予算額よりも令和6年度予算額が高くなっているというところでございますけれども、改修の必要性につきましては、改めて確認をしながら改修対応、作業を進めていきたいと考えております。

○塚本委員 今ご説明いただきましたけれども、こういったシステム改修にかかる業務委託等が大変多いかと思いますが、費用をどのように適正化していくかということで、以前にも委員会の中でも質問させていただきましたけれども、今はデジタル推進課になったかと思いますが、そちらのほうで、区内のそういったシステムにかかる経費を目を通していただいて適正化を図っていただいていると思いますが、そこについて、現状についてどういったことがあるかということ、現状についての状況をお聞きしたいことと、最近クラウドシステムということで、国としても自治体クラウドということでシステム標準化等を進めておりますけれども、こういったクラウド化によるメリットを生かしてのシステム経費の削減というようなことも1つあるのではないかなと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○横田デジタル推進課長 1点目のシステムの経費の精査についてでございますが、例えば、見積書でございますが、区独自でフォーマットを設けておまして、システム構築一式というような形で表記されるのではなくて、要件定義ですとか、設計、開発、単体テスト、総合テスト、移行経費ですとか、本番立合いですとか、詳細に、どの項目が何日、何人月かかるのかという内訳部分までベンダーに提出していただいて、こちらのほうで精査させていただきます。

その妥当性でございますが、複数ベンダーの見積り比較ですとか、過去の蓄積された見積りの合意データからの分析ですとか、区の職員でもSEですとかプログラマーの出身がおりますので、そういった視点ですとか、他自治体の動向、困難ケースにおきましては、コンサル等の視点も含めて検証しております。

2点目のクラウドでございますが、システムの開発、運用管理、保守業務に係る外部委託につきましては、区では外部委託利用実施手順を設けておまして、クラウドでの利用基準を適合したシステムにつきましては、新庁舎を見据えて、運用等を精査した上で、順次クラウドのほうへ移行しております。

なお、システム標準化におきまして、基幹システムにおきましては、順次、ガバメントクラウドへ移行していく予定でございます。

○新妻委員長 次に、おぎの委員。

○おぎの委員 本日もよろしくお願いいたします。私からは、219ページ、マイナンバーカード普

及促進、220ページ、統計調査費についてお聞きします。

まずは、マイナンバーカードについてお伺いします。

現在の品川区民のマイナンバーカード取得率について、マイナ保険証としての登録率、区内医療機関での使用の割合についてお聞かせください。

○築山戸籍住民課長 マイナンバーの保有枚数率は72.8%となっております。

あと、保険証との連携については、こちらでは把握しておりません。

○おぎの委員 あと、区内の医療機関での使用の割合というものも、どうでしょうか。

○築山戸籍住民課長 同様に把握はしておりません。

○おぎの委員 分かりました。ありがとうございます。

マイナンバー制度は、行政の効率化や国民の利便性向上、公平公正な社会の実現のための社会基盤とされ、日本に住民票を有する全ての人が持つ12桁の個人番号を社会保障、税、災害対策に対して、法律や条例で定められた事務手続において使用されるということは周知のとおりです。私もこの制度はとてもよいと思います。

ところが、マイナンバーカードにおきましては、審議不十分のまま保険証や運転免許証のひもづけ等が政府主導で実現化しようとしていることを不安視している方も少なくありません。欧米諸国でも多くの国々が1つの番号に全てをひもづけることに対して、各国民から支持を得られていない状態です。現在、実際、マイナンバーカードと保険証を合わせたマイナ保険証は、報道されているとおり、トラブルが続出しており、区議会にも度々陳情が寄せられ、全国保険医団体連合会からも懸念の声が上がっているのは皆様もご存じだと思います。

私のところにも区内の医療機関から苦情の声が届いております。登録情報の誤りも多く、窓口での混乱、コンピュータの不具合、資格情報が無効、有効期限が切れて使えない、失効すると再発行に時間がかかる、パスワードを忘れて盗まれたりするリスク、他人に個人情報や知られたくない病歴などを見られるリスクなどが多く問題視されています。

また、厚生労働省は、正確な情報に基づいた総合的な診断を受けられるとしていますが、レセプトを基にしているため、タイムラグが生じ、データは1か月以上前の情報で、薬局でも結局お薬手帳が必要になっております。

このような状況であるにもかかわらず、昨今、報道を聞いていますと、もうすぐ紙の保険証がなくなり、強制的にマイナンバーカードと一体化になるような印象を受けますが、利用するしないは個人の選択ができます。現在、手元の保険証は、有効期限の範囲内で最長で令和7年12月1日まで使用でき、令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方は、有効期限が切れても自動的に保険証の発行元から資格確認証が交付されますので、これを従来の紙の保険証同様に、引き続き保険診療を受けることができます。

また、今年、2024年2月の通知により、既にマイナ保険証の登録をした方も、それを解除することができ、送られてくる資格確認証により従来の紙の保険証同様に使うことができます。こちらの解除、10月開始と聞きますが、マイナ保険証の登録解除の概要について、また、品川区はこれをどのように周知していく予定かお聞かせください。

○築山戸籍住民課長 保険証につきましては所管外でございますので答えられない部分がございますが、マイナンバーの普及等につきましては、引き続き、区ホームページですとか、そのほか、引き続きの交付、交付解除等で進めてまいります。

○おぎの委員 保険分野が管轄外ということですので、また追って保険の担当の方にもお聞かせいただきたいと思います。

これは区民の健康や生活における安全、個人情報管理など、人権にも関わる問題です。国民皆保険は加入して支払いをしていることが前提で、マイナ保険証を使用するしないは、あくまでも個人の自由です。様々な懸念があり、まだ整備がしっかりと整っていないマイナ保険証に不安を感じている区民の方に寄り添った対応をよろしく願いいたします。

続きまして、220ページ、統計調査費についてお聞きします。

品川区内に関して様々な統計調査を行い、それにより品川区民の生活を把握して事業の予算を算定していると思われませんが、基準にしている品川区民のモデル家庭はあるのでしょうか。もしありましたら、家族構成や年収など、また、近年の推移を併せてお聞かせください。

○宮澤地域活動課長 各種統計調査に関する調査対象というお話になろうかというところでございます。

例えばでございますけれども、令和5年度に実施しました5年に一度の調査として、住宅・土地統計調査がございます。こちらの調査対象に関しましては、無作為抽出で抽出されたご家庭という形になりますし、また、調査区に関しましても、国から指定の調査区というところで調査をする形になりますので、特定のという形ではないと。また、国勢調査につきましては、全調査という形になります。

○おぎの委員 特に特定のというものはないということですが、実際、区民のこういった家族構成の方で、こういった年収ぐらいの、こういった家庭が多いということは、実態として把握していただいていたほうが、今後、区民の生活に合った施策を自信を持って進めていただけたらと思いますので、機会がありましたら、よろしく願いします。

○新妻委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、179ページの情報公開等経費に関わって情報公開の徹底について、183ページの非核平和都市品川宣言について質問します。

まずは、情報公開について伺います。

昨年4月から、情報公開手数料が無料化されたことはよかったですと思います。私たちが求めてきたことですので、ぜひ情報公開をさらに進めていただきたいと思いますと思うのですが、やはりこの情報公開というのは、住民が区政に参加する上で区政に関わる情報を得るということは権利ですし、やはり区が保有している情報は区民の財産です。しかし、品川区の情報公開条例の目的には、「区民の知る権利の保障」や「区民の区政参加を推進する」という文言がありません。それはなぜなのか伺いたしたいと思います。

○與那嶺戦略広報課長 情報公開制度についてでございます。品川区におきましては、品川区情報公開条例を定めてございまして、その目的といたしましては、行政情報の公開を求める権利を保障し、実施機関、区の保有する行政情報の公開に関し、その基本的な事項を定めることによって、個人の権利利益を擁護しつつ、区政の透明性を確保し、区民と区政の信頼関係の強化に資することを目的としているという形で定めているものでございます。

○のだて委員 そう定めてあるのは分かっておりますけれども、その中に、「国民の知る権利の保障」、あるいは「区民の区政参加を推進する」という言葉がないのです。私も一部ですけれども、世田谷区や杉並区の条例を見ましたけれども、そこには、知る権利のことや、区政参加のことが書かれています。しかし、品川区の条例には書いていないということで、そうした姿勢が欠けているのではない

かと思うのですが、なぜ書かれていないのか伺いたと思います。

○與那嶺戦略広報課長 繰り返しにはなりますけれども、品川区情報公開条例の目的として、区民の行政情報の公開を求める権利を保障するでございますとか、区政の透明性を確保するということもございまして、その趣旨といたしましては、区民の知る権利であるとか、区政参加というところについて包含しているものと考えてございます。

○のだて委員 包含しているということですが、やはり明確に条文に記載をするということが、さらに区の姿勢を区民にも打ち出すことになりまして、区としても条例に基づいて事務を行っていくわけですから、そこが位置づけられているということで、さらに情報公開が進んでいくものとなると思いますので、ぜひ記載をするようにしていただきたいと思います。

杉並区の岸本区政では、区政の情報は区民のものということで、公開徹底の通知も出されまして、その前に情報公開請求したものが、ほぼ全面黒塗りだったという文書が、黒塗りなしで公開されるようになったということで驚きの変化が生まれています。こうした区政の情報は区民のものという姿勢で情報公開の徹底をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

この間、庁舎の建て替えの報告書ですとか、様々報告書などを情報公開しても、黒塗りになって出てくるということが相次いでおりますので、やはりそうしたところも情報公開を徹底していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○與那嶺戦略広報課長 非公開についての考え方でございますが、まず、品川区情報公開制度におきましても、まず、行政情報は公開が原則でございます。その上で、例えば個人情報であるとか、法人の権利利益を害するおそれがあるもの等々におきましては、非公開情報というものが条例で定められておきまして、そのほかのものについて公開をするというところでございます。

公開の範囲におきましては、情報公開の実施機関である各所管課において適切に行われるものと認識しております。

○のだて委員 非公開のことも定められているというお話ですが、それはそれで定められているながら、やはり情報公開を進めていく、できる限り公開していくということが必要で、だからこそ杉並区では、もともと黒塗りになっていたものが公開をされるようになったということですので、区としても、そうした姿勢でやっていただきたいと思います。

森澤区長は、情報公開の徹底を公約に区長になりましたので、ぜひ公約の観点からも、情報公開をさらに進めていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。このままだと公約に反するものではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○與那嶺戦略広報課長 繰り返しになりますけれども、情報公開制度におきましては、行政情報は原則公開の考えを持って行っております。その上で、非公開条項が定められているものにおいては、それぞれ適切に判断されているものという形で運用しているものでございます。

○のだて委員 適切に判断されているというお話ですが、実際の庁舎建て替えの報告書、これを情報公開したところ、法人の利益を害するということと、区民の間に混乱を生じさせることを理由に、99%黒塗り非公開というふうに出てきました。その中身が、実際、目次の項目ですとか、委託目的や委託内容まで黒塗りだと。果ては委託業務のサブタイトルまで黒塗りという状況です。現庁舎の課題も黒塗りになっているということで、全く区民に情報公開されていないという点でも、条例でも区政の透明性確保と書かれておりますが、透明性が確保されていると、これと言えるのか伺いたと思います。

○與那嶺戦略広報課長 個別の公開の案件のことにつきましては、私からは差し控えさせていただければと思いますけれども、あくまでその公開の範囲、そして非公開情報の確認におきましては、それぞれ業務を所管している部署のところで適切に判断しているものと考えてございます。

○泉広町事業調整担当課長 今、まちづくりに関連する情報公開のご質問がございましたけれども、まちづくりに関する業務の中には、区民の皆様にご説明をしたり、ご意見をいただくまでの準備段階のものが含まれているというところで、公開すると区民の皆様にご混乱を生じさせるおそれがあるという場合には、非公開としている事例がございます。

一方で、検討が進んだ段階では、説明会などを通して、これまでの検討の経過、また、今後のまちづくりの方向性といったところを区民の皆様にご説明をしながら、また、ご意見をいただきながら事業を進めているところがございますので、引き続きこのような考え方のもと、事業を進めてまいりたいと考えてございます。

○のだて委員 準備段階の場合は公開しないと言いますけれども、そうなると、計画段階から住民参加、区民参加を保障されていないということになると思いますが、いかがでしょうか。

○泉広町事業調整担当課長 準備段階のものというところで今お話をさせていただきましたけれども、その準備の過程では、関係機関の協議ですとかといったところが、まだ検討が深まっていないというようなどころの内容も含まれてございますので、こういった内容、一定程度、まとまりを見せた段階で区民の皆様にお示しをするというところで進めてまいりたいと考えてございます。

○のだて委員 ぜひ計画段階からも公開をしていただいて、区民参加を推進するということが条例にも含まれているということですから、あと、区長の公約でも情報公開を徹底するというということですから、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

次に、非核平和都市宣言について伺いたいと思います。

一般質問でも全国の99%の首長が参加する平和首長会議が、核抑止論から脱却をするとか、核兵器禁止条約への参加を国に求めるということで、要請書を国に出したということを紹介いたしました。その中で、同じ立場かと、区も加盟しておりますので聞きましたけれども、各区の連携を進めていくものなのだとおっしゃっていただきましたけれども、直接的な答弁はありませんでした。つまりは、同じ立場なのかどうか伺いたいと思います。

そして、石破新首相になりまして、核の共有まで発言をしております。実際そうした危険なことになると、区はそのときも何も言わないのか伺います。

○勝亦総務課長 平和首長会議におきましては、加盟都市において、それぞれ連帯交流を図りながら、それぞれの自治体の平和施策を進めていくものと考えております。

2点目、石破新政権の話でございますけれども、安全保障に関することは国の事項と考えております。

○新妻委員長 次に、ひがし委員。

○ひがし委員 本日もよろしくお願いいたします。私からは、187ページ、男女共同参画推進事業の啓発講座・交流スペース「みんなのひろば」、そしてDV・カウンセリング相談、東京都パートナーシップ宣誓制度活用経費について、215ページ、戸籍事務費について、順不同で質問をさせていただきます。

まず、戸籍事務費についてですが、品川区では、「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」が制定され、今年4月1日から施行されております。また、その条例第4条第2項には、「区は、区民等、教育関係者、事業者等、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と

連携し、協力してジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現を目指すものとする」とあります。区民、事業者、そして執行する行政側の正しい理解、協力こそが今こそ重要だと感じております。

昨日の決算特別委員会では、他の委員から、同性カップルの住民票の続柄、「夫（未届）」、「妻（未届）」など、表記を選べるようにできないかという質疑がありました。その中でのご答弁では、公証資料であり、各自治体が独自の解釈で事務処理を行うことはできず、できる限り統一すべきである。また、システム管理上の問題といった課題があるとのことご答弁がありました。このご答弁だけを聞くと、所管として、ジェンダー平等、そして性の多様性を尊重し合う社会を実現するための行動として少し消極的のように感じてしまいました。品川区として条例を制定し、区としても一丸となり取り組むべきだと考えますが、性の多様性を尊重し合う社会を実現するための区としての取組、また、この住民票の続柄の課題に対する検討状況、今後の方針等についてお答えください。

○築山戸籍住民課長 区では、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するため、住民票の記載についても、これまで当事者に寄り添うため、積極的に検討を進めてきたところでございますが、9月27日に全国の自治体に周知された国の見解により、法制度上、（未届）の記載ができないという判断をせざるを得なくなったところでございます。

これは住民票は公証力を持ったものであるため、各市町村が独自の法解釈に基づいて事務処理を行うのではなく、できる限り統一的に記録が行われるべきとされ、住民基本台帳法および国の作成した要領により事務処理を行うことが求められているためでございます。

現在の国の要領では、同性パートナーを表す表記はなく、「同居人」と表記することになっており、このことが当事者に寂しい思いをさせているものと認識しております。そのため、ジェンダー平等や性の多様性について積極的な取組を行う近隣自治体と情報交換をしながら、同性パートナーの続柄の表記方法の改正について、国への要望を検討しているところでございます。

また、戸籍住民課では、様々な区民に寄り添い、気持ちよく窓口をご利用いただけるよう、9月に人権・ジェンダー平等推進課と連携し、戸籍住民課全職員を対象にして、ジェンダー平等と性の多様性について研修を行ったところでございます。

○ひがし委員 まず、所管でも研修を行ってくださった、そして積極的に取り組む姿勢を見せてくださったと思っております。国にも意見書を出そうか、要望書を検討しているということでしたので、ぜひその点についても積極的に進めたいとお願いを申し上げます。難しい課題もあると思えます。ただ、区として一丸となってこの課題にも取り組んでいけるように、戸籍住民課としての協力もお願いいたします。

次に、東京都パートナーシップ宣誓制度活用経費について伺います。

導入自治体は459自治体、人口カバー率は85.1%、交付件数は7,351組というようなデータが出ております。先進的に始めていた自治体、特に世田谷区では、現在もう200組以上の方々が宣誓をしているような状況です。品川区でも、東京都パートナーシップ宣誓制度を活用するという事で経費が組まれております。この内訳、取組状況、また、取組を行った結果、品川区在住の方、申請した方々の推移なども答えられる範囲で簡潔にお答えください。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 委員からのご質問にお答えいたします。

まず、少し順番が違うのですが、東京都パートナーシップ宣誓制度の活用について、どのくらい増えているのかというところでございますが、こちらに関しては、東京都のほうでは、8月31日時点、1,347組という形で発表があったところでございます。

品川区内も様々周知を行っているところで、その結果として、1月末に確認したときよりも増加している、7か月程度で少し増加があったというところで考えております。

取組状況としましては、様々啓発の冊子を作らせていただいたりですとか、講座なども開催しておりますので、先日、カミングアウトについての講座を開催させていただいたりですとか、「みんなのひろば」というLGBTQの当事者の方々や、アライの方々、支援する方々も含め、そういった方々が集まれる場所を、今年度は4回開催する予定で、今週末も開催する予定でございます。

○ひがし委員 ちょうど今、話題に出たので、9月30日、性の多様性尊重講座ということで、同会派の吉田委員とともに参加してきました。松岡宗嗣さんを講師として行われまして、カミングアウトを実際にされたとき、どうするかということ、友人、同僚、そして家族というようなケース検討を皆さんで行ったというような形です。オンラインも含めて20名近くの方が参加をしていて、実際もっと増えてもいいのかなというところではありますが、まずは徐々に広まってきているのかなと実感しております。

また、参加された方々のご意見でも、やはり興味がある方が参加されているので、すごくいい意見が多くて、こういう講座がもっと増えるといいなと思っております。

現在、みんなのひろば、そして、このような講座があって、どういうふうの実態として動いていけばいいかと講師の方にも相談をさせていただきました。そのときに返答があったのが、やはり当事者だけではなく、周りを巻き込んでいく必要がある。理解者、アライというものがあるのですけれども、アライを増やしていくことが大切だというような発言がありました。

他の自治体の状況を見ていると、やはり当事者だけではなく、理解をしている人たちの集まりも徐々に増えていて、当事者、アライの団体だったりとかというものができております。

品川区として、せっかくこの講座に参加したときに、何かそういうグッズ的なものがあるといいなと個人的には感じております。

例えば、オレンジバンドみたいなものも認知症のところにはありますよね。そういうようなグッズみたいなものを品川区でも検討できないかなと思いますが、まず、その点についていかがでしょうか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 先日、委員にもご参加いただきました「みんなのひろば」につきましては、この対象者が、性的指向、ジェンダーアイデンティティなどで悩んでいる方や、家族、友人、職場の方、LGBT等への理解を深め支援したいアライの方ということでやらせていただいております。当事者の方だけではなくて、その周りの方々を含めて巻き込んでやっていこうというところでやらせていただいているところでございまして、昨年3回だったところ、今年度4回に増やしたところで、様子を見ながら丁寧にやらせていただければと思っております。

過去2回、今年度、開催したものに関しましては、私自身も参加させていただいて、お話を伺ったりですとか、当事者の方だけではなくて、やはり家族の方ですとか、お気持ちの上で寄り添いたいというふうに関心から参加しているという方もいらっしゃいましたので、そういう方々と、今後についてもお話し合いながらやらせていただければと考えております。

グッズに関しましては、今後、検討させていただきたいと思っております。

○ひがし委員 実は、ジェンダー平等推進センターに行ってみたときに、カモメのキャラクターがいっぱいあって、ただ、名前がついていなかったの、あの子のことを何と呼ぶのかなと考えたりしております。せっかく品川区としても既にデザインされているものがあつたりとかすると思うので、そのような活用も進めていきながら、もしよかったら、この名前、何にしますかとみんなに問うてもいいと

思うので、そういうような活動を進めていただければなと思っております。

また、東京都パートナーシップ宣誓制度の利用をされている方、当事者の方からお話を聞くと、申請の方法について、全てデジタルで行われるということです。申請をデジタルで行って、デジタルで物が来る、あまり婚姻したというような形がない、少し寂しく感じるというご意見も伺っています。

他の自治体、例えば福岡とかだと、持っていったときに、「おめでとう」とまず言ってもらえたことが一番うれしかったというふうに、この自治体で受け入れられている、自分たちの存在がいていいんだと思ったということがありました。ぜひ品川区でも、そのような思いを持っていただきたいなど、当事者の方々にとっても、この自治体は私たちのことを受け入れているのだという思いが伝わるといいなと思います。

具体的な提案としては、例えば、今、婚姻届を出すと、撮影ブースがありますよね。撮影ブースを設けたりだとか、記念品も今、お配りしていると思います。そういうものも全然ないというところで、品川区として、記念品だったりとか、撮影ブース、また、もしできるのであれば、宣誓書、カード型の配布なども検討していただきたいと思います。区のご見解をお聞かせください。

○築山戸籍住民課長 記念品については、婚姻届と連動し、男女の婚姻を前提としたものを現在提供しているところです。そのため、今の記念品と同じものをお渡しすることは難しい状況ではございますが、同性パートナーの方が少しでも男女の婚姻と同じような体験をすることができるよう、写真撮影については、同性パートナーも含め、どなたでも利用しやすくなるよう、環境の提供をしてみたいと考えております。

○ひがし委員 もし戸籍住民課のほうで難しければ、場所はジェンダー平等推進センターでもいいのかなと思います。

また、物についても、今配っているものは全て男女の絵柄が記されているなということが私としては気になるので、もしそういうものをお配りするときは、当事者の声を聞きながら、冊子というところも検討していただければいいのかなと思うので、ぜひ違う課の課長、お答えいただければと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 グッズですとか、そういう当事者の方々に寄り添った形で、どういう状態でやらせていただくことが一番いいのか、先ほど、委員がおっしゃっていましたが、どうしても戸籍上の婚姻という形は、今のところ、制度としてはとれませんので、それではない状態ではありますが、例えばパートナーシップ宣誓制度を申請されて受理されたということに関して、それに対してのお祝いというか、そういった形で何か気持ちをあらわせるようなことができればと考えております。

あと、今、ジェンダー平等推進センターがございまして、こちらのほうには、通常からLGBTの方ですとか、性的マイノリティの方々ですとか、いろいろなパターンの人権ですとかジェンダー平等に関する本ですとか、冊子ですとか、そういうものも置かせていただいているところがございますので、それにプラスして何かできることがないか検討させていただければと思います。

○ひがし委員 前回は質問させていただきました東京都の制度のところにとんつながってしまって、品川区のところに声が届かないのではないかとということで、新たに、にじいろ相談窓口ができたということを大変うれしく思っております。

東京都パートナーシップ宣誓制度も、できれば区独自で制度ができるといいなと思っておりますが、まずは利用を進めていくということでしたので、その利用だけでは足りないというところを、しっか

り区としても取り組んでいただきたいと思います。

今、ご答弁で、様々検討していくというような発言がありましたので、前向きに受け取っておきます。ぜひ何かできたときには、お知らせをいただければと思いますし、区としての発信も力を入れていただければと思いますので、この点、要望でとどめさせていただきます。

○新妻委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 私からは、187ページ、人権啓発事業より、部落解放同盟の機関紙「解放新聞」の大量購入について、203ページ、都市型観光プラン推進事業より、第31回しながわ宿場まつりのおいらん道中をそれぞれ伺いたいと思います。

まず、解放新聞の大量購入についてです。

当初予算を見ますと、部落解放同盟が発行している解放新聞について、品川区は毎年大量購入を繰り返しています。「解放新聞全国版」を月450部購入、「東京版」を月150部購入、「月刊部落解放」は月105部購入、「月刊部落解放」増刊号は年4回で月105冊の購入です。この4種合計で総額225万6,600円となりました。1つの団体からこのような大量購入は部落解放だけだと私は思います。

まず、この大量購入はなぜなのか、いつからなのか、伺います。こうした大量購入は、部落解放同盟だけなのか、私はやめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 中塚委員からのご質問についてですけれども、いつからかというところから先にお答えさせていただきますが、大変申し訳ありません、すごく調べてみたのですが、いつからというところがどうしても分からなかったもので、こちらについてはお答えが難しいところになります。

また、なぜなのかというところに関しましては、この購入した冊子についてなのですが、全国版が450部とお話しされていましたが、これ、月3回発行になっておりますので、150部ずつ、毎回違うものが届くということでやらせていただいております。

この配布先につきましては、管理職職員と校長先生方にお配りをしているところでございます。

理由につきましては、皆さんよくご存じだと思うのですが、同和問題は、かなり昔からありますし、今でも続いている問題になりますので、こちらにつきましては丁寧に欠かさずやらせていただかなければいけないというところで、こちらの新聞をとって管理職の方々への人権意識の醸成に努めているところでございます。

○中塚委員 ずっと繰り返しているの、いつからかは分からないということでは、相当長い間続いているのだと私自身は思っております。

今ご説明あったように、例えば、「解放新聞全国版」は、1部115円で、月3回発行で、1回の発行で品川区は150部購入されている。それが月3回ということで、その内訳は、102部が部課長、46部が小中学校の校長、2部が予備分ということです。

理由については、人権意識を持っていただきたいということだったような説明でしたけれども、仮に参考になるような記事があるのであれば、情報を共有すればいいだけで、機関紙を管理職全員分、購入する必要はありません。この支出はやめるべきです。各課では、例えば読売新聞、朝日新聞、東京新聞なども購読をしておりますが、購入部数は1部のみです。部署によっては、専門誌や業界誌も購入しておりますが、購入部数は1部のみです。解放新聞だけが大量購入です。私は、この解放新聞の大量購入は、区民の理解が得られないと思います。品川区は区民の理解が得られるものだと考えているのか伺い

ます。改めてやめるべきだと思いますが、伺います。

そして、こうした大量購入は、解放新聞だけだと私は思いますが、先ほども伺いましたが、お答えください。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 委員からは、こちら、皆様が回覧して見ることがいいのではないかというようにお話でございましたけれども、普通の新聞とはやはり内容が異なりますので、時事ニュースが必ず載っていて、日々、事件、事故、いいニュース、暮らしのことですとか、そういうような、全国版ですとか、一般の新聞という形で、名前は新聞となっていますけれども、新聞といった形で載っているようなニュースではなくて、部落差別に関してのニュースですとか、部落差別について知っておかなければならないこと、過去の事件ですとか、知っておかなければならない情報について、繰り返し掲載されているものになりますので、こちらをもって管理職の皆様には人権意識を醸成していただくという考えで購入をしているところでございます。

○中塚委員 差別のニュースが載っているということですが、先ほども指摘したとおり、例えば部署によっては、業界誌を購入しておりますが、それも1部のみです。管理職全員分のものを大量購入する必要は全くないと私は思います。

この問題は引き続き取り上げていきたいと思いますが、問題の根っこは、歴代の品川区長と部落解放同盟の関係にあると私は思います。令和元年7月には、濱野区長が、部落解放同盟東京都連合会品川支部長のお葬式だと思いますが、香典と生花として2万6,200円を支出。森澤区長も、今年1月、部落解放同盟東京都連合会品川支部旗開きに参加し、1万円を支出していることが区長交際費で公開されておりました。引き続き、この問題は取り上げていきたいと思いますが、ぜひ購入はやめていただきたいと改めて求めたいと思います。

次に、しながわ宿場まつりのおいらん道中を伺います。

先日、2日間にわたって第31回しながわ宿場まつりが開催されました。地元の方が主催し、品川区も協力、後援をしております。庁内にもポスターが張られ、森澤区長が町娘の姿で紹介されておりました。今年も、区長も、副区長も参加されたと伺っておりますが、その祭りの中で、おいらん道中が開催されております。公式サイトを見ると、「北の吉原に対して南の品川と呼ばれたくらい、きれいどころがずらっと揃っていて、そういう女性方と遊べる貸座敷が軒を連ねていました」と紹介されております。おいらんとは、遊女の中のトップと伺いますが、品川区も森澤区長も全面的に参加協力しているイベントです。それだけに、品川区ジェンダー平等条例に照らして、現在の在り方に私は疑問を感じます。「きれいどころがずらっと揃っていて、そういう女性方と遊べる」と、性を買う側の視点で紹介されておりますが、遊女とは、女性たちが身売りされ、性搾取され、今のような避妊具もありませんから、妊娠、中絶、性病など、とてもつらい立場に置かれた方々です。このような性搾取された女性たちについて、ジェンダー平等条例を持つ品川区として、このままのイベントでよいのだろうかと思っております。私は、しながわ宿場まつりの中止を求めるわけではありません。条例に基づいて主催者とよく話し合い、今日的にふさわしい祭りの在り方を検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○小林地域産業振興課長 ただいまご指摘いただきましたしながわ宿場まつりでございますけれども、先月の28日、29日の2日間、行われたものでございます。

このイベントは、地域の商店街、北品川本通り商店街をはじめ4つの商店街を中心に企画され、区も後援を行っているという立場でございます。2日間にわたるお祭りでは、おいらん道中以外にも、地域の皆さんが多く参加する江戸風俗行列、あるいは火渡りの荒行なども含めて、当時の江戸時代の風情を

現代に伝えるようなイベントということで、旧東海道の地域の特性、町並みを生かしたものでございます。江戸時代などの生活文化のありように関心を持っていただくことを通じまして、品川区内の商店街を訪れる方が増えて、にぎわい創出、地域活性化につながっていく、そういう趣旨で行われるイベントということで、区も後援を行っているところでございます。

○中塚委員 全く問題意識がないというようなお話だと思います。私は、今日的にふさわしい祭りの姿を丁寧に検討すべきだと思います。改めて述べますが、身売りされ、性搾取される、自分の意思に反して働かされ尊厳を奪われる、こうした遊女たちの姿を、私はなかったことには決してしてはいけないと思います。ぜひ主催者と話し合っていていただいて、検討していただきたいと求めておきたいと思います。

○新妻委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時03分休憩

○午後1時05分再開

○新妻委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。

えのした委員。

○えのした委員 どうぞよろしく願いいたします。私からは、211ページの地域スポーツ等推進経費についてお伺いします。

区では、全国大会助成として、品川区を代表する少年少女の文化スポーツ活動の支援を現在行っておりますが、この支援の内容について、対象者、また、令和5年度の実績などもご説明願います。

○三井スポーツ推進課長 全国大会出場助成金の制度についてですが、こちらは、全国規模の大会に出場する18歳以下の子どもたちを対象に、出場に係る負担の軽減や競技力の向上を図るための助成制度となります。

令和5年度の実績につきましては、個人、団体含めて約70件の申請になっておりまして、金額にすると約270万円の助成を行っております。

○えのした委員 品川区を代表して頑張っている少年少女への支援は大変重要だと考えております。こちらの支援制度について、対象になるのは全国大会規模と言っておりますけれども、こちらの意味の中には、世界大会も入るという理解でよろしいのでしょうか。

○三井スポーツ推進課長 世界大会も含まれております。

○えのした委員 ありがとうございます。確認が取れました。

この夏は、パリ2024オリンピック・パラリンピックが開催され、特に、女子ホッケー日本代表の及川栞選手、パラリンピックブラインドフットボール日本代表の品川CCパペレシアル、川村怜選手、佐々木ロベルト泉選手たちの熱い戦いは今でも鮮明に思い出されます。

少年少女は18歳までの支援になりますが、さらに、年齢的にも、レベル的にも、一步上の選手に向けての支援として、次、4年後、ロサンゼルス2028オリンピック・パラリンピックを目指す品川のトップアスリートを応援する意味で、品川区の認定選手として支援事業を考えますが、区のご見解をお伺いいたします。

○三井スポーツ推進課長 トップアスリートの応援ということで、現在、品川区では、トップアスリートの方々との関わりとしましては、これまで各スポーツイベントに参加いただいたり、プロスポーツクラブと連携してプロスポーツ教室などを実施しておりますが、委員からご提案いただきました選手

を認定して支援するということにつきましては、区民のスポーツ振興の観点から、アスリートの方をどのように支援していくことが有効なのかということについて、いろいろな方策を探ってまいりたいと考えております。

○えのした委員 例えば、アスリートの遠征費や合宿費、また、報償費、備品の購入費などへの助成、官民連携による協賛ですとか、また、現在は、ふるさと納税を活用したスポーツ支援、ガバメントクラウドファンディングとして、デフリンピック認知度120%プロジェクトでもこういうものが活用されておりますし、アスリートが講師やゲストとしてご協力していただくことで、地域活動への参加、区民との交流事業など、要望させていただきます。

近年では、スポーツが人々の心身の健康や社会の幸福の実現のために果たす役割が大きく注目されており、ウェルビーイングの関心も高まる中、今年発表された早稲田大学の研究チームの研究結果によりますと、スポーツの観戦は、ただ楽しいだけではなく、私たちのメンタルヘルスにもよい効果をもたらし、ウェルビーイング、幸福度を高める可能性があると言います。区民の幸せなスポーツ観戦には、熱い戦いの姿を見せてくれる選手の支援も重要だと考えます。

続いて、パラスポーツチャレンジデーについてお伺いします。

先ほど他の委員からも満足度ですとか、来場者数、アンケート等質問がありましたが、私も当日お伺いさせていただいて、「東京2025デフリンピック啓発－開催1年前記念－」と話題がついておりましたが、こちらの取組についてお知らせください。

○三井スポーツ推進課長 今回、パラスポーツチャレンジデーでは、デフリンピックの開催1年前記念としまして、デフリンピックの取組も行いました。その中では、デフ陸上の体験コーナーや、デフリンピックの啓発ブース、こちらはパネル展示や、東京都が作成しました啓発ダンスである「しゅわしゅわ☆デフリンピック！」というダンスがあるのですが、そちらのイベントを実施するなど、全体的にデフリンピックの啓発をしておりました。

○えのした委員 私もお伺いしたのですけれども、この啓発ダンス、しゅわしゅわダンスですか、見ることがかないませんでした。少し気になるころではありますし、先ほどの質問の中で、昨対で来場者が1.6倍ぐらいの参加人数ということをお伺いいたしました。私は昨年もお伺いさせていただきましたが、肌感覚でも来場者が増えていると実感しております。

そして今回は、地域のミニバスケットボールチームが参加していましたが、サッカーやテニス、陸上など、地域のスポーツクラブを巻き込んだ取組も効果的だと考えますが、区のご見解をお知らせください。

○三井スポーツ推進課長 今年度は、パラスポーツチャレンジデー内で試行的にスリー・オン・スリーの小学生向けのミニバス大会を実施しまして、参加した子どもたちは、車椅子バスケットも体験できるような仕組みにいたしました。その中で、バスケット大会が終わった後でもデフ陸上やその他のパラスポーツ体験も体験していただいたような形になっております。

その結果、にぎわいも創出できて、参加者増につながったのではないかと考えておりますので、今年度の取組を生かしまして、次年度は、よりインクルーシブなスポーツイベントになるよう考えていきたいと思っております。

○えのした委員 私も拝見させていただきましたが、小学生、ミニバスケット、非常ににぎわっていましたが、やはりお子さんが来場されると、保護者の方も気になって参加されると思います。そうすると、地域を巻き込んで、近隣の方も来場が増えると感じておりますので、そちらのほうも引き続き前向きに

ご検討いただければと思います。

また、先ほどもお伺いしましたが、デフリンピックの取組をされていましたが、こちらの認知度の向上のためには、ふだんのスポーツイベントに来ないような方へ向けての周知啓発も重要だと考えておりますが、今後の目標などがありましたら、お知らせください。

○三井スポーツ推進課長 デフリンピックの啓発については、昨年度から啓発イベントをいろいろ実施させていただいておりますが、今年度の大きなポイントとしましては、デフスポーツイベントを、単体での取組ではなく、他の区主催のイベントと絡めて実施することで、ふだん興味がない方にも参加いただけるようにしていくことを目標としております。

今回、パラスポーツチャレンジデーを皮切りに、9月末にはホッケー教室内で手話でサッカーというものを初めて実施させていただきました。その中では、やはり手話でコミュニケーションをとる方と、日本語、また、今回、国際交流でニュージーランドのホッケー協会の方たちも来ていましたので、英語でのコミュニケーションもあって、いろいろな多言語のコミュニケーションもできていたと。その中でデフリンピックの紹介ができたというのは、1つ大きな成果かなと思っております。

その中で、今後の目標としましては、10月は水辺の観光フェスタのグラウンド企画で、デフサッカーの日本代表エキシビジョンマッチも開催しますし、11月には「あつまれ！えばら」というような文化イベントでも、同時にデフスポーツの啓発イベントも実施していくことを計画しております。

今後も、ふだんスポーツに興味がない方だったり、デフリンピックのことに触れたこともない方にも啓発をしていければと考えております。

○えのした委員 ご説明ありがとうございます。これからスポーツの秋ということで、ホッケーですとか、サッカーですとか、当日も福祉まつりで手話を私も少し教わったりもしていましたけれども、やはりそういった様々なイベント、水辺の観光フェスタなどは、私も先日ポスティング等、ご協力させていただきましたが、ふだんこういったスポーツだけではなくて、区民の方が、来場者が多い行事にも周知啓発を続けて行っていただければと思っております。

また、地元でも「あつまれ！えばら」、去年も大変多く地域の方でにぎわっておいりましたので、こちらでの取組も大変期待をしております。

続きまして、品川区は、8月に公式デフリンピックサポーターを任命されました。元デフサッカーの男子日本代表監督、サインフットボール品川代表の植松隼人さん、日本航空のJALアスリート社員の湯口英理菜さん、区内市立聾学校、明晴学園となっております。今後は公式サポーターをどのように活用していくのか、目標などございましたら、お知らせください。

○三井スポーツ推進課長 今回、区公式デフリンピックサポーターを任命させていただきまして、今後の活用等についてですが、例えば、イベント時にゲストとして来ていただいたり、先ほどご説明した10月のデフサッカー日本代表エキシビジョンマッチも植松隼人さんにお越しいただくことになっております。また、11月の「あつまれ！えばら」でもご参加いただけないかということで調整をしているところになります。そういったイベントのゲスト出演以外にも、SNSでの発信を一番期待しているところになります。

明晴学園は、団体での活動となっておりますので、こちらは、こういった手話を発信していけるかということで、デフリンピックの啓発を通して手話の理解というものも明晴学園にお願いをしているところになります。こちらはSNS発信も併せて行っていくことで、デフリンピックサポーターと一緒にデフリンピックの啓発を盛り上げていきたいと考えております。

○えのした委員 私も、デフサッカーの応援に駆けつけたいと思っておりますし、以前、明晴学園の生徒にも手話を教わったことがあります。こちらは本当に楽しい機会となり、手話教室をイベント等で行っていると参加がしやすいと思いますので、そちらのほうも引き続き取り組んでいただければと思います。

デフリンピック認知度120%、こちらの達成はなかなか難しいとは思いますが、これからの活動に期待しておりますが、何かこれからの意気込み等がございましたら、いただけますでしょうか。

○三井スポーツ推進課長 今回、デフリンピック認知度120%ということで、100%より上ということで、ただデフリンピックを知っていただくということではなくて、それを通して手話の理解とか、そういうものを含めて深めていただきたいということで120%としておりますので、引き続き、スポーツ推進課、また隣の文化観光戦略課と一緒に、部として積極的にデフリンピック啓発をしていきたいと考えております。

○えのした委員 私も手話理解促進、また、デフリンピック認知度が少しでも120%に近づけますよう応援してまいります。今後の取組に期待をしております。

○新妻委員長 次に、やなぎさわ委員。

○やなぎさわ委員 お願いします。私からは、215ページのふるさと納税と、211ページのしながわシティランについて質問させていただきます。

今日は、品川の魅力を再発見というようなテーマで10分お送りしたいと思っております、23区唯一、競馬場を有しているのが品川区でありまして、特に大井競馬場は、日本で一番立地のいい、利便性のいい場所にあるということで、東京シティ競馬とも言われております。現在、大井競馬場に関連するふるさと納税の返礼品はどのようなものがございませうでしょうか。

○吉野税務課長 お食事がついた観覧ということで、今、展開しております。

○やなぎさわ委員 非常にいいと思うのですが、それをさらに返礼品の魅力を上向きさせるキーワードがあると思っております、それは、競馬における推し活でございませう。「ウマ娘」というアニメ、そしてスマホのアプリをご存じでしょうか。ウマ娘というのは、歴代のアイドルホースと言われる非常に強かった競走馬を、かわいらしい女性に擬人化したアニメとかゲームでして、スマホのアプリは2021年にリリースされて、なんと、スマホ内の売上げ、課金とかの売上げが1位だったということで、2022年は2位、最近は少し頭打ちなのですが、この3年間で4,000億円、課金で売上げがあったと。これ、1万円のゲームソフトだったら、毎年1,300万円も売れ続けているというような感じで、かなり社会現象に近いような人気があつて一大ブームになったと言われております。

スマホアプリということで、今まで競馬に興味がなかった若者が競馬に触れるきっかけになりまして、ゲームに登場する馬の子どもや孫などが、今、現役の競走馬として走っているのです、それを応援する推し活が、今、若者の中ではやっております。

例えば、ナイスネイチャという30年ぐらい前の馬がいたのですが、この馬がゲームの中に入らして人気があつて、その馬はもう35歳とかそれぐらいで、毎年、誕生日にクラウドファンディングをしているようなのですが、今までは100万円ぐらいしか集まらなかったのが、ウマ娘で紹介されてから、3,500万円ぐらい集まるようになったと、それぐらい影響力があるのです。

ということで、私自身、浜川中学校で大井競馬場に近いところの出身ですので、厩務員の友達がいるのですが、今年の5月、大きいレースに管理している馬が出るということで、私も応援に行つたのですが、そこで天候的には雨が降っていたのですが、すごくたくさんお客さんがいて、やはり

若い人が多かったのです。パドックとかで見ていると、一眼レフのカメラを持って、馬を写真に撮るのに熱心な若者がたくさんいました。これはやはり、ウマ娘とか、そういったものの効果なのではないかなと思っております。

そこで質問なのですけれども、こういった推し活をしているような層を返礼品として取り込むという意味で、例えば、レースで使用したゼッケンとか、鞭とか、そういったものを返礼品にしたりとか、もしくはバックヤードツアーなどを企画してみたいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○吉野税務課長 ふるさと納税ですけれども、こちらは制度的な問題があること、それから、それに関しまして抜本的な見直しは継続的に進めていくのですけれども、この制度があることをよい機会といえますか、そういったことで捉えまして、利用して、品川区の魅力をどんどん発信していきたいと今考えているところです。潜在的な魅力、そういった掘り起こしを進めていきたいと考えておりますので、委員の今おっしゃっていただいたことは、参考にさせていただきたいと思います。

○やなぎさわ委員 ぜひ前向きに参考にさせていただければと思っているのと、加えて提案したいのが、競馬のレースの命名権なのです。大井競馬場では、今は実施されていないのですけれども、ほかの地方競馬場では、1つのレース、1万円から5万円ぐらい払うと、好きなレース名がつけられる。何々さん、誕生日おめでとう記念とか、退職おめでとう記念とか、そのような感じの命名権が発売されておりました、実際、2023年11月18日、スマイルシティ・しながわデーということで、1レースから11レースまで、全部、品川区にちなんだレース名をつけたというようなことで、それと同じような感じで、一般の人にそういうレースの名前を販売するというようなこともいいのかなと思っております。これは特に費用というか、あまりコストがかからなくて、いつでもできるかなと思っているのですけれども、こういったことも規則的には可能なのかお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○吉野税務課長 ふるさと納税自体が地場産業という形になりますので、大井競馬場でやれば、それは可能かと思えます。

○やなぎさわ委員 地場産業、非常にいいと思います。

先ほど例に挙げたのは、品川区の1日を使ってといえますか、普通の平日のレースとかで組み込んでいけると、それだけでも大分ふるさと納税の起爆剤になるのではないかと個人的には思っております。

話が変わって、返礼品で、現在、セガサミーのプロダンスチームのレッスンが受けられるというのが、このたび追加されたと思うのですが、セガサミーを選ばれたのは、品川区に本社があるからということでしょうか。

○吉野税務課長 委員のおっしゃるとおり、本社が品川区にある企業であれば、こういったところのイベントを展開できます。

○やなぎさわ委員 やはり今、ダンスは非常にやっていますし、すばらしい取組かなと思っておりまして、それで私がさらに提案したいのは、同じセガサミーというところで、もう1つ所有しているプロチームがございます。それは何かといいますと、Mリーグのセガサミーフェニックスということで、Mリーグとは何ぞやということですが、マージャンのプロチームでございます。マージャンというと、ギャンブルで不健康だというイメージがあるのですけれども、Mリーグというのは、クリーンで知的なマージャン、スポーツだということで、2018年に始まっておりまして、インターネット放送局のAbemaTVで全試合放送されていて、これ、実は、幅広い世代に物すごく人気があります。今、小学生にも実はその影響で物すごく人気があって、小学生専用のマージャン教室が人気を博していたり、なんと少女漫画雑誌の『なかよし』で、「ぼんのみち」というマージャンを題材にした少女漫画がある

ぐらい、今、マージャンというのは意外と人気が出てきているのです。

実際にレジャー白書によると、2020年、マージャンの人口は400万人だったのが、2022年に500万人。この2年間で爆増しているということで、品川区でも高齢者向けに、いきいきマージャン教室などを展開していると思うのですけれども、やはりマージャンというのは、今、地位も向上されてきているので、ぜひセガサミーとこうやって、今回、ダンスということで、返礼品につながったということなので、例えば、セガサミーフェニックスの選手と一緒にマージャンが打てるとか、親子で来てもらって、セガサミーのプロの選手にマージャンを教えてもらいたいな、そういう親子体験教室みたいなものをぜひ追加してもらえればと思うのですが、そういった検討の余地はいかがでしょうか。

○吉野税務課長 今、委員がおっしゃっていただいた内容なのですけれども、検討できるかと思いません。

○やなぎさわ委員 ぜひダンスで1回つながっているのので、そこを皮切りにしていただければと思います。

時間がなくなったので、しながわシティランなのですけれども、委員の皆さんにお伺いしたいのですけれども、しながわシティランに登録された方はおられますでしょうか。よろしかったら、挙手いただきたいのですけれども。

まだやはり少ないということで、当然、いろいろな健康状態とかのこともあって、エントリーできない方もいらっしゃると思います。そういった方も含めて、やはり第1回ということなので、皆さん、周知に力を入れてほしいというふうに思います。参加する方もしない方も、周知をお願いします。

○新妻委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、189ページ、代替職員雇用経費、201ページ、地域支え愛活動経費、221ページ、選挙管理委員会常時啓発費に関連して、順不同で質問をさせていただきます。

まず、選挙管理委員会の常時啓発費に関連いたしまして質問いたします。

選挙のたびに上がるお声として、例えば、要介護2、3の方で歩行が困難な高齢者などが、投票したいけれども、歩行が困難なために一人で投票所に行かれない、投票を諦めてしまうというような課題があります。現在、投票の機会の確保として、例えば、身体障害者手帳の1級から3級の方や要介護5の方は郵送による投票ができる。また、入院中の方は病院で、また、入所している方は、例えば、老人ホームなどの施設で投票することができるということは承知しております。しかし、先ほども申し上げたように、例えば要介護2、3などの方は、自宅での生活は概ね自立してできるけれども、外出となると、介助が必要な方がほとんどではないかと、このような現状があります。こうした高齢者の方が投票所に行くことが現実的に難しいという現状もあることから、こうした方々の投票の機会の確保、これを考えていく必要があるのではないかと考えております。現在の取組も含めて、こうした課題についてのご見解をまずお聞かせください。

○今井選挙管理委員会事務局長 今、委員ご紹介がありましたとおり、不在者投票の中の郵便投票として、要介護5や移動困難な障害者手帳の所持者の方がいらっしゃいます。現在でも選挙管理委員会の連合会の中では、公選法要望の改正の中で、この郵便投票のいわゆる障害の程度や要介護度のところを拡大していけないかというような要望も出ているところ、検討がされているところでございます。

私どもといたしましては、現在ご案内しておりますのは、高齢者の方や障害者の方に、介護保険制度の中や同行援護の中での移動支援、サービスなどを、それぞれの所管課と連携してご案内している状況です。

○こんの委員 現状をありがとうございます。連合会のほうでも、介護度を上げるなどの見直しというか、検討をされているということが分かりました。

もう1つ、内閣府で、移動が困難な高齢者等の投票の機会の確保から、市区町村の選挙管理委員会が設置する期日前投票所に関して、例えば、予約制で有権者の自宅を巡回するなど、移動投票所の導入に向けたマニュアルが製作されております。この投票所のアクセスを支援するというのは、運用の対応でできるということから、過疎地域などにおいては、既に投票所までのアクセス支援を行っている自治体もあります。こうした投票の機会の確保は、国が作ったマニュアルを通じて、過疎化地域に限らないで、全国自治体に対して検討を進めるように働きかけるとしております。こうしたことから、先ほど申し上げた課題のような観点を、高齢者に限らず、歩行が困難な方が期日前投票ができる、当日投票所に行く、いわゆる投票所まで行くアクセスの支援、こうしたことを今後考えていくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○今井選挙管理委員会事務局長 期日前投票所につきましても、不在者投票の中から分かれてきた制度でございますが、現在、なかなか任期满后時以外のところではできないのですけれども、アトレなどの民間施設での実施ですとか、今、委員ご紹介のオンデマンド型の移動期日前投票所の導入に際しても、つくば市のほうで導入を検討されておりましたが、今回、国の選挙と市の選挙が重なることから、実施見送りになったところでございます。

このように導入に当たっての取扱いについては、国からの告示、事務連絡によりまして、全国の自治体でそれぞれの事情に応じて、公選法の規定の中で実施できるようになったものと認識しております。

先ほど、歩行困難というお話もありましたけれども、品川という都市の中で、多くの方の状況を踏まえますと、すぐこれに対して確実な方法というのはなかなか難しいところではございますけれども、今、介護度が低い方も含めて、アクセス権ということについては、課題として受け止めさせていただきたいと思っております。

○こんの委員 今、つくば市の例が出ましたけれども、まさにつくば市では、そうしたことを検討して、今回は見送ったということですが、いわゆる投票所までのアクセス、自力で行くことが困難といったことで投票を諦めてしまうということがないように、やはりご自分が投票したいという機会をきちんと確保できるような形でというふうに、今後、国でもそうしたことを働きかけていくということでございますので、現時点で、先ほど、同行援護だとか、そうしたものを活用されているとはいえ、さらに、こうしたことを今後考えていく必要があると思っておりますので、ぜひその点、いま一度、今後の観点から、今はできなくても、将来的にはそうしたことは進んでいくと思われま。国がそういう働きかけを全国自治体にされるということですので、そうしたことでお願いしたいと思っております。ご答弁をもう一度お願いしたいと思っております。

○今井選挙管理委員会事務局長 今、委員ご紹介がありましたオンデマンド型に限らず、投票したいという方々の意思に対して、確実に投票の機会をこちらのほうで提供させていただくということが選挙管理委員会の役目だと思いますので、明るい選挙推進協議会の方々など、地域の皆さんもたくさんいらっしゃいますので、いろいろな効果を通して、どのような形が実現可能か検討させていただきたいと思っております。

○こんの委員 明るい選挙推進委員の方々のお見聞しながら進めていただきたいと思います。次の質問にまいります。

代替職員の雇用経費について、参考までに伺いたいのですが、年度途中で代替職員の方が必要となっ

た場合の職員の確保、これは人材派遣なども活用していると思われかもしれませんが、どのような雇用方法で確保されているのか。また、人材派遣を活用しているところがもしあるのであれば、代替職員経費の中で、今回は3,129万円余の決算が出ておりますので、その中で人材派遣で雇用した人数だとか経費はどれぐらいかかっているのか、参考までに伺いたいと思います。

○宮尾人事課長 代替職員の雇用経費に関するご質問をいただきました。

まず、年度途中で欠員が生じた場合の職員の補充といいますか、対応している方法ですけれども、例えば、正規職員を年度途中の異動によって配置をする、それから、会計年度任用職員を採用する、それから、今、委員からお話がありましたように、人材派遣を活用する、このような方法で対応しているところがございます。

決算書に記載のある金額につきましては、これは基本的に全て人材派遣の経費をここで計上させていただいているところがございます。令和5年度は、延べ25人、109月の実績がございました。

○この委員 ほとんどがこれは人材派遣の経費だということで、ほかの例でいきますと、介護人材などを確保するときに、この人材派遣を使ったときの紹介手数料が結構高いといったところなのですが、区の職員は専門的な分野というところもあるので、そうした経費に使われているのだと思いますが、人材を確保するためには本当に大変なのだなという現状を参考までに伺いました。引き続き、確保をよろしく願いいたします。

○新妻委員長 続きまして、石田しんご委員。

○石田(し)委員 よろしく申し上げます。私からは、201ページ、歩行喫煙防止、186ページ、人事管理費、職員の給料について、181ページ、ICT推進についてお伺いします。

まず、歩行喫煙ですけれども、いろいろと各委員からお話があって、喫煙所を増やしてほしいとか、様々な話があるのですが、私は少し違う視点で伺いたいと思います。

それは、喫煙所がないことによって、いろいろなところで、今、たばこを吸う方たちが多く見られるようになりました。

例えば、五反田で言えば、高速道路の下、吸う人たちも、すごくいろいろ気を遣って、高速道路の下だったら、人があまりいないからいいかなと思って吸ったりするのだけれども、いわゆるまちにある駐車場、こういったところでも吸われている。これ、子どもたち、見ていますよ。大人たちが隠れてこそこそたばこを吸っている姿。私はもうやめてしまったのですけれども、これ、吸う方たちも、いろいろな思いで、いろいろ気を遣いながら、だけど、そういったところで吸わざるを得ない現状がある。これはやはり、副流煙とかいろいろなことがあるけれども、教育的に見て、やはり街中で、そういった大人たちがこそこそやっているのは、私は子どもたちに見せたくないと思うのだけれども、その点について、どのように考えるか教えてください。

○河合生活安全担当課長 委員ご指摘のありました、たばこを吸っていらっしゃる方は、今、規制がかかっていないところで、迷惑がかからないようにという配慮でやっていただいていることも承知しております。喫煙者が減ってきて15%を切るような形ではございますが、やはり実態として喫煙所が足りないという認識しているところがございます。公設の喫煙所の整備もあまり進んでいないというところで、やはり民間の力をお借りして拡大していくというところは、方針としてやる所でございます。

○石田(し)委員 ぜひ進めていただきたいと思います。

それで、たばこ税も増えたりしているので、やはり吸われている方たちが払っている税金だから、きちんとやはり還元しますよということを示す、これは私、ずっと言っているけれども、やはり何らかの

形で示していかなければいけないと思うので、ぜひそういった意味でも、吸われる方も、吸わない方たちも、そして何と言っても、子どもたちにそういう姿を見せないためにも、ぜひ取り組んでいただければと思います。

それともう1点、喫煙所についてですけれども、しながわ区民公園にバーベキュー場があります。バーベキュー場に喫煙所があるのだけれども、コロナの影響でそれを封鎖しました。このまま封鎖して、この夏、バーベキュー場をオープンさせました。そうすると、多くの方たちが、そこに行ってバーベキューをやるのだけれども、その生い茂った、もうぼろぼろになった喫煙所を目にして、そこでたばこも吸えず、路頭に迷っていた。これもコロナで喫煙所を閉鎖したのであれば、コロナが、今、5類になって通常の社会が戻ってきたのであれば、これは喫煙所もやはり考えなければいけない。しかも、バーベキュー場は、季節の、特に夏とかに利用される施設なのに、そこに間に合わせず、そのまま放置をしているというのは、私はこれはやはり区の姿勢としてもよくないと思う。区民がそれを見たときに、どういう管理をしているのだと思ってしまいます。これは私は、実は苦情も来て今回この質問をしていますけれども、ぜひそういった部分も考えてご検討いただければと思いますが、その点も併せてお聞かせください。

人事管理の給料についてです。

昨日もインフレ状態だということを区のほうからも説明を受けました。そうなったときに、給料が上がっていかねばいけない。今回、令和5年度の給料について、前年度と比較をしてどのような推移になったのか教えてください。

○河合生活安全担当課長 公園の喫煙所に関しましては、先ほど少しお伝えしましたけれども、公園課で管理しているところがございますが、喫煙所の整備、区内全体をバランスよくというところで、連携しながら、情報共有しながらやっているところがございます。公園等で再開できないところであれば、ほかのところ、公園が活用できるようなところだったら、まちの声を聞いて再開というところで連携してやっていきたいと考えております。

○宮尾人事課長 人件費に関するお尋ねでございます。

令和5年度の歳出総額に占める人件費の割合が、比率で12.8%ということで、令和4年度が13.4%というところがございますので、ポイントとして0.6ポイントほど歳出総額に占める人件費が下がっているという令和5年度決算の状況でございます。

○石田(し)委員 喫煙所は、ぜひ連携して取り組んでいただければと思います。

給料ですけれども、先日、千葉市で、人事委員会が、市と市議会に対して勧告を行いました。それは、月例給を平均2.68%、約1万514円、期末・勤勉手当(ボーナス)を0.1か月分、それぞれ引き上げるよう求めました。

これはなぜかという、やはり民間の賃上げラッシュが主な影響であります。今月1日から最低賃金も、東京都では1,163円、50円、前年比から上がって、これも引上げ率で換算すれば、約5%上がっています。

さらに言えば、連合の調査等でも、春闘において、今年は、昨年度より1.52ポイント高い5.1%賃金が上がっていくとしています。大手ですけれども、中小はなかなか難しい、まだ5%を切ってしまったけれども、4.45%ぐらい上がってきた。

こういった中で、やはり区としても、しっかり職員の皆さんの給料を上げていく必要があると思いますが、この千葉市の件も含めて、どのように考えているのか教えてください。

○宮尾人事課長 給料に関するお尋ねでございます。

確かに、今、人材を確保することがなかなか厳しいという状況で、その中において、給料がどのぐらいの水準であるかというのは、学生を含め、本当に大きな興味関心事として見られています。

そういった中で、品川区が1区で単独で、独自で決められる部分、決められない部分はございますけれども、人事委員会の動向ですとか、他の自治体の動向、こういったところはしっかり見ながら、少しでも職員の働く環境の魅力の向上、そういうところも含めて取り組んでまいりたいと考えております。

○石田（し）委員 ぜひ進めていていただきたいと思います。

特に、会計年度任用職員だったり、非正規の方たちも含めて、最低賃金も上がっているし、これはやはり全体的に見直しをして、しっかり給料を上げて、物価高にきちんと対応できるようなことをぜひ区としても取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続いて、ICT化推進ですけれども、決算書を見ても、今いろいろとICT化が進んでいるのだらうと思いますけれども、あちこちにっていますよね。それは、例えば、言葉1つとっても、IoTだったり、AIだったり、いろいろなものがあって、さらに言えば、アプリもいろいろなものがあつたりして、何が言いたいかという、DX化をしようとしても、区民の方が、そういった様々な事業を見ても、その入口がどこにあるのかがなかなか分かりづらいと思うのです。

例えば、リアルの世界においては、その入口は区役所ですよ。様々な手続をしたり、様々な相談を受けたり、何をやるにしても区役所が大きな入口となって様々なサービスだったり、事業を展開している。

このDX化は、何か知らないけれども、いろいろなところが勝手にあちこちやっていて、なかなか入口が見づらいので、私は、ぜひこの入口を、アプリ1つとっても、例えば、品川アプリというものを作って、そこを入りに横展開をしていったほうが、区民にとってもサービスが向上するのではないかなと思うのですけれども、その辺の考えを教えてください。

○西澤DX戦略担当課長 ただいまのご質問、入り口が分かりづらいというご指摘かと思えます。今、品川区のホームページで、チャットボットだとか、そういったもののリンクを貼っておりまして、そこから見られるようにしております。さらに、こういったところの利便性を向上させるために、ホームページの検討などといったところを進められれば良いなと思っております。

○石田（し）委員 区役所も建て替えをするといった中で、私は、区役所は必要なくなってくるのではないかなと思うので、ぜひそういった部分も含めて、DX化をさらに進めていただきたいと思えます。要望です。

○新妻委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 よろしく申し上げます。219ページ、斎場運営費、217ページ、住居表示管理事務費についてお伺いいたします。

まず最初に、219ページ、斎場運営費についてお尋ねをさせていただきます。

臨海斎場の件なのですが、臨海部広域斎場組合施設整備基本方針が示されました。そこにおいては、施設整備、増設・移設の整備については、区の負担はないということは確認しております。

それと、将来、火葬場の対応と、災害時や感染症発生時に需要が高まることを踏まえて、令和12年度までに使用開始目標で、火葬炉が10基増設の合計20基ということでありまして。式場については12室になるということで、これはまだもう少し先だと思うのですけれども、これは関連した話なのですが、交通アクセスのことについてお尋ねをさせていただきます。これは所管が違うところにい

く可能性もありますので、戸籍住民課で把握しているところだけでも構わないので教えてください。

私の地域でも、ご高齢者の方とか、町内会に不祝儀があったときには、臨海斎場を使わせていただいておりますが、高齢者以外でも、やはりみんなピックアップして行くような、当然アクセスが悪いということも鑑みて、それぞれみんな車を出してやっているのですけれども、一番最寄りの駅というと、恐らく流通センターとか、その辺も踏まえて教えていただきたいと思います。

それとあと、バス事業者が、大井町駅から出ているのか、出ているのか、その辺を踏まえて、分からないところがあるので教えてください。

それと、それに関連して、なぎさ会館の話です。

なぎさ会館も、30年たっております。昨日、歳入のところではほかの委員からも質問があったかと思っておりますけれども、少し重複するところもありますが、30年もたっております。老朽化をしているというところで、これ、新型コロナウイルス感染症によって、葬儀の在り方もそれぞれ見直されております。それと、火葬場、告別式とお通夜は使いやすいのだけれども、移動が、火葬場、いわゆる臨海斎場のほうに行くことを鑑みると、どうしてもなぎさ会館が、今、利用が大分少なくなっていると私は認識しております。

令和5年度ですと、利用件数が159件、利用率が29.7%。これ、本当に使用料による歳入が、当然すごく低いと思われまますので、赤字経営になっているかと思っております。

令和6年度については、友引が休館になって、2回以上あって、年間610件葬儀可能ですよというたわわているのですけれども、予算を見ると、やはり利用件数500件と出ているので、これはもう当然減少傾向にありますので、それを含めて、これもいずれ活用方法がいろいろと見直さなければいけないかなと思っておりますので、その辺についてお伺いしたいと思います。

○築山戸籍住民課長 まず1点目の臨海斎場へのアクセスの状況についてでございます。

現在、臨海斎場を公共交通機関を利用される場合は、大森駅から直通のバスが出ております。平日10便、休日13便。そのほか徒歩で利用される方は、最寄り駅が流通センターとなりまして、おおむね徒歩10分程度で着く距離となっております。その他、大森駅等から流通センターへ行くバス等もございます。

次に、バスが大井町駅から出ているかというところでございますが、現状、大井町駅からのバスはございません。

続きまして、2点目のなぎさ会館の今後の状況でございます。

こちらにつきましては、現在、検討を進めているところでございます。臨海斎場で新たな施設が増築されることに伴いまして、式場が、現在4式場のところが12式場になるといったこと、また、葬儀の在り方に変化がございまして、これは臨海斎場から聞いている情報でございますが、式場での参列者が減少傾向にございます。現在は、臨海斎場で行われる式の8割が30人以下、6から7割が20人以下、2割から3割が10人以下といったような形で、式に参列する方も少なくなっているといった状況がございます。

○高橋（伸）委員 本当に交通のことがすごく気になっていまして、なぎさ会館のほうも、活用方法を、今、課長のご答弁のとおり、いろいろと検討されているというところで、これは要望なのですが、ぜひこれ、区民サービスの一環として、バス事業者のほうにも、大井町駅から事業者に対しても、すみません、所管は違うと思っておりますけれども、所管と連携をしていただいて、ぜひとも交通アクセスの件については、ぜひよろしくお願いたします。要望でございます。

それと、217ページ、住居表示管理事務費についてお伺いいたします。

住居表示に関する法律に基づいて、住居のみに使う番号、いわゆる住居表示番号が分かりやすく住所をあらわすこと、住居表示については、そういう認識をしております。

住居表示で枝番号があるかと思うのですけれども、今、枝番号は、特別区では、江東、目黒、新宿、港、世田谷だと思います。これについて、これは間違いないのかということを確認をさせていただきたいと思います。

それと併せて、本区では、同じ地番に対しての枝番号ではないのだけれども、それに関連するような取組をされているのかどうか。もしその取組があったら、年間どれぐらいあるのか教えていただきたいと思います。

○築山戸籍住民課長 まず、枝番号の取組を行っている自治体でございます。

こちらは、区が電話で23区に調査したところ、枝番号の付番を行っている自治体は12区ございました。

続きまして、品川区での枝番号以外の取扱いでございます。

品川区では、枝番号は採用しておりません。

理由といたしましては、枝番を付番した後に土地の分筆を伴う建て替え等があった場合に、数字の整合性が取れなくなり、かえって混乱が生じるおそれがあり、住居表示に関する法律、住居表示制度、住所を分かりやすく表示するための法律でございますが、その本来の目的を崩してしまうためでございます。

しかしながら、区といたしましては、数字ではなく、アルファベットを用いることによって住居を区別するよう、独自の運用をとっているところでございます。

利用件数につきましては、年一、二点、多くても四、五件という状況でございます。

○高橋（伸）委員 分かりました。確認できました。

あと、これは令和3年5月から、特別区で初めて電子申請のシステムにて住居表示に関する新築届、手続を開始していると思います。ぜひともこれ、事務がより一層効率化すると思いますので、令和5年度の実績以上に、令和6年度もぜひ実績を上げていただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○新妻委員長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 私からは、175ページの区有施設太陽光発電設備設置検討等委託についてと、195ページの会計年度任用職員について伺いたいと思います。

まず、太陽光発電のほうなのですけれども、2,600万円ぐらいかけて行われております。こういう取組は本当に評価できるものだと思っています。本当に気候危機が待たなしの課題ということで、区としても、ゼロカーボンシティ品川宣言も行われ、2030年の目標も、私は、さらに50%よりも引き上げて、実効ある取組が求められていると思っています。この委託なのですけれども、委託先がどこか教えてください。

それから、こういう取組がされていたということを今回、私も初めて知ったのですけれども、議会にもぜひ報告いただきたいなど、災害・環境対策特別委員会もつくられていますので、ぜひご報告いただけたらと思います。

それから、調査結果の結論を資料でいただいたのですけれども、39施設中、設置可能が27施設ということで、いただいた資料にはあったのですけれども、その中で、導入スケジュールの検討ということでありまして、優先順位の考え方もあったのですが、これはこのまま品川区の設置計画ということ

になるのか、その点についても伺います。

○長尾施設整備課長 まず、区有建築物への太陽光発電設備の設置に向けた調査委託ですけれども、こちらにつきましては、委託先は株式会社長大というところになります。

また、こちらの調査結果につきましては報告というところですが、こちらについては少し検討させていただきたいと思います。

また、調査対象の中で実際に設置が可能という結論になりましたのは27施設となっておりますが、こちらへの設置の優先度というところですが、太陽光パネルをできるだけ多く設置できるような施設であったり、また、避難所のような災害時の対応上有効であるというようなところを優先して設置しているというところで整理はしておりますが、実際の太陽光発電設備の設置に限らず、区有施設の新改築であったり、大規模改修工事であったり、毎年進めている状況もございますので、そういったところとのバランスを見ながら、こちらの調査結果も踏まえて、太陽光パネルを順次設置していきたいと考えております。

○鈴木委員 気候危機の問題で、区有施設にこういう太陽光パネルをつけていくということは本当に大事な取組だと思うのですが、ぜひ品川区としても太陽光発電をいつまでに、ここに書かれているように、これが計画ということになっていくのであれば、それも含めて、しっかりと計画を作って、私は公表もしていただきたいと思っておりますので、その点を伺いたしたいと思います。

それから、この結果のところ、CO₂の削減の換算数が出ていまして、これは330tぐらいなのですね。品川区の環境基本計画からすると、電力のCO₂排出係数の低減による削減見込みは、43万8,000tぐらいの、桁が少し違うという状況なのですが、そういうことからすると、これだけでは、まだまだ、これは環境基本計画のほうなので別なのですが、そういうところからも品川区自らがそういうふうには太陽光発電とかも、それから区有施設の中で、再エネ、省エネのところ、CO₂を削減していくという、そういう計画目標を持って立てることが必要だと思うのですが、そういう点では、どのような取組で、どれだけCO₂をいつまでに削減するかというところでの区有施設での計画はされているのか。

あと、これから新築する区有施設については、本当にZEBの、私は、エコルとごしの建物にすることが必要なのではないかと考えているのですが、その考え方についてもお聞かせください。

○長尾施設整備課長 まず、太陽光発電設備の設置の計画というところですが、こちらの調査結果につきましては、あくまでどういうところに設置できるかというところの洗い出しと、一定の考え方に基づく優先順位の整理というところで定めたところです。

また、計画としましては、特に個別につくる予定はございませんが、2030年にカーボンハーフといたるところを目指して、区有施設におきましても、CO₂削減に有効な施策を積極的に展開してきているところですので、2030年（令和12年）を1つ区切りとして、こちらの調査の中で洗い出しを行った27施設については、順次計画的に太陽光発電設備を設置していく予定としております。

また、CO₂の削減に関わる区有施設の取組というところですが、新改築を行う際には、区有施設につきましては、ZEBの認証を取るところをまず基本的には検討するというところを位置づけております。実際にZEBの認証も順次取っておりまして、全国的に見ても、自治体としましてはZEB認証最多取得となっております。こういった取組につきましては、これからも継続して取り組んでいくことと考えております。

また、環境基本計画の中でも、ZEB認証取得を令和12年度までに12施設と定めておりますが、

そこにとらわれることなく積極的に検討を進めていきたいと考えております。

○鈴木委員 本当に気候危機が深刻な状況だということの中で、できる限りの、区としてできる公共施設というところで取組を進めていただきたいと強く要望しておきます。

次に、会計年度任用職員のほうに移らせていただきます。

時間がなくなってしまったので、区の職員数と会計年度任用職員の人数をお聞かせいただきたいと思います。

それから、会計年度任用職員の中で、女性の占める割合も伺います。

それと、もう時間がないので、品川区が今まで1年ごとの公募という形でやっていると思うのですが、総務省のほうでは、もともと再度の任用ができるのは原則2回ということで、3年ということでしたと思うのですが、それが大きな批判の中で、原則2回ということも廃止されて、公募は必須ではないと総務省マニュアルが改訂されました。本当に会計年度任用職員の方の大きな問題は雇用不安にあると思うのですが、この会計年度任用職員の総務省マニュアルを受けて、私は、区としても、本当に雇用不安をなくす取組が必要だと思うのですが、これを受けて検討していることがありましたら、お聞かせください。

○宮尾人事課長 会計年度任用職員に関するお尋ねを幾つかいただきました。

まず、職員数ということですが、4月1日現在で、正規の職員数は2,836人、会計年度任用職員が1,464人です。

それから、会計年度任用職員の中で女性の占める割合ですが、1,185人、率にして80.9%です。

それから、国の雇用不安をなくす取組の動きを受けてということですが、一定程度、採用の質を確保するという意味でも、現行の取組をしっかりと継続してまいりたいと考えています。

○新妻委員長 次に、田中委員。

○田中委員 私は、203ページの観光資源整備事業、183ページの二十歳の集い式典経費、218ページの選挙費に関連してお伺いしたいと思います。

今年に入りまして組織改正がありまして、これまでの文化観光課が文化観光戦略課に変わりました。私、ここに大変期待をしております、品川区内、歴史あるまちでありまして、各所に歴史的資源がたくさん埋まっておりますが、それを今まで以上に有効に活用していただきたいという、そういう期待を持っております。

それで、決算なので、まずは先に確認をしますが、ハタチの龍馬PR事業があります。これについての実績と評価、簡単にお聞かせいただきたいと思います。

○大森文化観光戦略課長 ハタチの龍馬PR事業の実績になりますが、主には動画の作成です。高知県・福井県坂井市との連携動画。それから、品川のアニメ動画ということで、令和5年度は津田梅子を取り上げて動画を作っているところでございます。その動画を冊子にしたものですか、ハタチの龍馬のXによるつぶやき等を年間150件程度上げている。そのほか、クリアファイル等の作成をしているところでございます。

○田中委員 坂本龍馬の31年の人生の中で、主に脚光を浴びた事業としては、脱藩してからの活動ではありますが、品川でハタチの龍馬という形で取り上げているのは、やなぎさわ委員の母校である浜川中学校の跡地に土佐藩の下屋敷があつて、黒船が来たときに、まだ下級藩士であった坂本龍馬もその警備に当たったのだらうという、いたという事実のもと、それを大きく取り上げて、特に商店街の事業

だとか、いろいろと行っていると。それを当時、二十歳頃には品川にいただろうということから、PR事業に活用しているということでもあります。

そういう歴史的な財産と資源をより積極的に有効に生かしていくべきという思いの中で言うと、私は、例えば1人は、伊藤博文公がいらっしゃるんですが、この間、石破総理が誕生しました。102代目ですが、初代総理大臣、伊藤博文公の墓所が西大井六丁目にあります。10月26日が命日なのですが、伊藤博文公の実績としては、内閣を設立したり、あるいは政党政治を実現したということで、政治に携わる者としては、当然、先人に敬意を表すという思いも含めて、毎年私は、10月26日に墓前祭に参加しております。別邸があったりとか、墓所があるということも踏まえて、今の伊藤小学校の名前ですとか、伊藤中学からの伊藤学園の名前にもなっているし、町会名にもなっております。また、その他いろいろ幾つか伊藤関連の名前もついています。伊藤小学校では、伊藤博文が生誕した光市の東荷小学校で、コロナの時期でもありましたが、ネットを通じて、伊藤公サミットという形で交流も既に行われております。

そのように、一部ではありますけれども、伊藤博文公との縁で、いろいろな事業が展開されておりますが、私は、脱藩前の無名の坂本龍馬をここまで大きく取り上げている区としては、お墓もあるし、別邸もあった、その別邸のものは、今、光市の博物館にもありますけれども、そういう坂本龍馬に匹敵するぐらいの関わりの深い伊藤公を、より積極的に観光資源の1つとして、ぜひ生かしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○大森文化観光戦略課長 伊藤博文公の西大井六丁目に、正確には、ご夫婦の墓所になるかと認識しているところでございます。こちら、西大井駅を中心に、東海道、荏原七福神のコースにもなっております。蛇窪神社や養玉院、如来寺等を回っていただくと、3km程度の周遊ができますよということであったりとか、戸越公園駅から、そういった3か所を回って西大井に行くということでも、お散歩コースというようなところでも、今後、観光協会等と連携しながらPRに努めてまいろうかと思えます。

○田中委員 ぜひいろいろなアイデア、知恵を出していただいて、さらにより有効に伊藤公の存在を、特に観光事業に生かしていただきたいと思えます。

もう1人、私に取り上げたいのは、板垣退助であります。品川神社の裏手に墓所があります。板垣退助は、自由民権運動ですし、伊藤博文公とともに国会開設にも尽力された方でいらっしゃいます。

また選挙がありますけれども、今は18歳以上の男性、女性、それぞれ選挙権が与えられ、ある意味、当たり前のように受け止めていらっしゃいますけれども、実は自由民権運動を通じて、今の我々に権利として与えられている参政権をいかにして板垣退助はじめ先人の師が勝ち取ってきたか、その思いをしっかりと地元の区としては捉えていくべきだと思っております。これはぜひ伊藤公と同様に、板垣退助も有効に観光資源にぜひ生かしていただきたいと思えますが、時間がないので、二十歳の集い、このときに、今までは参政権は20歳以上でありました。今は18歳以上でありますけれども、二十歳の集いするときにも、ぜひ参政権、選挙権が与えられる大人としての自覚を持ってもらう上での視点で、私は、この式典の中に、自由民権運動を行った板垣退助のお墓がある地元区としては、より他区に先駆けてどうか、より今まで以上に参政権の理解を示していただくような取組を、ぜひこの集いの中でも取り組んでいただきたいです。また、選挙権のほうでありますけれども、投票率がなかなか上がらないというような状況にもありますけれども、品川区においてこそ、自由民権運動を主導した板垣退助のお墓がある地元として、投票率向上に向けた取組をぜひ受け止めて、より理解を示していただくように働きかけるべきだと思えますが、それぞれお答えをいただきたいと思えます。

○大森文化観光戦略課長 観光面という部分では、先ほども説明しましたが、ハタチの龍馬の動画等を作っております。関係者や管理者の許諾が取れば、ぜひそういったところで動画等で取り上げさせていただきたいという候補に挙がってくることと存じます。

○勝亦総務課長 二十歳の集いでの選挙権等の啓発というところでございます。

二十歳の集いに関わらず、選挙権の啓発等は非常に大事なことだと考えてございます。選挙管理委員会事務局とも調整しながら、啓発等を行ってまいりたいと考えております。

○新妻委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、179ページの情報公開等経費、189ページの職員研修費について伺います。

先に、職員の研修について伺います。

今年予算特別委員会総括質疑で職員の研修について取り上げさせていただきました。はっきりした事例は言わなかったのですが、なかなか皆さんには分かりにくい質問になったかと思いますが、その際に、本当に一番不適切な文書の発出だと考えていたことがあって、文書の発出と、その事後の対応の事例と考えていたことについては、いろいろ対応もしていただきまして、私たちの主張が認められた形で手続は次の段階に進んでおります。引き続き、不適切な文書の発出については、ないようにお願いしたいと思っております。

先ほど、午前中に横山委員の質問の中で、様々な職層研修などが行われているということのご報告もありましたが、私たちが問題にした不適切な文書でも、何段階か決裁の目を通っているはずなのです。文書を作られた方の文書が私たちの手元に直接届くわけではなくて、決裁を受けているはずなのです。それを全部擦り抜けて不適切な表現、不適切な文書が私たちに発出されてしまったのかについては、いまだに不明なままです。なぜこういうことが起きたのか、引き続きの緊張感を持って研修をするべきだと思います。

職層研修の中に、多分ここでそういう決裁権者の研修も行われていると思うのですが、その点について、どのような研修が行われているか伺います。

○田口人材育成担当課長 職層研修において、どのような決裁を見るときに研修が行われているかというところでございますが、主に係長級から決裁を見ることになりますので、その職層において、係長としてそのような決裁を承認するときに必要な公務員としての倫理感ですとか、法令遵守というところにつきまして、改めて基礎の1つ1つをやっていくというよりは、公務員としての全体の奉仕者としてしっかりと見ていくというような、そのような精神的な面について主に改めて学習をし直しているところでございます。

○吉田委員 分かりました。大変必要な研修だと思います。

ただ、やはり基本的な考え方、理念というところでは分かっているけれども、どこに視点を持つべきかとか、そういうところが少し足りなかったのかな、その結果、細かい不適切文書もいろいろあるのです。それが全部、最終決裁権者の目も擦り抜けて、区民の手元、この場合は私たちの手元ですけども、気づいていない方も結構いらっしゃると思うのです。そういうことが実際に起きているということでは、その研修についても見直す必要があるのではないかなと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○田口人材育成担当課長 研修の見直しについてということですが、研修について、中身自体は随時見直しをしているところでございます。

今回、不適切なということで、詳細については分かりかねますが、委員のおっしゃる事例が生じた

いうことですが、そのようなことが起きた場合に、庁内で一斉に研修をするというよりは、そういう事例が実際に起きた部署の中で、そういうような事例を共有しまして、そのようなことが二度とないようにというところで職員たちが共有してやっていくということが重要であると思っておりますので、そのような失敗などをしたときに、しっかりと職員が申出をできて、そういうところをしっかりと解決できて共有できる、そういうような環境づくりをしていくことが必要であると考えております。

○吉田委員 分かりました。その意識を持っていただくことと、事例になるかなと思います。そういうことについては、皆さんの前で、こういうことがあったということは、あまり暴き立てるべきではないと思ったので言わなかったのですけれども、こういうことがありましたという事例にはなるかと思っておりますので、協力させていただけるのであれば協力をいたしますので、よろしくお願いいたします。

そういう意味で、いろいろな法律的に問題があるような文書もあったので、コンプライアンス推進担当ができたことは大変評価をしております。

そういう意味では、やはりコンプライアンスの研修が今後検討されているかと思うのですが、もし今の検討状況とか、ご報告いただけることがあったら、教えていただきたいと思っております。

○田口人材育成担当課長 コンプライアンスについての研修というところですが、まずは今年度、eラーニングによりまして、全職員に対してコンプライアンスの研修を必修で、まさに今現在、実施をしているところでございます。

○吉田委員 今、eラーニングのことが挙げられました。実は提案しようかなと思っておりました。他の区にお勤めの方が、やはりeラーニングによる研修があって、とても内容がいいのだということ伺いました。私は、実は、eラーニングについては少し懐疑的で、きちんと向き合っただけの研修というほうがいいのではないかなと思っていたのですけれども、隙間時間に学ぶ意欲があればいつでも聞けるし、ここを聞きましたということをチェックするようになっているのです。だから、そういう意味では、補足的な研修になるのかなと思いますが、ぜひその辺について進めていただきたいと思っております。これは要望にとどめます。引き続き緊張感を持った研修、二度と不適切文書の発出ということが行われないようにしていただきたいと思っております。

次は、情報公開について伺います。

午前中の質疑の中で、繰り返し「原則情報公開」ということを言っていただきました。まずそれを確認したかったので、原則情報公開ということでもいいですね。

問題は、品川区の情報公開条例の第7条なのです。第7条には、限定的に非開示にすべき情報が列挙されています。そのいずれかが含まれている場合を除き公開しなければならない。逆に言えば、この第7条に列挙されているものが含まれたら、公開しなくていいということになるわけです。

その(2)に「個人情報または個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」という定めがあります。これが本当に問題だと思っております、これを広く解釈すると、多くが非開示になってしまうのです。私は、これを限定的に解釈していただきたいという方向の質問です。

東京都の情報公開条例にも同様の規定がありますが、限定的な解釈になっているかなと思います。「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等で、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう」、耳で聞いただけでは分からないと思うのですけれども、一定、限定的に解釈しておりますし、

それから、こういう規定を最初に設けたのは情報公開法です。この規定についても限定的な読み方をしていると理解しております。

品川区の情報公開条例の第7条(2)につきましても、限定的に解釈をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○與那嶺戦略広報課長 情報公開制度についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問いただいた情報公開については、原則公開であるという形については委員のおっしゃるとおりでございます。

その上で、非公開とされる情報の中での個人情報およびその周辺の情報については、個人の権利利益を害するおそれがあるというところで非公開になり得るところは、おっしゃるように、そのように解釈し運用しておるところです。

そのこの部分の限定の範囲でありますとか、そういったところにおきましては、やはり個々の案件においても、相当数事情が変わってくるかなというところがあると思えますし、実際に氏名以外の情報でも、表すことによって、そこで個人が特定されてしまうであるとか、そういったことが起きてくるかなというところはございます。

いずれにしても、どこまでを公開すべきか。逆に、情報公開制度の趣旨に鑑みて、公開していい範囲というところについては、それぞれの所管部署において適切に判断されていくものと考えております。

○吉田委員 限定的という、では、どの辺までが限定的なのかということになるかと思いますが、それについては、私たちは、一部非開示とか、そういうことで出てきたときは必ず争って、争いのポイントは、ここの解釈になるわけですね。その中で、すごく広く解釈されてしまうと、本当にどこが原則公開なのだという感じに思ってしまうわけです。先ほどの不適切文書につきましても、実は情報公開の審議のやり取りの中で起きてしまったことなのですからけれども、ご答弁は同じようなことになると思えますけれども、やはり品川区の情報公開条例の中でも、例えばこういうものということをきちんと明記して、それ以外のことは公開というように判断するべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○與那嶺戦略広報課長 委員のおっしゃるとおり、まず、情報公開制度を区の各機関が正しく理解して制度を運用していくことが大事なことで認識してございます。

実際、実務においては、各所属において行っているところでございますが、我々も制度を所管してやる立場といたしまして、所管からの相談等については、適宜アドバイス等を行っておるところでございますし、また、今年度から、こういった法令に関する部分については、弁護士の方に相談するような予算も頂戴しておりますので、そういったものも活用しながら適切に制度が運用できるように我々としてもサポートしたいと考えてございます。

○吉田委員 弁護士にも入っていただいて、きちんとした解釈が進むということは大変歓迎いたします。

品川区の場合、それぞれの所管に対して情報公開請求をいたしますので、そのこの解釈が入っているようなことも少し感じたりするのです。でも、基本は、大きく品川区全体としての方針を持っているということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

○與那嶺戦略広報課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○吉田委員 よかったです。

今まで、ご答弁の中で、それは所管に任せているということが、いろいろな事例でありまして、いや、所管の自主性というか、そういう判断も尊重されるべきですけれども、大きく方針としては、このたび

は戦略広報課ですけれども、企画とか、総務とか、そういう部門で、区としての大きい方針は定めるべきというようなことについて、例えば文書管理についても、年限が定められているだけで、あと、その年限の管理期間にするのは、それぞれの所管に任せているというようなご答弁が今までであったのです。やはり所管に任せるべきところと、区全体としての方針をきちんと定めているという認識でよろしいでしょうか。

○與那嶺戦略広報課長 繰り返しの答弁にはなってしまいますけれども、委員ご認識のとおり、制度の運用については各所属のところで適切に判断していくところではございます。その上で、我々制度所管といたしましては、そこが正しく行われるように適切に助言を行っていく、そういった形で仕事をしております。

○吉田委員 最初の質問に戻ってしまうのですが、そういうことについても、今後、区全体でしっかり研修を進めながら、みんなで認識していくという考えでよろしいでしょうか。今までの体制だと、それぞれの所管に任せているということで、それぞれの所管が個別の判断をしているようなケースがあったのです。その点について、最後に確認させてください。

○與那嶺戦略広報課長 こちらも先ほど少し触れた内容ではございますが、情報公開制度の各所属においての理解を深めていくということは非常に大事なことだと考えてございます。今年度、マニュアルを作成し、全庁に配布したというところもございまして、年度当初などにおいても、文書等で通知を行っているところでございます。引き続き、各部署において適切に事務が執行できるよう、こちらとしてもサポートしたいと考えております。

○吉田委員 今、マニュアルも作成して全庁的に聞こえましたので、その点については評価したいと思います。

これからも、私たち、緊張感を持って、原則情報公開という品川区の姿勢をこれからも追求していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○新妻委員長 次に、若林委員。

○若林委員 201ページの歩行喫煙防止について伺います。

まず、助成率の引き上げ、10分の10というお話もありました。こしば委員に対するご答弁でも確認させていただきました。

併せて、上限額が、今、1,000万円になっておりますけれども、こちら辺の他区とはまた桁が違うという品川区の状況もありますけれども、その考え方。

それから、一般質問でも港区の調査の概要もお知らせしながら質問しましたけれども、設置費用のほかに、いわゆる維持管理の費用もかかるわけですが、こちら辺についての考え方も併せてこの際伺っておきたいと思っております。

それから、同じ午前中には、大森の地域で民間の喫煙所の申請待ちが1件あるということでございました。どのような業態なのか、お聞かせいただければと思います。

もう1つ、条例改正、これは本当に改めて言われて、条例改正、この施策の根拠法になるところの見直しは本当に大事だなと、やはり個別に今日も公園の話、五反田の話、民家、民有地の敷地の話、様々、苦情も含めて出ましたけれども、やはりその大元となる条例の見直しは、まさに区長部局が答弁されたとおりだと、私も本当に感心いたしました。

そこで、今後見直すということであれば、どのようなことを盛り込むのかということも、方向性を確認させていただきたいと思っております。

○河合生活安全担当課長　まず、民間喫煙所の助成関係の上限額につきましてですが、こちらは、他区では上限1,000万円というような形でやっておりますし、品川区では3分の2、5分の4というところで800万円、666万円というような形になっているところでございます。

喫煙所の規模、大きさによって、やはり全て一律でありますと、妥当性に欠けるところもありますので、喫煙所の大きさに基づいて基準を設けるような検討が必要かと考えております。

また、維持管理の関係でございます。今、民間喫煙所を運営しているところの声を聞いていまして、やはり設置費用というよりも維持管理の助成の金額が大事だという声がありますので、やはり他区の助成関係、力を入れているところを参考に、維持管理のほうの引き上げを検討してまいりたいと考えております。

また、大森の喫煙所の関係でございます。自動販売機とかで収益を得て喫煙所を無料で開放する事業者がございまして、そこから1件申請が来ているところでございます。

また、条例改正の意見の確認なのですがすけれども、条例改正をやる前には、区民に広く、また、町会等からも意見を広く確認していきたいと考えております。

また、条例改正、規制の強化の方向性につきましては、いろいろ規制の強化は段階的なものもあると思いますし、そういったところを、区民、町会の声を聞きました上で検討してまいりたいと考えております。

○若林委員　よろしくお願いたします。条例については、今日、石田しんご委員からもありましたけれども、高速道路の下とかという話がありました。あの近くに住んでいる方から、昨日の夜も電話があったのですが、いわゆるあそこ、あそこという言い方でいいでしょうか。高速2号目黒線の、あそこは私も初めて聞いたのですがすけれども、「たばこ通り」と地元の人は隠語で、隠語というのか、おおっぴらに言って、「どこですか」と言ったら、いわゆるゆで何とか太郎さんのところの通りだということで、やはり指定地区の500m半径で設定をされていて、その外側、いわゆる皮の部分、餡子の部分はしっかりと、これからまた力を入れますけれども、その皮の部分が、そこに追いやられるとか、そちらのほうだったらいいだろうというような感覚もあるようでございますので、いずれにしても、そうすると、昼間人口の多い品川区ですので、事業者への、自分のところの従事者が、喫煙者がいた場合に、どのように行動するのかというところは、ぜひここは条例改正という言い方を私のほうからすると差し障りがあるかもしれませんけれども、そこは1つ大きなポイントかなと、石田しんご委員もうなずいておられますので、ぜひ参考にさせていただいて、また力を入れていただきたいと思っております。

生活安全担当で、もう本当に一心に、この問題については質疑に応じていただいて、いつも敬意を表している次第でございます。仕事とはいえ、大変にありがとうございます。

ポイ捨てについても、今日、話がありましたけれども、これはやはり生活安全という一方で、環境課題として捉えていくという観点も私はあるのだろうと、この数年間、ずっと喫煙、煙害問題を質疑するたびに感じておりまして、なぜ生活安全担当課長がこの問題をやっているのだろうなということが、いつも頭の中でクエスションでありまして、環境課では、毎年、環境表彰式を執り行っておりまして、その中では1つの部門として環境保全活動顕彰、これをされています。所管が違いますので、さらっといきますけれども、この中では、町会とか高齢者クラブも毎年のように顕彰されているというところで、この条例の推進のために、区民の、いわゆるたばこのポイ捨ても含めた環境整備のために中心となる所管と関連する部署、例えば道路課でありますとか、例えば環境課でありますとか、そういう部署が力を合わせて、また役割分担をしながら、また前にさらに進めていただきたいということを、今日、吐露さ

せていただきますけれども、生活安全担当課長しかおりませんので、一言お願いいたします。

○河合生活安全担当課長 まず1点目、推進地区以外の目黒線の高速道路の高架下とか、そういった地区につきましても、苦情がやはり、私ども、認知しておりまして、喫煙所の整備におきまして、実態として開放してくれている喫煙所があったりしますので、そういったところに個別的に申入れを行うなどして、今、進めているところでございます。やはり苦情があるところが全て推進地区ではないというところで、個別具体的に丁寧なそういったところは整備していきたいというところで動いているのですが、まだ少し実績が伴っていないという状況でございます。

また、ポイ捨ての環境面というところで、生活安全担当のほうで担っている部分は、やはり生活安全サポート隊のほうでパトロール活動を行っている機動力とか、そういったところでやはりこちらのほうでもやっているところがございます。しかしながら、道路課もそうですし、環境課のほうも、そういった連携が必要なところは、こちらも連携しながらというところで、全て私どもがやっているというわけでもございませんので、連携しながら、今後、喫煙する人、しない人、両方が住みやすい町になるように努めてまいりたいと考えております。

○若林委員 もう1点だけ、時間がありませんので、211ページのデフスポーツ啓発事業、1点だけの質問になると思いますけれども、先日、福祉まつりへ行ってまいりまして、聴覚障害者の団体のブースに立ち寄らせていただきましたときに、団体の会長から、委員長の許可を得ていないのでお見せできませんけれども、「ALL FOR ONE」という響の当事者が作るドキュメンタリー映画チラシ、A4判かA5判の黒い背景がありまして、「ALL FOR ONE」というドキュメンタリー映画チラシ、今、作成中らしいのですけれども、これについて、品川区の認識はおありかどうか。急で申し訳ないですけれども、お聞きします。

なぜかという、デフリンピックの知名度、このチラシの中にも書いてありましたけれども、パラリンピックが97.9%が3年前ですけれども、デフリンピックは16.3%の認知しかないということで、メディアを活用するというのは大変有効かなと思いますので、一言お願いします。

○三井スポーツ推進課長 品川区聴覚障害者協会から、そういうものがあるということは聞いております。

○新妻委員長 次に、西本委員。

○西本委員 私からは、185ページの秀というか、国際友好協会の件についてお伺いします。

午前中に筒井委員からありました。いろいろと、それに続けて、少し深掘りをしたいのと、確認をさせていただきたいことが多々出てまいりましたので、まずそこをしたいと思います。

まず、国際友好協会との、秀を使うということで、遺贈が前提ですよね。私も第2回定例会でも質問をして、そのときの答弁をもう何度も読み返してきましたが、その中でも「遺贈が前提であり」と書いてあります。それを確認したいと思います。

○吉岡政策推進担当課長 遺贈の前提がありというお話でございますけれども、まず、所有者のほうからお話をいただいたというところで、まず、有償による賃貸借契約、自由に内装工事を行ってよいこと。そして、それに合わせまして、当該物件の将来的な遺贈についてのお話があって、これらの内容を受けて、区として、当該物件の活用可能性の検討を開始したというところでございます。

○西本委員 少しずれていますよね。遺贈が前提と答えているのですよ。ですから、賃貸借の話があって、その後にあったわけではないのです。遺贈が前提なのですという答弁を何度もしているのです。だから聞いているのです。

先ほどの答弁の中で、公式文書をいただいたというふうに言っているのです。公式文書とは何ですか。これ、効力がないと言っていました。効力のない公式文書とは何でしょうか。お願いいたします。

○吉岡政策推進担当課長 先ほどの遺贈が前提だというお話ですけれども、まず、遺贈が前提というところでこの話が上がってきたというところでございます。

また、先ほど法的な拘束力はないと申し上げたのは、国際友好協会と秀、こちらの所有者のほうで行った契約書において、「遺贈」という文言があったとしても、そこに法的拘束力がないということで発言をしたものでございます。

こちらといたしましては、公式文書という形で所有者ご本人からいただきましたのは、この旧料亭「秀」の建物、また、その存する土地、こういった部分の不動産の全てを品川区に遺贈する旨の遺言書を作成する、こういったものを表明する文書をいただいたというところでございます。

○西本委員 ということは、まだ遺贈という所有者とのお約束が取り交わされていないということですよ。はっきりとしたことが言われていないということですよ。そこをはっきりしてほしいのです。結局、6,000万円ぐらいのお金をかけて改築して、安いからと言って、月100万円で借りて、だけど、将来的に、いや、遺贈の約束はしていませんけれどもということがあり得ますよね。だけど、議会の中での答弁は、遺贈が前提ですよと言っている。今もお答えになりましたよね、遺贈が前提だと。そこはもう少しはっきり言ってください。

○吉岡政策推進担当課長 午前中のところでも申し上げたとおり、これから公正証書遺言を作成するというので、本人からお約束をいただいているところでございます。ですので、そちらのほうで、こちらの遺贈が100%、非常に高い可能性でなされるというふうに区として考えているところでございます。

○西本委員 100%いただけるという、今、ご答弁をいただきました。これは正式に残りますから、それはしっかり聞きました。

それで、契約は国際友好協会とやっているから、区は関係ないですよということも言っておりました。これ、おかしいのです。国際友好協会の委託金は、ほぼ品川区の税金が回っています、9割以上。しかも、ここの移転は、国際友好協会から、狭いから移転させてくださいということではないのです。区から移転してと言ったわけです。となると、お金も、ほぼ100%近いお金が、税金を使っている。しかも、品川区の都合で移転してくださいということは、国際友好協会が関係しているのではないのです。区が直接関係していると言ってもおかしくないです。だから、先ほど答弁があった関係ありませんというのは、少し違うのではないのでしょうか。そのご見解をいただきたいと思います。

○吉岡政策推進担当課長 国際友好協会の移転についてでございますけれども、国際友好協会の移転に関しましては、従前から、品川区の執務スペース、こういった不足のところからお願いしてきたところでございます。探し続けてきたところではございますけれども、なかなか国際友好協会の執務スペースを確保できる場所、立地、面積、そういった部分になかなか適合しなかったというところがございますけれども、今回、旧料亭「秀」の所有者のほうからお話をいただきまして、品川区におきましても、こちらは不動産鑑定士による調査を行ったりですとか、そういったところで非常に経済的合理性が高いところ、また、国際友好協会が、例えば面積的に探していた部分でございますけれども、やはり非常に高い賃料での物件しかなかつたというところもございまして、非常に経済的合理性が高いところ、また、こちらが地域の方や商店街の方、こういったところから地域のにぎわいにも使ってほしいという意向にも沿える部分にもなりますので、こういったところでも公益性が担保でき

ると考えているところでございます。

○西本委員　　そういうことを聞いているのではないのです。品川区は関係あるでしょうということですから、議会にしっかりと報告せねばならぬと私は思っています。先ほどの答弁でいうと、国際友好協会との契約、所有者との契約だから、品川区は関係ないと言っていましたけれども、そうではないでしょう。100%品川区の税金を使って運営していただいて、それで今回の移転も、品川区から言ったわけです。今もそうおっしゃっていましたよ。ということは、品川区の責任において、これを進めているということなのです。そうしたら、品川区議会に対して、しっかりこの経緯などは、今後も含めて、しっかり説明責任があるということなのです。そこはどう考えていますか。

○吉岡政策推進担当課長　　国際友好協会の移転に関して、区が関係ないということは全く申し上げていると思っております。総務委員会のほうでも、国際友好協会の移転についてはご報告を差し上げたところでございます。

○勝亦総務課長　　国際友好協会と料亭「秀」との賃貸借契約について、区は関係ないということではなく、遺贈に関しては、国際友好協会の賃貸借契約には関わる話ではないので、賃貸借契約に記載していないということを申し上げたまでです。

○西本委員　　では、これからのことなのですけれども、これからどうなっていくのか、契約書も含め、しっかりと透明性ある形で区議会のほうに提示していただくことは可能なのですね。そうお考えであるという認識でよろしいですか。

○吉岡政策推進担当課長　　この契約あるいは遺贈に関連してというところなのですけれども、この間、いろいろとお話をいただいたところでございますけれども、今回、この所有者の方から、品川区を応援したい、貢献したい、地域の方にお世話になった、こういった崇高なお気持ちから、こういったお話をいただいているところでございますし、こうしたお話の中で、何か裏があるのではないかとか、そういうなご発言を抱かされると、こちらといたしましても、所有者の方に申し訳ないという気持ちはございませんので、そちらについては、お気をつけていただきたいと思います。

○西本委員　　これ、税金を使われてやるのです。確かに崇高な思いでいただいたのでしょうか。これはありがたいです。そういう方は今までもいますよね。寄附していただいける方もいらっしゃるから、それはありがたいのです。でも、今回違うのは、遺贈ということがあるのです。遺贈というものが。なぜこういうふうに言っているかという、何年先か分からないのです。それで、財産的なことだから、その個人個人でいろいろ事情があるではないですか。それを含めて大丈夫ですかと言っているのです。なので、これからの契約に関しては、議会のほうにしっかりと伝えるようお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○新妻委員長　　次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員　　私からは、215ページ、ふるさと納税について伺っていきたいと思っております。

ふるさと納税、総務部、もともと税務課ではという話は充分してきたと思うのですが、総務部から企画経営部が変わって、今、動き出しました。これはよくやっていたらと思っております。けれども、1つだけ確認したいのは、ふるさと納税、出るものが多いわけでありまして、ここに手を入れなければならないわけです。必ずこれは入れていかななくてはならないと私は思っています。これは行政側もそうなのかということ、やれることは、短期間で全てやっていくという気持ちで、ここに取り組んでいるのか。極端なことを言って、金額もこれだけ増えてくると、駄目もとであっても、やれることは全て

やろうというぐらいの気持ちで今動いていらっしゃるかということ。ここら辺の、まず最初のスタートのところを聞かせてほしい。

○吉野税務課長 税務課が全面的に出ているということで思われていると思いますが、本制度は、対応は税務課が企画経営部に入ることによりまして、全庁的な視点を持つことができました。税務課だけではなくて、企画経営部として連携してやっているところです。

それから、また、ガバメントクラウドファンディングというものがあります。こちらは部をまたいで、いろいろな課が連携しておりますので、そういった意味でいきますと、全庁的にみんなで対応しているというようなこととなります。

○石田（秀）委員 あとでもう1回お答えいただきたいのですが、私の言い方も悪かったのかもしれませんが、今、企画経営部に入って、税務課がやられているけれども、全庁的にやられるのだ。その中で、全庁的な皆さんが、やれることは全て短期間で、これもいろいろなことをやっていこう、駄目かもしれないけれども、これを何とかしなくてはいけないのだという気持ちが、私は少し欠けているのではないのかと、思っているというところがあって、そこをまず答弁をいただきたいと思いました。

またあとで言いますけれども、では、企画経営部になったときに、今いろいろ企業との連携も始まりました。それは先ほど来、いろいろ話があって、いろいろなバスケだ何だ、教室だ、いろいろあります。それは聞きました。だけれども、それで職員の方々はどうしているのかといたら、職員の方々、これ、全員兼務ですよ、今、税務課で担当している方。兼務でいいのかと。やはりその部分は専属がいいのではないのかと。それはやはり担当課長はあってもいいと思うけれども、担当係長でもいいですよ。担当職員もいて、専属でやらなければと思っている私があります。

それから、何といても、私はここはやはり中途採用が必要だと思っています。これは去年の総務委員会で視察も行ったので、行政側の方にも報告書もいろいろ出ているので、細かくは言いませんが、やはり中途採用、1,000万円ぐらいもらっていらっしゃるという話だったけれども、その1,000万円がどうという話ではない。その方を一人お採りになったときに、よく行政が言うのは、駄目だった人が来る可能性はよくある。これはそうかもしれない。そのときに、期間を、しょうがない、3年とか、それは採用するわけだから、そういう期間を決めてやるということも含めて、駄目なら2人目を採用する。2,000万円かかるかもしれないけれども、それぐらいのことをしていかないと、やはり新しい感覚はない。

どうして私がこういうことを言うかということ、先ほどの教室とか、いろいろな話があったときに、私、個人的に、これは私だけではなく、ほかの人もいて、個人でもいいですが、ご自身が、こういうふるさと納税は、楽しめるとか、わくわくするとか、参加したいとか、何か食べたいな、何かの割引券があって、この割引券を活用してそれに行きたいとか、やはり自分がこれを見て、そこに行きたいな、全部聞きましたよ。車両点検何とかが、運行管理システムがあるとか、いろいろなものがあるのだけれども、ごめんなさい、私は1つもわくわくするものがなかった。ほかの人とも話して、こういうことをやるのだけれどもと言ったら、わくわくすることはあまりないと。これ、あまりいいことではないと思うのだよ。でも、よくやっている。これはやっているのはいいのだ、やらなくてはいけないのだ、何でもやるのだからいいのだけれども、こういうわくわくするようなものを生み出すのは、やはり私は外部人材を入れるべきだと。こういう意味で、外部人材を入れ込むということも含めてやっていかざるを得ないだろうと。駄目もとでもいいのですよ。ここら辺のところを、最初のところからの話と含めて答弁いただければと思います。

○久保田企画経営部長　ふるさと納税についてでございますけれども、今回、税務課が企画経営部のほうに移ってきたということで、返礼品の話だけではなくて、特別区全体として抜本的な見直しを国に訴えているといったところ、これはやはり企画経営部に来たことで、企画課と財政課、また、その他関係する部署で連携して全庁的な対応ができていると我々は認識しております。

また、返礼品につきましても、税務課が中心になって進めているところではございますけれども、いろいろな場面で、企画経営部の中での会議等でもアイデア出しをしたり、働きかけ、また、区長室との連携等も図りながら、企業の返礼費をいろいろと模索しているといったところでございます。

わくわくというお話もございましたけれども、やはりいろいろな方がいますので、価値観は様々あります。ですから、例えば、鉄道のものなどにつきましても、鉄道の方にとっては非常にわくわくするものだと事業者からは提案を受けております。その他、JALにつきましても、セガサミーにつきましても、事業者と話し合った上で、皆様の心に訴える返礼品を探しながらやっているといったところでございます。

また、組織や人材の件につきましても、我々も引き続き検討していく必要があると考えているところでございます。

○石田（秀）委員　制度の部分は、あとで答えてください。外部人材を入れてとか、私は兼務はやめて専任だと思っているので、そこら辺の考え方も教えてください。

それと、今、事業者と一緒にやっという話があったのだけれども、これ、多分、総務委員会でも視察に行ったときにすごく学んだのは、仕掛けはこちら側からなのです。事業者と話しているのではない。こちら側から、こういう事業者の、こういうことについて、こういうものもいろいろ企画してつくってくださいよとか、そういうことは働きかけがこちら側だと思っているので、そこら辺のことも含めて、最後、1分半ぐらいあるので、お答えがなかった部分と、今の話をぜひ。

○久保田企画経営部長　まず、体制とか組織、人材の件でございますけれども、今は兼務という形でやっているというところです。あと、企画経営部全体の中でやはりきちんとやっているといったところは、我々も、今、認識、考えているところでございますので、外部人材を採用するかどうかというところは、今後の検討になるのかなと考えているところでございます。

抜本的な見直しにつきましても、やはり51億円弱、50.9億円流出しているといったことは、これは非常に重大な事態でございますので、これをいかに区民に訴えていくかということも、我々が考えていかなければならないと思っておりますので、こうしたことは、区ホームページや、様々な広報媒体を使って区民に訴えていきたいと思っております。

それと、特別区一体となって、国にきちんと要望を伝えて、制度の改正の見直しも抜本的に行っていただきたいということも訴えていきたいと考えているところでございます。

○石田（秀）委員　最後にもう1つだけ言っておきます。

これ、本当に金額が51億円ぐらいあるわけですよ。これは、必ずと言っていいほど、短時間でやらなくてはいけない。計画する、兼務を解くのか、外部人材を入れるのか、検討してと言って、もう1年ですよ。本当はその前からずっと言ってるのだ。だけど、やっとなんか少しずつ、動き出したことについては、私、いいと思っているので、ぜひよろしくをお願いします。

○新妻委員長　会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時06分休憩

○午後3時20分再開

○新妻委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑に入ります前に、私よりお願いを申し上げます。

委員会中は、委員および副区長を含め理事者は、発言の際は挙手をお願いしたいと思います。徹底につきまして、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、質疑を行います。ご発言願います。

高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 よろしく申し上げます。決算書186ページから189ページの人事管理費についてお尋ねします。

まず、退職職員の管理についてお尋ねします。

例年、品川区人事行政の運営等の状況についてが作成されています。昨年度の12月に区のホームページで公表されていますが、これは人事管理費のどの事業に該当するのでしょうか。または、経費がかからないように、人事課の職員の方が更新作業をしているのか、お尋ねします。

○宮尾人事課長 今、委員お尋ねのありました人事行政運営の公表でございますけれども、特に何か委託をして経費を使わせていただいているとか、そういうことではなく、職員が手作りでといたしますか、自らの手で作らせていただいているところでございます。

○高橋（し）委員 手作りで作られているということです。

こちらを見ると、職員の方々の様々な人事のことが載っておりまして、大変参考になります。

令和5年度を見ると、14ページから15ページに、令和4年度における職員の退職の状況が出ています。192名。職種別は、非常に詳細に分類されていますが、退職の事項、理由が不明です。また、職層別がどのようになっているのか、資料の中に載っていないため、検討の余地があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○宮尾人事課長 記載内容に関するお尋ねでございます。基本的に、載せるべきことは一定程度決まりがある中でやっているところでございますけれども、より分かりやすい、見やすい表示となるように、今後努めてまいりたいと思います。

○高橋（し）委員 やはり辞められた方々それぞれ個々の事情があるかと思うのですが、その職種、それから退職の事項が分かると、さらに、働いている職員の方々に関する議論が進むと思います。職層別がないことも、資料としては不十分だと思います。

192人のうち55人が保育士というこの数字については、また別のときにお尋ねします。

そこで、少し質問を変えますが、令和5年度中の退職者、つまり、一番近々、一般職の管理職の方、つまり、部長、課長の人数と、そのうち何らかの仕事に就職された方、その人数を教えてくださいたいと思います。

また、新たな職に就いた方々は、どのような団体などなのか把握していると思いますので、お伺いいたします。

また、特別職の方も退職していると思いますので、同様に伺います。

○宮尾人事課長 令和6年3月31日に区を退職した幹部職員というお尋ねかと思いますが、常勤の正規職員で5名でございまして、それぞれ区内の法人等で再就職をしているところでございます。特別職の方についても1名おりまして、区内の関連団体に再就職をしているところでございます。

○高橋（し）委員 今、お辞めになった方の人数と、区内の法人等というお話があったのですが、具

体的にどのような団体なのかお尋ねしたいと思います。公表すると、何らかご都合が悪いことがあるのでしょうか。お願いします。

○宮尾人事課長 例え、しながわ観光協会、福栄会、三徳会等でございます。

○高橋（し）委員 しながわ観光協会、福栄会等ですね。私は、昨年の第4回定例会の一般質問でお話しして、詳細はご存じかと思しますので、省略いたします。

何が言いたいのかというと、退職管理条例制定と管理職退職者の再就職先の公表について検討する必要があります。東京都をはじめ23区では、昨年では、条例の制定が13区、大田区と世田谷区は平成26年の地方公務員法改正前から公表しております。なお、大田区は、本年7月に条例が制定されています。また、条例を制定していない区も退職管理しています。この公表では、退職された方の氏名、そして退職時の職種、それから、どちらに行ったか、そして、そこでの立場、事務局長とか、そういったところまで詳しく出ています。

その当時の総務部長の答弁は、区を退職する職員については、地方公務員法のこれらの規定を説明しており、これまでに抵触する事例もなかったことから、いわゆる退職者管理条例の制定や再就職状況の公表を行っていませんが、今後、他自治体の状況などを踏まえ研究してまいりますと答弁をいただいています。どのような研究をされているのかお伺いします。随分と研究が進んでいると思われます。副区長は、情報公開が大変進んでいる東京都から来られたわけでもありますので、どのような研究をなさっているか、担当の方、お願いします。

○宮尾人事課長 地方公務員法で退職の適正な管理を確保するということが求められております。

そういった中で、今、委員のお話があったように、再就職情報の届出を含めまして、公表につきましては、今現在、他自治体の内容ですとか、方法ですとか、そういったものも含めて検討を進めているところでございます。

○高橋（し）委員 再就職情報の届出は地方公務員法で定められていて云々と書いてあります。それから、総務省のほうからも、地方公務員の退職管理の適正の確保についてというものも出されています。

ちなみに、東京都の退職管理については、単に公表することが目的ではなく、退職管理の考え方として、東京都では都を退職した職員が、定年またはその直前まで、これは定年の考え方なのですが、勤務して培った知識・経験・能力を社会の様々な分野で活用することは社会の要請に応えるものであり、有意義と考えるとしています。私もこの考え方で目的に同意するものです。

最近の公表では、当区の河内豊代表監査委員についても公表されています。

これは令和4年8月から令和5年7月までの間の東京都を退職した管理職の方が対象です。そこで、新井副区長を探したのですが、ありませんでした。恐らく今年度の公表で紹介されるものと思います。

東京都をはじめ先行の区が14区あることから、十分過ぎるほど研究材料があり、また、区長の公約の7つの重点項目の中に、区民の見える化とデジタル化の推進とあり、先ほどから何回もほかの委員の方もおっしゃっていますが、徹底した情報公開ということがあります。早い時期に議案の検討が必要だと思いますが、改めて人事当局のお考えをお伺いします。

現在、品川区で獅子奮迅のご活躍をされている副区長は、ご自分が東京都から公表されるわけですから、所属されている品川区も、当然そういった制度を整える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○宮尾人事課長 公表も含めまして、法に求められている適正な退職管理というテーマに沿って、どういったやり方でそれが達成できるかというところを、まさに今、検討しているところでございます。

○高橋（し）委員　　ということは、まだまだ研究をするということなのか、それとも、どれぐらいの
スパンで迅速に進めていくのかというところをまた1つお尋ねします。退職者等の、特に管理職です、
再就職までのプロセスを明確化して、透明性、そして公平性を確保すべきだと思っています。それは
区民の方々の区に対する信頼性の確保につながります。いま一度お願いします。

○宮尾人事課長　　適正な退職管理の中で、項目として出ております届出、それから公表というところ
に向けては、具体的に手法も含めて、今まさに検討しているところでございます。

○高橋（し）委員　　ぜひ早期に退職管理の条例制定と、管理職退職者の再就職先、その公表を実施す
ることを求めます。まさに今、検討しているところということですので、早急に結果が出ると思います。
よろしくお願いします。

○新妻委員長　　次に、松本委員。

○松本委員　　よろしく申し上げます。私からは、173ページ、財政管理費、223ページ、監査委
員運営費、221ページ、選挙管理委員会運営費について、順不同で伺います。

まず、選挙管理委員会運営費について伺います。

昨年度の決算報告書を拝見すると、常時啓発費は、執行率が大体90%ぐらいなのですが、臨
時啓発費のほうは約67%と差があります。臨時啓発費の執行率が低調だった理由についてお願いいた
します。

○今井選挙管理委員会事務局長　　初めに、令和5年度の選挙なのですが、4月23日執行の区
議会選挙であったため、令和5年度のこの決算に示しているほかに、令和4年度にも事前に横断幕や選
挙ポスターの選挙啓発物品などを執行いたしましたところでございます。

なお、この令和5年度の臨時啓発費につきましては、ラッピングカーといいまして、車に全体的に
ラッピングした車の運営代行委託を計上しておりましたけれども、今、庁有車に、いわゆるマグネット
シートを貼ることで、それが代替できるのではないかという検討を行いまして、こちらについては執行
しなかったものでございます。

○松本委員　　経費の削減に努めていただいたというところで、とてもよいのかなと思います。

この選挙というのは、いろいろなところで投票率が低いというような話がよく出てきているところだ
と思うのですが、これからまず衆院選があつて、来年、参院選があるかと思っておりますけれども、こ
の投票率について、ここは見解というか、認識を共通化させておきたいのですが、やはり選挙の投票率
が低いという認識は選挙管理委員会としてもおありかというところをお願いいたします。

○今井選挙管理委員会事務局長　　選挙の投票率が何%であれば適正かというのはなかなか難しいとこ
ろでございますけれども、都知事選挙につきましても、前は、東京都の平均よりは5ポイント以上高
いというところでございます。区といたしましても、今まで若い世代にも出前模擬選挙などを実施して
まいりましたので、さらに投票率が全ての年代において高まるような努力を重ねていきたいと思つてお
ります。

○松本委員　　全体平均からすれば高いというところなのですが、やはり戦後すぐぐらいに比べ
ると、大分低いということは間違いのないのかなというところで、比較対象は、どこと比べるかはありま
すけれども、これを何とか投票率を上げていくということは、民主主義国家においてはやはりすごく大
事なのかなと思っています。

その中で、投票率を上げる方策として、期日前投票所があるかと思っています。近年いろいろなとこ
ろで報道されていますが、期日前投票所で投票する人が増えているというところはお案内のとおりかと

思います。

今年の都知事選と都議補選では、区役所での期日前投票は告示の翌日から可能だったのですけれども、地域センターのほうでは、この期日前投票は7日間だったのですか。区役所と地域センターで、都知事選では9日間、都議補選では1日という差があるところです。区議会議員選挙、自分が関わった区議会議員選挙のところは、これは6日間というところで、それを前提として考えていたのですけれども、こういった差が出るというところが、今回、私も差が出るのだなという認識になりました。この差が出てくることについて、法律とか条例、あるいは規則で差を設けないといけないとか、そういう規則なり何か根拠があるのかをお伺いいたします。

○今井選挙管理委員会事務局長 公職選挙法におきましては、期日前投票につきましては、当該選挙の期日の公示または告示があった日の翌日から選挙の前日まで行わせることができるということでございます。

ただし、区長選挙については、7日間が選挙期間でございますので、そういう意味からは、地域センターは告示の翌日からになりますので、月曜日からということになっております。

○松本委員 何日にするかというところが、必ずしも、翌日以降であれば法的な拘束はないというところで伺いました。

そうすると、どのくらい設けていくのかということは、裁量がある程度働いてくると思うのですけれども、政治行動論の松林大阪大学教授という方がいらっしゃって、その研究によると、投票期間が投票率向上にプラスの影響を与えるというような研究をされています。これは考えれば当たり前のことで、例えば、2週間あるのか、1週間なのかで、途中で台風が来たら、その間、投票に行けないというような人たちが出てくる、これは考え方としては分かりやすいのだと思います。

そう考えると、期日前投票所をできるだけ早めに設置していただくということが、投票率を向上させていく上で大事なことだと思います。

特に、来年には参院選、今年は、衆院選はもう予算的にはかなり厳しいと思うのですが、来年の参議院選挙では、できるだけ早い、公示の翌日から、地域センターでも、一応、法律上は期日前投票所を開設可能ということなので、これはやはり投票率は本当に民主主義の中で大事なところだと思いますので、ぜひとも区役所だけではなくて、地域センターについても、期日前投票所を公示の翌日から開いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○今井選挙管理委員会事務局長 今回の衆議院選挙の準備に当たっても、現在も区民集会所のキャンセルなどについて、大変区民の皆様にもご迷惑をおかけしているところでございます。

期間の延長につきましては、区民集会所については、もともとが地域の利用に供する施設という性格を踏まえますと、現在のとおり、選挙運動期間の中で、日曜日から土曜日までという日付を1週間で対応しているということが、現在のところでは適切な運営ではないかと感じております。

○松本委員 今回みたいな解散があると、本当に予約されていた区民の方たちは大変だと思うので、そこは首相に文句を言いたいというようなところもあるのですけれども、ただ、参議院選挙については、16日間、固定されているというところで、確かにもちろん区民の皆様のご利用は大事なのですが、やはり投票率というところについては大きなところでございますので、引き続きご検討いただければと思います。

時間があまりないのですが、次に、財政管理費と監査委員運営費について伺います。

決算特別委員会に当たりましては、監査委員の方々から、決算の意見書を出していただいています。

この中で、私などもすごくいつもありがたいと思うのは、事務事業の執行状況、第26表と言われているものを毎回参考にさせていただいています。予算額と決算額に30%以上相違がある事務事業は、何かしら解決すべき理由があると思われるところです。

先ほど取り上げた選挙の臨時啓発費などは、執行率が70%を切っているのですけれども、これはこちらのほうには載っていないというところで、取り上げる基準があるかと思います。そちらについて伺えればと思います。

○高山監査委員事務局長 第26表に取り上げる基準と申しますと、こちらは決算審査をするに当たりまして、ヒアリングを行っているところでございます。その中では、おおむね250程度の事業が対象となってくるのですが、それに加えて、事務事業評価などで使われている全事業の中から、一定程度絞り込みをかけて、500を超える事業の中から、このような100万円以上に該当するものの中から30%相違があるものをこの表のほうに掲出しているものでございます。

○松本委員 全事業ではないというところが、今回、私も初めて知ったところで、そのところは結構調べていくと、取り上げているものの中で予算がそんなに大きくないものもあれば、大きいものもあるというところで、違いが分かったというところです。

事務事業評価についても、これは我々が見ている決算書とか予算書の中の、列といいますか、第1段落のところ、第2段落のところまでは取り上げられているけれども、第3段落のところは取り上げていないみたいところで、結構、先入観を持ってみると、あっ、そうだったんだというところがあったので、これは事務事業評価を見る上でも今後は参考にしていきたいなと思っています。

それで、できれば本当は監査の視点としても、できるだけ多くの事業について監査していただくということが大事なのかなというところで、できるだけ専門的な方にやっていただきたいというところは思うところです。

加えて、今回の執行率についてどういうふうに考えていくのかということもお伺いしたかったのですけれども、時間がなくなりましたので、また別の機会に行わせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○新妻委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 183ページ、しながわ平和の花壇、201ページ、喫煙のことで伺いますが、まず、平和の花壇について、改めてこの目的を教えてください。

そして、西大井の駅前にありますが、なぜいろいろな駅がある中で西大井の駅を選んだのか教えてください。

また、西大井駅の、あの場所になぜつくったのか教えてください。

○勝亦総務課長 しながわ平和の花壇でございます。こちらの事業につきましては、平成27年から開始しておりまして、平成26年に、広島に中学生の方を派遣して行っていただいた中で、いただいたアイデアを生かして、しながわ平和の花壇を設置してございます。

そういった中で、平成27年には大井町の「平和の誓い」像の周辺、それから平成28年には西大井駅前につきましては「平和の誓い」像、こちらの周辺ということで設置をしてございます。この西大井の「平和の誓い」像につきましては、平成元年に既に設置されていたものでございまして、こちらの周辺に西大井の平和の花壇を設置した、そういうことでございます。

○藤原委員 少し質問と噛み合っていないと思うのですけれども、西大井のなぜあの場所だったのかという質問をしているのです。今ご答弁がなかったもので、西大井につくってくださったことは評価して

いるのですけれども、課長、担当だから、どこにつくってあるかご存じですよ。西大井駅の一番端のところに設置しているわけですよ。あのモニュメントもかわいくて、小さめで、大井町駅から比べると評価はしているのですけれども、そういう意味において、あの花壇、真正面から見ると、モニュメントがあるところはお花がきれいなのですが、その左は雑草ではないですか。雑草だらけ。そして、人があまり通らない。どうせだったら、駅前の横断歩道を通った右側がそのまま空いていますよね。空いているのです。だから、そこにつくってくれたほうがよほど効果があるし、みんなが見ていくし、モニュメントだけではないのですよ、花壇とついているから。お花なのです。モニュメントも大事けれども。総務課は、平和の種も配布していますよね。だから、毎日、通勤通学、あの駅を利用する方が、お花を見て、きれいだなということから入っていても私はいいと思っています。その点についてどう考えられますか。

○勝亦総務課長 「平和の誓い」像があるという文脈の中で、この周辺に平和の花壇を設置したという経緯がございます。そういった中で、より広く平和の花壇を広げていく、平和を訴えていく、こういったことは必要かと思えますので、さらなる場所の拡大ですとか、「平和の誓い」像の移動はなかなか難しいかなと思えますけれども、花壇を広げていくというような考え方はあろうかと思えますので、いろいろ考えていきたいと思えます。

○藤原委員 花壇に必要なものは何でしょうか。まず、お水ですよ。場所もそうだけれども。課長、あそこは、シルバー人材センターに頼んでいますよというのは分かっているのです。でも、そのシルバー人材センターの方は、お花の水をどこからとっているかご存じですか。ないのですよ、花壇のところに水道が。どこからとっていると思えますか、お水を。

それと、もう1つ、喫煙所、西大井駅の一番いい場所に喫煙所があるのです。真正面に。あのロータリーのところに。そこが午前中では10人ぐらいです、多いときは20人、課長、現場を見てくれますか。10人、20人ではないですよ。本当に何十人もいますよ。10人、20人も何十人ですけれども。だから、西大井はどのような感じ、「ああ、あの煙がぼうぼうで」というイメージをやめましょうよ。課長、少し柔軟に考えましょうよ。喫煙所というのは、あの場所でパーティションを置いてという発想をしてしまうけれども、生活安全担当は柔軟ではないですか。ワンワンバックを作ったり、ポイ捨てうちわを作ったり、しなぼうライトを作ったり、そうですよね、いっぱいグッズ作り、あと、ポイ捨て駄目のウェットティッシュを作ったり、ノー詐欺のメモ帳を作ったり、いろいろな発想で作られて、あれ、すごい評価高いですよ、私にとっては。だから、もっと柔軟に、あそこ決めないで、総務課と話していただいて、もう喫煙所を違う場所に移動して、だって、近くに水が出ない噴水だってあるではないですか。ああいうふうに移動して、真正面にわざわざ喫煙所をつくることありますか、今ある場所。だから、いろいろな発想があると思うのですよ。

それで、平和の花壇も言いましたけれども、横断歩道を渡った右側は土地が空いているから、そういうところに移動する、さっき課長は難しいと言ったけれども、モニュメントを移動するのは、西大井のものは大井町みたいに大きくないでしょう。それを移動して花壇をきれいにし、皆さん、通る人が、きれいだなと、今日も仕事へ行こうとか、そういう思いで通ってくれて、パッと見て、モニュメントもかわいいな、やはり平和だなと思っていただくことが効果があると思うのですよ。

逆に、喫煙所、交番の前でいいではないですか。交番の前にあるのですものね、モニュメント。そういう柔軟な発想をやはりしていけないといけないのですよ、固定観念ではなくて。その辺について、両課長、どうでしょうか。

○勝亦総務課長　まず、西大井駅前の平和の花壇につきましては、シルバー人材センターに管理をお願いしておりますけれども、水は駅のほうからポリタンク等で運んでいただいていると認識しております。

柔軟な発想ということでございますけれども、今、喫煙所の場所等もございました。状況等を様々関係課とも相談しながら考えていきたいと思っております。

○河合生活安全担当課長　まず、西大井の喫煙所ですけれども、現場を確認しているかというところで、私は現場主義ですので、当然確認しております。

実際、喫煙者が多い時間帯を確認いたしまして、何人収容が必要なのかというところで、おおむね20名であれば、喫煙者は対応できるというところで、しっかり確認はしております。

なお、場所についてですけれども、喫煙所として一番いい場所を使っているという、少し後ろめたさはあるのですけれども、やはり喫煙者の数からいたしますと、例えば、交番前などの、ある一定の方向に人が向かうときに選択肢がない状況に置きますと、そこで煙の流出等が出たときには、歩行者の選択性がないので、やはり少しいい場所に置かせていただいているという自覚はあるのですけれども、そこを通らなくても全ての方向に行けるという場所ですので、喫煙所としては一番いい場所かなということで判断しております。

○藤原委員　喫煙所としてはいい場所かもしれないけれども、品川区民は喫煙する方ばかりではないので、やはりあそこを通っていく人などを全体的に柔軟に考えていただいて、本当に工事が始まればなと、わくわくして待っておりますので、ぜひ担当で話してください。よろしく願いいたします。

あと、グッズはすばらしいですから、ぜひ課に帰って、グッズの話が出たとお伝えください。よろしく願いいたします。

次は、221ページ、区議会議員選挙についてお伺いしますが、国政、都政、区政とあります。私も同じことを言って申し訳ないのですけれども、品川区議会議員選挙で、ある程度狭まれてしまっている制度というか、お金があります。例えば、法定はがきの印刷代を出すとか、宣車の看板代は出さなくてはいけないとか、国とか都とかでは認められているお金が出てきません。私は、いろいろ選挙を考えると、選挙に出たいと思った人の志が一番大事だと思っているのです。その志を、どうにか実現したいと思ったときに、選挙はお金がかかるのでしょうか。ではなくて、ある程度、公費を出してあげて、志がある人は選挙に出てくださいと、そういう制度に変えていかないといけないと私は思っているのですけれども、選挙管理委員会事務局長、ぜひその辺について答弁いただけますか。

○今井選挙管理委員会事務局長　いわゆる選挙公営制度ですけれども、今、委員おっしゃったとおり、国民の立候補を公平に担保するという観点から、一定、公営という形で公が選挙費用を負担するということになっております。その制度の趣旨は、今、委員がおっしゃっているとおりだと思っております。

また、それぞれの選挙によって、公営の種類に違いがあるというのは、申し訳ありませんけれども、公職選挙法で、自治体で、いわゆる選挙運動に使用する自動車、それからポスター、ビラ、その3項目は、それぞれの選挙の自治体や財政の状況を総合的に勘案して自主的に決められるとされておりますが、その3項目以外につきましては、自治体で実施できるという規定がないために、条例により、独自の選挙活動の公費負担制度を定めることはできないというのが、繰り返しになりますけれども、国の見解となっております。

○藤原委員　そのような中で、ある方の発言が目にとまったのです。本当にすばらしいことを書いています。政治は、子育てや介護を担っていたり、社会で生きづらさを感じている方こそやるべきです。

生活者感覚を持つ、そして世の中の課題に気づいた人が、政治の世界に踏み出すことで社会は変わっていくと思うのです。これ、あるインタビューで答えている。森澤区長ですよ。これ、森澤区長のご発言、本人に確認をとっていないから、私、言っていないと言われればそれまでなのですが、この発言を聞いて、選挙管理委員会事務局長、どう思われますか。

○今井選挙管理委員会事務局長 先ほど申しましたとおり、全ての国民、いわゆる立候補資格のある皆さんが、公営制度を活用しながら立候補するというのは大変重要なことだと思いますので、そのためにこの公営制度があるという認識でございます。

○藤原委員 でも、私は変わっていくと思っています。昔の福祉部のときに、局長から、介護保険制度で処遇改善は決まっていますと言われ続けたけれども、4月に予算がつきました。いずれ変わっていくと思う、この希望を持ってこの質問は終わりにします。

173ページ、SDGsについてお伺いしますが、これ、担当課長が初めてできましたよね、この部署。それだけ品川区にとって大きいプロジェクトだと思っておりますが、担当課長として、どういう思いで、どういう成果を出していくか、今も始まっておりますが、これからが本番だと思いますので、その辺の思いをぜひ教えてください。

○井添SDGs推進担当課長 ただいま委員から、担当課長としての思い、それから成果についてご質問をいただきました。

ご存じのとおり、今年度、品川区は、内閣府から、SDGs未来都市および自治体SDGsモデル事業にダブル選定されました。私ども、これを契機といたしまして、全庁的に各部署と連携を図りながら、SDGsの達成に向けた各取組をさらに加速させてまいりたいと考えているところでございます。

そして、区民一人一人がウェルビーイングを実感できるような社会の実現に向けて、担当課長としても邁進してまいります。

続きまして、成果についてなのですが、現在、SDGs未来都市計画というものを最終確認して取りまとめているところでございますが、こちらは各事業につきまして、達成目標としてKPIを設定しているところでございます。こちらを着実に進めてまいります。

○新妻委員長 続きまして、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、186ページの人権啓発費、男女共同参画事業に関わってジェンダー平等の観点から、選択的夫婦別姓についてと、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて伺いたいと思います。

まず、午前中の質疑で、東京都パートナーシップ宣誓制度の利用が1,347件とお答えいただいたと思うのですが、それは品川区の数ではなくて東京都全体での数ということなのか、品川区の数は分からないのでしょうか、伺いたいと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 今の1,300件余という数に関しましては、東京都で公表されているものになります。品川区に関しましては、情報としては、権利を守るところもありますので、お出しにくいところもあります。ただ、数自体は定期的に確認させていただいて把握をして、それに合わせてというか、事業について検討を進めているところになります。

○石田（ち）委員 自治体ごとに出すと権利の問題もおっしゃいましたけれども、やはり喜ばしいことだというように捉えられる社会にしていけないとなるところでは、本当にジェンダー平等を進めていくことが大事だなと思っています。

このパートナーシップ宣誓制度も含めて、家族や夫婦の形は多様です。全ての人が性別や性的指向、

ジェンダ、アイデンティティにとらわれることなく、誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現を目指すとして、品川区はジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例を策定されました。

共産党は、本条例の基本理念に照らしても、選択的夫婦別姓は実現すべきと、以前質問をいたしました。しかし、国において議論されるべきものということで答弁をいただきました。しかし、選択的夫婦別姓を求める声は、今、本当にいよいよ高まっているという状況ではないでしょうか。

皆さんもご存じだと思いますけれども、今年の6月には経団連が、「選択肢のある社会の実現を目指して」と銘打って、選択的夫婦別姓制度の実現を求めて提言を出しました。この提言は、選択的夫婦別姓制度が国の議論であることは分かった上で、終わりにということで、こう述べられています。

「一人ひとりの姓名は、性別にかかわらず、その人格を示すものであり、職業人にとっては、これまで築いてきた社内外の実績や信用、人脈などが紐づく、キャリアそのものである。これらを保持するためにも、結婚というライフイベントを経ても、本人が望めば自らがアイデンティティを感じる姓を選択できるように社会制度を見直すことは、さらなる女性活躍の観点からはもちろん、性別に関係なくすべての人が自らのキャリアやアイデンティティを守る観点からも、大切な取り組みである」と経団連もこう語っているのだなど、私も少し感動しましたけれども。

それで、こうした大きな変化が起こっている今も、区は選択的夫婦別姓については国の議論だと言い続けるのでしょうか、伺いたいと思います。

そして、区として、ぜひ国に議論をしていただきたい、そして実現をとということを求めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○築山戸籍住民課長 選択的夫婦別姓についてでございます。こちらにつきましては、立法機関である国会の場で議論を十分に尽くすべきものと考えており、国の動向を注視してまいる考えでございます。

○石田(ち)委員 国の動向を注視ということで、今までと変わらない。本当に社会がこれだけ大きく変わっている中で、「ジェンダー」という銘が入った条例を全国では2例目ということで進めてきている品川区が、この選択的夫婦別姓を求めることは、何ら矛盾しないし、むしろ求めないことのほうが矛盾すると私は思います。国でも反対しているのは自民党だけなので、これは引き続き求めていきたいと思っています。

次に、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについてです。

区のジェンダー平等推進条例の基本理念に、このリプロダクティブ・ヘルス／ライツ、以下、「リプロ」といいます、リプロの尊重が入ったことは重要だと思います。しかし、多くの人が、このワード自体、あまり身近なものではありません。区が出している条例の冊子にも、リプロについては、全ての人が妊娠、出産等のリプロを認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できることとしか書かれていなくて、これ自体がどういうものなのかということが分からないのです。

今後、推進計画策定へ議論が始まっていくと思いますけれども、このリプロについては、どのように取り組まれようとしているのか、女性の自己決定権を保障するという認識で取り組まれていくのか伺いたいと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 今、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、条例の基本理念の9つの中の1つとして取り上げております。

確かに、7月から立ち上がった推進会議のほうでも、これに限らず、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ以外の言葉でも、例えば、エンパワーメントですとか、ジェンダーですとか、ジェンダーアイデン

ティティという、どうしても横文字になってしまうものについての理解がやはり難しいという委員からのご意見もございましたので、これにつきましては、丁寧にご説明ですとか、講座ですとか、そういった形で区民の方々へも理解ができるように進めてまいりたいと思います。

最初は片仮名でも、例えば、ワーク・ライフ・バランスみたいなものでも、どうしても浸透していくのに少し時間はかかるけれども、今、皆さんが普通に使っているという言葉もありますので、そういった形で取り組んでいくようにさせていただきたいと思います。

○石田（ち）委員 このリプロダクティブ・ヘルス/ライツは、女性の自己決定権を保障するというものなのです。なので、そういったことも含めて、この推進計画には、ぜひ盛り込んでいただきたいなと。分かるようにしていただきたい。丁寧にとおっしゃったので、これがどういうものなのかということが分かるようにしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 これから、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議のほうで、委員の方々と一緒に考えていくような形で、今、スケジュールが組まれておりますので、リプロダクティブ・ヘルス/ライツだけではなくて、条例の基本理念について広く入れていけるように、委員の方々と一緒に考えていきたいと思っております。

○石田（ち）委員 私もその推進会議の第1回目を傍聴しましたけれども、本当に積極的な皆さんが多いのだなと、そして、このリプロの専門の方も入っているのだなというところでは、本当に十分議論していただきたいなと思いました。

リプロの観点からも、安全に避妊し、中絶もできるという、そういう方法も、しっかりと広めていく必要があるのではないかなと思うのです。望まない妊娠で苦しむ女性たちが、今、本当に増えていて、2022年度の産婦人科医会の報告ですと、人工妊娠中絶届出件数が12万2,275件、15歳未満は、昨年度に比べて22件増えている。15歳は10件増、19歳は569件も増ということで、若い世代で本当に増えているのです。こうした方々への緊急避妊薬、これが厚労省で試験販売が薬局で取り組まれておりますけれども、これの結果について、区としては、どう考えていらっしゃるか伺いたいと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 リプロダクティブ・ヘルス/ライツにつきましては、女性が妊娠・出産をする可能性があり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、こうした問題の重要性について、男性を含めて広く周知を、社会の認識を高めるというところを理念というように考えております。

その1つ、薬のことをとるだけではなくて、子どもの頃から、女性だけではなく、皆さんに健康について考えていただく機会を持ちたいと思っております。

○新妻委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 お願いします。181ページのチャットGPT導入と、AIチャットボットについて、197ページ、町会・自治会加入促進支援事業、地域連携のところと、あと、201ページ、社会を明るくする運動、また、これは載っていないのですが、公契約条例制定についてということで伺いできればと思っています。よろしくお願いします。

チャットGPT導入なのですが、昨年から導入をして、いろいろな部署でチャットGPTを使ってみようというところから始めて、業務の改善とか、効率化とか、アイデア出しとか、企画に使っていくというようなお話だったかと思います。

その中で、今どういうふうには活用されているのかということと、実際にやってみて、どのぐらいの効

果があったのか、実感されているのかというところを教えてくださいたいことと、これを区のほうで広げていくというところで、研修とか、そういったことが必ず必要になっていくと思いますので、どのように研修をされているのでしょうかということと、どのぐらいの方が受けているのか教えてください。

町会・自治会のほうですが、これは午前中も話があって、イベント開催時等、人材不足というところが課題となって、こうした補助金が出てきたという中で、多くの申請があって評判もいいというようなお話がありました。

一方で、町会の加入につながるかどうかというところをしっかりと見ていかなければいけないというところで、イベント開催時に、これも午前中の委員のお話にもありましたけれども、イベントに参加するけれども、なかなか町会加入につながらないというところで、この辺の課題をどうやって補っていくのかというところ、人を呼んで終わりではなくて、それをどう町会加入につなげていくのかというところを教えてください。

公契約条例ですが、ご答弁の中では、今までも様々意見交換をしながら進めてきたというところで、区のほうでもいろいろな検討をされてきたところだということで、今回、一般質問でも、制定に向けて、ぜひ取り組んで欲しいということで、ご答弁で、第4回定例会での条例制定を目指し具体的検討を進めますということでした。8月から、学識経験者、事業団体、労働団体から聞き取りをしながら、現在、2回検討委員会を開催しているというところで、8月から第4回定例会という、時間的に言うと、4か月とか5か月とかというところだと思いますが、この期間についての区の考え方について教えてください。現在2回ということ、あと何回ぐらい開催していくのかとかを、分かれば教えてください。

○西澤DX戦略担当課長 私からは、チャットGPTについての質問にお答えさせていただきます。

ただいま品川区で導入している対話型AIは、自治体AI zeroという製品を使っておりまして、こちらはチャットGPTやClaudeといった最新のLLMを接続できる対話型AIツールでございます。

活用については、職員の業務効率化を図ることを目的に、比較的難易度の低いものでいきますと、メールや議事録の作成、あと、アイデア出しといったものが考えられます。また、比較的難易度の高いものでいきますと、アンケートの分析だったり、FAQの作成といった、こちらは区民サービスの向上につなげられるというふうに考えております。

効果については、これらの作成の時間を短縮することが可能と考えていますし、ものによって少し時間が変わってしまいますが、メールの作成などであれば、今まで10分ぐらいかかっていたものが、1分、2分程度で作成することも可能になっております。

次に、研修の内容についてですが、研修を一般職員向けに8月に2回、管理職向けにも9月に1回実施しております。実施時間は90分から120分で、講義とハンズオンを含めた内容になっておりまして、実際に職員が触れるような環境で研修を実施しております。募集形式で実施したところ、80名ほどの参加者がありまして、かなり好評を得ておりまして、研修実施後のアンケートも、5段階評価で4.5近くとれておりまして、かなり好評をいただいているような研修になっております。

○宮澤地域活動課長 町会・自治会等のイベントでの参加者の加入に向けてというところでございます。

まず一番大きいところとしましては、やはりイベントを行っている町会・自治会の活動を知っていただくことなのかなど。そのためにはというところで、特に町会からお聞きする声としては、情報発信と

活動の透明性を高めるということで、SNSを活用して写真等で情報発信するという声が聞かれますので、そういったデジタル活用の支援も進めているところ。

もう1つは、マンションとの連携というところで、加入していない町会との関係づくり、そういったところも支援をしております。

また、地域力連携促進ということで、町会と連携した事例としても、これは町会に加入しているところにはなりませんけれども、社宅の管理組合と一緒にイベントを行ったというところがあります。加入だけでなく、イベントへの参画、担い手というところにもつなげていくように支援をしていきたいと考えているところです。

○佐藤経理課長 私からは、公契約条例の制定に関してのご質問についてお答えいたします。

先般の一般質問の中で区長からご答弁申し上げたとおり、第4回定例会を目指して、現在、準備をしておりますが、その準備の中で、8月に公契約条例に関する検討委員会を立ち上げたところのスケジュール感というところかと思えます。

区では、これまで関係団体との意見交換ですとか、特別区の中でも14区が条例を制定しております、それに伴って運用をする中で、課題ですとか、そういったものも抽出されておまして、かつ、運営しているところも安定して運営されているというところも確認してきたところでございます。

そうした中で、8月に学識、労使の団体から委員に入らせていただいてご意見をいただいておりますが、それはこれまでの検討に加えまして、現場に近いところから具体的な意見をいただくというところで条例案を検討していくということを目的にしております。

あと何回というところですが、これまで8、9月で1回ずつ、計2回やっておりますが、今後、10月の末を目途にしまして、もう一度、ご意見を伺って、具体的な条例案を検討していくというスケジュールでございます。

○大倉委員 公契約なのですが、あと1回というところで、3回で進んでいくというところで、これ、ご答弁を見ると、第4回定例会での条例制定を目指しとあるのですが、これ、例えば、具体的にやっていく中で、もう少し議論が必要だよなといったときには、まだこの先もう少し議論を進めていきますということも考えられるのかということについて教えていただきたいのと、例えば、それが委員から出れば、そういうことも考え得るのかなというところの確認をさせていただきたいと思えます。

チャットGPT導入なのですが、かなり好評ということで、かなり時間も短縮されていくというところで、また、こうした時間短縮が区民のサービス向上だという理解をしております。そういったところで、また今後、こうした研修、実際に使っていくということが、さらに今後の効率化につながるというところでは、ぜひ、さらにそうした研修を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

AIチャットボットにそのまま移りますが、令和5年度から、今まで4業務から3業務増やして、今、7になっているのですか。AIチャットボットに質問すると答えてくれるというところで、ほかの自治体を見ると、AIが、区の独自のキャラクターだったりしていたりするのですが、品川区ののを見ると、女性が、これはどういうキャラクターなのだろう、ちょっと分からないようなキャラクターが出て、進んでいくと、選ぶ項目ごとに全部違うキャラクターが出ていたり、背景も違ったり、統一性というところでは、あえてバラバラにしているのか、そういったところは分からないですけれども、統一性を持って進めていくとか、品川区独自のキャラクターが、観光大使はじめ、スポーツのほうでも、デフリンピックのほうでもありますから、そういったところの活用ということも考えて、品川区のそ

うサービスの中にも、品川区独自のキャラクターを導入していくということも考えられるのかなと思いますけれども、その点について教えてください。

町会・自治会加入促進事業、地域連携なのですが、すみません、少し趣旨がうまく伝わらなかった。NPOとか、そういった団体も含めて、一緒に町会に関係をしてもらって、そこからさらに事業を広めて、町会の担い手というか、イベントとかも手伝いながら担い手や加入を進めていくというところで、NPOとかの声かけということがあったと思うのですが、こうした声かけで、これは区が情報を持っているのか、それとも町会のほうで声をかけていくのかということをお教えいただきたいのと、そうした情報はすごく貴重になると思っています。その中で、そうした連携ができていくことが、NPOなどは町会とは全然活動場所が違うけれども、協力をしてもらうことで町会のイベントがにぎわって、町会加入につながるということだと思ってしまうのですが、そうした場合に、NPOやほかの団体が、そもそもやっているところでの町会との連携などというほうが、より加入促進も含めて、むしろNPOなどの方たちが、その町会と連携してやっていくということのほうが、担い手としては、NPO自体が町会に入ってやっていったほうが入るのではないかなという感覚がしているのですけれども、そういった逆の方向から見た取組をしていくということも考えたほうがいいのかということと、そうした情報は把握されていると思いますが、把握の状況と、その把握した情報をこうしたNPOがありますよということで、そうした思いを持っている人たちが当然やっていると思いますので、そういう思いを持った人たちがいますよということを所管を超えて共有して、例えば、今、文化観光戦略課もできて、そういったところとも連携をしながら地域をつないでいって、エリアを広げていって、この地域のまちの魅力というところにもつながると思うのです、愛着の醸成とか。そういった視点も含めて進めていっていただきたいと思っていますが、考えを教えてください。

○佐藤経理課長 公契約条例の制定時期についてですけれども、今回の検討委員会においても、制定に前向きなご意見をいただいているところですので、先般の答弁のとおり、第4回定例会への提案を目指して準備してまいります。

○西澤DX戦略担当課長 AIチャットボットについてご説明させていただきます。

こちらのキャラクターは、各セクションごとに所管が親しみやすいキャラクターを無料で選べる範囲から使用していただいているというものになっております。

そして、案内のところに女性が出てくるところについては、そういったキャラクターが使えるかというところは技術的に可能かということも確認した上で進めていきたいと思っております。

○宮澤地域活動課長 NPOの活動の支援というところにも入ってくるかと思えます。区内で様々な活動されているNPOの団体を、区民活動ということで、例えば、区民活動情報サイト「すまいるネット」で情報発信を自らやっただいておりましたり、区民活動の「しな活」という団体をまとめた冊子を作成しております。これらを町会・自治会にも配布したりしておりますし、電子データという形で区内にも共有することで、区内でこういった活動をしている団体がいるかということをお情報共有しているというところがございます。

○大倉委員 AIチャットボット、よろしくお願ひします。もろもろ検討していただければと思います。

公契約条例は、分かりました。前向きということで、第4回定例会を目指すというところであるということで、より品川区のよさが出るような条例制定、様々な検討委員会の中でご意見をいただきながら進めていただければと思います。

町会・自治会は、分かりました。時間がないので、また改めていろいろなところで質問したいと思います。ありがとうございます。

○新妻委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 183ページ、全国自治体との連携事業、185ページ、市町村交流事業、217ページ、おくやみコーナー経費、戸籍情報システム運営経費、A I・R P Aツール、時間があれば、205ページ、外国人観光客誘致事業について質問してまいります。

昨日の歳入で飯田市との交流事業について各所管に確認しましたが、改めて確認をしております。

本日、10月3日、品川区と飯田市との災害時における相互援助協定の調印式が行われ、無事に協定が締結されました。2011年、国がリニア中央新幹線整備計画を決定・公表後、2014年から約10年間にわたって、民間、品川区、そして飯田市の職員が、いろいろ地道に交流を続けてこられた結果が、1つの形になったことを喜び合いたいと思います。

私どもも、本年5月に、会派6名で、改めて飯田市を訪れ、先ほど現場主義という話がありましたけれども、調査なくして発言なしと、リニア中央新幹線の駅の建設予定地を案内していただいて、この目で確認をしております。今は4時間ですが、10年後には45分と、恐らく時間的には交流都市の中で一番近い都市となる。まさに未来のご近所でございます。

昨日は、顔の見える関係というところで町会・自治会の交流先として、また、飯田市は内閣府に選定されました環境モデル都市として、環境をキーワードとした関係構築について伺いました。本日は、観光の観点からも伺います。

リンゴ並木と人形劇のまちとしても知られ、天下の名勝とうたわれる天竜峡をはじめ、天竜川の川下り、元善光寺、そして日本一美しい星空、しらびそ高原などの観光名所とともに、樹齢300年以上の美しい多くの桜がある、巡る旅、グリーンツーリズム・エコツーリズムの取組なども全国から注目されております。

飯田市では、2001年に設立されました第3セクター、株式会社南信州観光公社というところがありまして、これは南信州の自然や産業、生活文化、スポーツ等々に関する本物志向の体験プログラムを200種類以上用意しております。農家の民泊や天竜川のラフティングを中心に、年間3万人以上の方々に利用されておまして、ほかの自治体や旅行客、観光客、子どもの研修を受け入れる経験値を持っております。

私どもの会派も、視察の際に、環境NPOが化石燃料ゼロで運営する研究研修施設で環境学習を体験してまいりました。今後、例えば、山村古民家留学、みそづくりや炭づくりといった体験プログラムなども考えられます。

10年後には、こうしたグリーンツーリズム・エコツーリズムを区民が45分で楽しめる環境となります。もっと早まるかもしれませんが。それまでは車で4時間かかりますけれども、観光の観点からも、ぜひこの10年間、これを活用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大森文化観光戦略課長 飯田市との観光面での連携ということで、リニア開通まで、向こう10年間あるということで、これまでも交流を深めてきたと認識しているところでございます。本日の協定によりまして、観光面での連携も取り組んでいきたいと思う所存でございます。

差し当たっては、区内のイベントのブースでの出店といったところですか、ハタチの龍馬とのゆるキャラ、飯田市にゆるキャラがあるのかということはあるのですけれども、そういったところのコラボであったりとか、あとは、「未来のご近所」という言葉をキーワードにしまして、関係人口の今後の獲

得などを見据えた相互連携に取り組んでまいりたいと思います。

差し当たっては、11月17日に開催します「エシカルイベントinしながわ」において、飯田市の焼肉物販ブースが出店するというので聞いておりますので、所管は違いますけれども、現場に足を運びまして、飯田市の関係者と情報交換をしながら始めたいと考えているところでございます。

○あくつ委員 時間はありますので、ゆっくりと観光の様々なポテンシャルを高めていっていただければと思います。

決算項目であります今回の交流事業と、水と緑の市町村との交流事業は、山北町、早川町。私も子どもが小さい頃、何度か家族で訪れまして、キャンプ場での宿泊、ナイトツアー体験で野生の鹿を見たり、本当に得難い体験をさせていただきました。大自然がすごく美しい。

交流の根拠として、品川区では、昭和61年8月に水と緑の市町村との交流事業基本構想を策定し、当時、81市町村からのオファーがあって、厳正な選考の結果、この2つが選ばれた。この基本構想の目的は、区民に水と緑に象徴される自然環境の豊かな市町村との交流事業を通じて、健全で潤いのある区民生活の実現を図るということが目的とされています。

飯田市は、本目的に対してもぴったりに該当するのではなかろうかと思います。また、特別区の全国連携プロジェクト、今、坂井市でありますとか、高知県ともやっておりますけれども、これは、今日、災害協定を結んだばかりですから、今すぐとは申し上げませんが、やはり潤いのある区民生活の実現に向けて、未来のご近所として、今後さらなる関係性を深めていく、進化するためにも、飯田市とのこうした交流、根拠を見据えていってはいかがかと思いますが、ご見解を伺います。

○勝亦総務課長 水と緑の市町村との交流事業、自然と関わる機会を増やしていく、区民に味わっていただく、そういったもの。また、平成に入りましてから地方創生という視点も入った全国連携プロジェクト、こういったものの中で相互の自治体が連携を深めて、経済の活性化ですとか、それぞれが協力し合って元気になっていく、こういったコンセプトで進めてきているものでございます。

そういった意味では、今後とも、様々なジャンルで交流連携を通して相互に発展していけるよう努めてまいりたいと考えております。

○あくつ委員 時間はありますので、よろしく願いいたします。

次に、おくやみコーナーと、RPA等について、書かない窓口の推進について伺ってまいります。

本年1月4日から、おくやみコーナーが稼動して、早くも10か月目ということで、担っていただいているのは、東京都行政書士会品川支部に委託をして実施しております。実際に運用されている行政書士の皆さんも、大分慣れてこられたようですけれども、若干課題も感じられているようです。

例えば、所管によって異なる申請書や届出などに、手書きで、これはサポートするだけです、代書はできませんので、申請者の方が氏名、住所等何度も同じことを書かなくてはならない。特に高齢者のご遺族に何度もこの作業をしていただくのは心苦しいということでした。

これはたしか、本年の行財政改革特別委員会の中で、情報推進課長から、そういったものをクリアできるような仕組みで間もなくスタートしますというようなご答弁をいただいていたのですが、これはいつからスタートするのか教えてください。

○横田デジタル推進課長 今現在、契約を進めているところでございまして、1月を目指して今動いているところでございます。

○あくつ委員 簡潔にありがとうございます。マイナンバーカードを請求者の方がお持ちいただいて、それを当てれば、いわゆる4情報、氏名、住所、生年月日、性別を自動的に入力できて、そのままそ

れが複数の申請用紙に印字されて出てくるという仕組みを、今、構築をされていると。ぜひこれは進めていただきたい。

それともう1つ、これも意見です。振込先の口座番号、これも何回か書かなくてはいけない。何々銀行何々支店、何々というものを、こちら申請者の手間が多い。これは4情報、マイナンバーカードの中に入っていないので、これもできれば、大分、今、技術が進んでいますから、これを例えば手元にタブレット等を用意して、1回それを入力すれば、全て同じような形で振込先が印字されるような仕組み、こうしたことはできないのかということで、こちらのほうも伺います。

○横田デジタル推進課長 委員ご指摘のとおり、パソコンに口座番号を入力することによりまして、複数の帳票に反映するような仕組みを構築する予定でございます。また、マイナンバーカードをお持ちでない方もいらっしゃいますので、同じようにパソコンに、氏名、住所、生年月日、性別を入力することによって、複数帳票に反映するような仕組みを構築する予定でございます。

○あくつ委員 来年1月が目途ということでございますので、これも着実に進めていっていただきたいと思えます。

3月の予算特別委員会で、これは当時の情報戦略担当課長に伺ったのですが、区民交通傷害保険、手書きの申請書、これは一旦、郵便局や銀行などで申し込んだ後に、品川区の交通安全担当に金融機関から回ってきます。これを毎回1つ1つ手打ち、これ、1年間の契約なので、データを更新するわけではなくて、1つ1つ、もう1回最初からデータにする。これは手間がかかるということでした。

そこで品川区でも、RPAの活用、自動化です、名簿や一覧表などの記入の自動化と、AI OCR、手書きの文字も非常に高精度に読み込むことができると伺っております。こういったものの活用も検討してほしいとお伝えしました。当時、情報戦略担当課長からは、ご提案いただいた業務も、まだ我々のほうには要望は上がってきておりませんが、この中でデジタル化することにより、区民の利便性向上と業務の効率が図れる可能性がありますので、所管課の皆さんと検討を進めさせていただきたいとのご答弁をいただいております。検討状況を教えてください。

○西澤DX戦略担当課長 ただいまご質問いただきました区民交通傷害保険に関して、回答させていただきます。

AI OCRは、手書きの用紙からテキストデータを抽出するデジタルツールでございまして、こちらをもちまして業務の効率化を図ることができます。

本件に関して、令和6年3月から4月にかけて、地域交通政策課とデジタル推進課で検討を行いました。検討の結果、残念ながら、技術的な課題が大きく、AI OCRの読み取りを断念せざるを得ないような状況になってしまいました。

理由といたしましては、用紙がかなり小さくて、封筒の三つ折りサイズ程度のものでして、手書きの文字自体が小さくなってしまったため、文字の認識率が30%程度になってしまいました。認識率が悪いと、読み取ったテキストを訂正しなければいけなかったり、確認しなくてはいけなかったりといったところで、非常に時間がかかってしまうものになってしまいました。

本件では断念せざるを得ませんでした。別の方法で効率化を視野にフィージビリティを見極めながら、引き続き検討していきたいと思っております。そういったことを通して業務の効率化を進めていきたいと思っております。

○あくつ委員 まず、検討をありがとうございました。技術的課題があるということでしたけれども、そのときも私、申し上げましたが、保険会社のほうにも確認をして、準公金扱いということで、用紙に

は一定の制限があるということでした。その点についても恐らく検討していただいたのかなと思いますけれども、技術がいくら進んでもできないことがあるという中で、手間を理由として事業自体の存続が危ぶまれるようなことがないように、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、外国人観光客誘致事業、インバウンド向け整備・PR事業、これは時間もないですから簡単に申し上げます。

先日羽田空港の第3ターミナル、国際線のターミナルに家族で行ってまいりました。外国へ行ったわけではないのですが、そのときに、都内の複数の自治体の羽田空港周辺エリア紹介という動画が、モニターに延々と流れていました。10ぐらいの自治体の観光PRの動画が流れていて、私も少し家族を止めて、品川区が出るまで待とうということで、10ぐらい全部見ました。品川区の動画は2分ぐらいだったので、*「A Day in Shinagawa, Tokyo」*というインバウンド向けの、天王洲アイルとか、戸越銀座とか、和菓子のスイーツ、焼き鳥、ラーメンの食べ歩き、目黒川の桜を見る船のクルーズ、居木神社の御朱印、そして、夜は屋形船による東京湾のクルーズという、よくまとまっている動画でした。10件ほど、私、見まして、全ての自治体を見て大変驚きました。断トツで品川区のPR動画が優れていました。びっくりしました。お世辞ではありません。センスがあるというか、見どころの紹介、2分弱でしたけれども、非常にスタイリッシュで、多分これ、外国の方が見たら、行きたくなる。品川区は素晴らしいところだなと思うような、逆に言うと、ほかの自治体のものが、これで本気なのかというような内容のもので、ぜひ見てください。これは、品川区のものはしながわ観光協会のホームページに*「A Day in Shinagawa, Tokyo」*という、載っております。

私が言いたいのは、やはりインバウンドで、今年1月から6月までの訪日外国人客は過去最高となっております。このままだと年間で、これも最高の3,500万人を超える見込みであるという中で、やはりこれから品川区がどんどんインバウンドで勝ち組になっていく上では、さらにこれをブラッシュアップしていった発信をしていただきたいというところです。ご答弁があれば、お願いいたします。

○大森文化観光戦略課長 お褒めの言葉をいただき、ありがとうございました。

まず、インバウンドに向けての観光客の取り込みということで、こちらは、引き続き進めてまいりたいと思います。

委員のおっしゃいました*「A Day in Shinagawa, Tokyo」*につきましては、しながわ観光協会ホームページのほうに載っておりますので、ぜひ皆さん、ご覧ください。

○あくつ委員 私だけではなくて、家族も「品川、やるね」と言っていましたので、ぜひよろしくお願いします。

○新妻委員長 次に、まつざわ委員。

○まつざわ委員 私からは、201ページ、生活安全推進事業、これは防犯と防犯カメラについて、時間があれば、195ページの地域振興経費について質問します。

令和5年度における区内の刑法犯認知件数が2,146件、刑法犯認知件数は、警察そして捜査機関が被害届や告訴、告発などにより、刑法に定められている犯罪の発生を認知した件数です。

主な種別としましては、自転車窃盗が538件、万引きが228件、侵入窃盗が42件、詐欺が147件挙げられておりました。

まずは、ここ最近の認知件数の推移についてお聞かせください。

○河合生活安全担当課長 刑法犯認知件数の推移でございます。区内の刑法犯認知件数につきましては、新型コロナウイルス感染症の行動制限が入るまで段階的に減少しておりまして、行動制限が入って

から大きく減少いたしました。令和4年以降、行動制限が解除されてから若干その反動と申しますか、増加に転じております。2年連続微増という形になっているのですけれども、コロナの行動制限に入る前の数字から比較しますと、微減という形になっておりますので、治安が著しく悪化しているという状況ではございません。

○まつざわ委員 ありがとうございます。確認しました。

事務事業評価シートを見ますと、自動通話録音機の貸出し数が年々減っておりますが、この自動通話録音機の貸出し数は、区内にある程度広がったから減ってきたのか、この減少した数の確認をさせていただきます。

○河合生活安全担当課長 自動通話録音機の減少につきましては、そういった状況もあるとは思いますが、特殊詐欺のアポイント電話、アポ電が入ったときに、警察もご案内していただくようなことがありまして、そのアポ電が減少したこともありますので、そういったところで減少したところもございまして。

しかしながら、今までいろいろな場所で啓発させていただきまして、結構、防犯に関する意識が高いところにはつき始めているというところがあると認識しております。

○まつざわ委員 お話のように、品川区は、やはり特殊詐欺に対しまして、この自動通話録音機を無料貸出、また、23区初ですが、AI型自動通話録音機、これを自主財源で貸し出すなど、町会・自治会の見守り隊、こういったものにも相当力を入れている区であって、非常に評価の高いものだと認識しております。

一方で、なかなか減らないのが、当たり前ですけれども、犯罪です。犯罪率が減らない理由は、様々な要因が複雑に絡み合っています。1つの解決策では十分な効果が得られないため、犯罪対策は長期的な支援に立った多角的なアプローチが必要でございます。経済的な不安、家庭環境や教育、社会的な孤立、再犯率の高さ、新しい犯罪の発生など、どう頑張っても警察だけでは対応ができません。だから、我々地域が協力して様々な犯罪抑止をしていかなければならないと思っています。

そこで何点か質問させていただきます。

犯罪抑止の効果的なものの1つとして、防犯カメラが有効な手段として広く認知され、設置が品川区でも進んでいます。事務事業評価では、この防犯カメラの設置台数におきまして、目標を超えたとありましたが、品川区全体を見て、この台数、足りているのか、足りていないのか、そこら辺を確認させていただきます。

○河合生活安全担当課長 区内の防犯カメラの設置状況につきましては、区で管理する公園や通学路あるのですけれども、そのほかメインとなっておりますのが、町会・自治会、商店街等の地域団体に設置していただくものに助成するという設置費、維持管理を助成するというのがメインになっておりますが、現在、区内で地域団体が管理するものにつきましては、手集計で、おおむね1,368台の設置を把握しているのですけれども、これは23区内でも上位に入るほどついております。

実際、全て網羅できるかというところは、いろいろな犯罪の発生状況によって変わると思っておりますけれども、一定の効果が出ていると考えております。

○まつざわ委員 防犯カメラが、品川区が上位だというお話を聞きました。その中で、防犯カメラの設置・更新は、補助率を引き上げていただきました。でも、これ、依然として町会・自治会が、例えば電気料金も何でもそうですけれども、負担している。これは現状であります。この維持管理費は、要は、固定費です。限られた予算で運営する町会・自治会の財政を圧迫するものであって、このカメラは、例

えば、事件が発生します、事件が発生した際に、この防犯カメラを活用するのは誰なのか、教えてください。

○河合生活安全担当課長 事件が発生した際には、やはり警察などの捜査機関が活用するという形になります。

○まつざわ委員 まさしく、多分、警察がほとんど活用しますよね。そうしますと、本来なら、防犯カメラは、例えば、警察、あるいは東京都が設置することが妥当だと私は思っております。これは特別区議会の議長会の要望も拝見させていただきました。これ、7年間にわたって同じような要望を出していますが、なかなか形になっていないのが現状であって、町会・自治会は、あくまでも犯罪抑止に協力している形です。維持管理費の課題によって設置を断念している町会・自治会もあります。そうすると、地域の安全性に偏りが生じてしまう可能性がある、これはよいことではないと思います。

まずはこの考え方のご見解を聞きたいのと、つい先日も、祭礼のごみ出しのときに、資源ごみの持ち去りとちょうど遭遇したのです。声をかけたら、あっという間に逃げられてしまいましたけれども、結局、資源の持ち去りも犯罪です。

そこで、防犯カメラの重点エリアを明確化することを提案したいと思っています。区内の防犯状況を分析して、特に犯罪が多いエリア、これは多分、警察が全部データとして持っていると思うのですが、そのデータに基づいて設置場所を明確にすることで、効率的な監視、または抑止ができると思っています。このような場所においては、例えば、品川区に維持管理費を捻出していただく、設置できる町会・自治会は、午前中の答弁でもありました。設置できる場所は、警察と協議をしながら指導を受けて、ここがいいということで設置しているということは分かりました。でも、設置ができないエリアで、例えば、警察のデータの中で重点エリアがそこに該当するのだったら、そこら辺は検討していただきたいと思いますが、2点、ご見解をお聞かせください。

○河合生活安全担当課長 ご指摘の防犯カメラの負担ということと、行政での管理的な部分につきまして、回答いたします。

実際、防犯カメラの設置意義につきましては、犯罪が発生したときには警察が活用するというところなのですけれども、防犯カメラというのは、文字どおり、抑止面が重要なものでございます。防犯カメラに関する助成事業は、自らが住む、営むまちを自らや地域で守る、まずは守っていただくことが重要でございますので、そういった意識が地域の連帯を強めるということと、それを後世にも残していく、継続していくということが重要でございますので、そういったところのやはり自助、共助というところの資金面について、公助として助成していくということが考えでございます。

また、実際、町会などの財政負担は、やはり考えていかなければいけないというところがございますので、やはり負担が軽減されるように、助成率等については検討していく必要があるかなというところで判断しております。

また、行政が設置すべきというようなところにつきましては、それぞれの地域における治安情勢とか、捜査機関の必要性とか、そういったご意見を踏まえながら個別的に判断するものかなと考えているところでございます。

○まつざわ委員 課長のお話はよく分かりました。自助、共助、公助の中でやってきて、できれば助成率をもっともっと引き上げていく、その検討を進めていただきたいと思っています。

それで、防犯に対する助成金の中で、これは新聞に書いてあったのですけれども、足立区が、録画付きインターホン、防犯カメラをはじめ、4種類という幅広い防犯グッズの助成を始めました。これは

大変好評だと伺っております。

例えば、品川区でも、急に幅広く助成金を出してくれとは言いませんが、例えば、一番初めに言いました刑法犯の中でも自転車窃盗が非常に多く占めているのであれば、自転車の盗難防止グッズ、侵入を防ぐ、抑止するという部分であれば、センサー付アラーム、こういったものに助成金を出すなど、先ほど話しました区の認知件数、犯罪の動向をしっかりと絞り込んで、そこに対して重点的に助成金を拡充していく、そういったお考えがあるかどうか、ご見解をお聞かせください。

○河合生活安全担当課長 防犯設備に関する補助、助成関係ですけれども、まず、本年度から、個人宅の戸建て住宅の防犯カメラと録画機能付きインターホンの設置に関する助成を開始しております。これは、依然高止まりである特殊詐欺とか、そういった犯罪の情勢、あと、区民が不安に感じていた悪質な訪問販売系、屋根の点検とかで急に来てというところで、そういったところで、限られた予算の中で一番防犯効果が高いというところで、防犯カメラと録画機能付きインターホンに絞ってということで開始しております。

ですので、こういった足立区の幅広くというところは、その時々治安情勢と区民のニーズを確認しながら、その時々追加するかどうかということは検討かなというところで考えております。

○まつざわ委員 録画付きインターホンを助成していただいて、たしかこれ、屋根被害、私もすごく言われるのですけれども、屋根被害の犯人がなかなか捕まらないのは、そういうことがあっても、その人物が特定しきれないという課題があるので、こういったものが活用されて、犯人が画面に映れば、また形になるといった部分で、品川区は大変すばらしい助成をしたなと思っております。引き続き、この助成金に関しては、いろいろ考えながら増やしていただきたいと思います。

最後に、見守りです。

品川区は、自主的防犯団体とか、83運動、地域の防犯パトロール、区と区民が協力し合っただ子どもたちの地域全体での見守りを幅広くやっております。私もこの自主的防犯団体に関わりまして見守りを続けていますが、点での見守りのために地域の課題が見えません。要は、全体が見えない。戸越で起こった犯罪が武蔵小山には分からない。私たち素人は、そういった点と点でしか犯罪が分からないのです。これは前にも質問したのですけれども、そういった声がある中、見守りを可視化するということはどうかということをご提案させていただきたいのです。

例えば、しなみちレポートは、私、すごいなと思っていて、区民の方が工事箇所を全部送れるのですよね。送ると、送った人もみんな見られるし、こういうところが壊れているのだなということがあって、そういった部分がよく見える、こういう可視化というのを見守りに応用することもいいのかなと思っているのです。

例えば、戸越銀座のこういうところに穴があいているから気をつけましょうというのは、それに登録している人はみんな見えるし、例えばここが危ないとか、そういうところがあったりするので、そういった部分でしなみちレポートのような可視化、そういった考え方を教えてください。

○河合生活安全担当課長 その地区の治安情勢とか、そういったものにつきましては、一番タイムリーに発出されておりますのが、警視庁で運用しているデジポリスというところで、不審者情報とか、そういったものは素早く発信されますので、デジポリスの普及促進としてやっているところでございます。

委員ご指摘のとおり、やはり見守りというのは、ながら見守りが大切ですので、そういったアプリの活用なども検討していきたいと考えております。

○新妻委員長　以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、10月7日午前9時30分から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後4時51分閉会

委員長　新妻　さえ子